

第 2 部報告
法科大学院と研究者養成の課題

平成 1 5 年 6 月 2 4 日
日本学術会議 第 2 部

要 旨

報告書の名称：法科大学院と研究者養成の課題

報告書の内容：

1．法科大学院は、ビジネス系の新たな大学院とともに、「専門職大学院」のひとつと位置づけられている。司法改革の一環として必要とされたこの法科大学院は、大学院制度としてはさまざまな点で既存の制度とは異質なものを含んでおり、法科大学院の設立が他の分野にさまざまな影響を及ぼす可能性がある。法科大学院の制度設計にあたっては、そのことを十分に配慮する必要がある。

2．アンケートの結果、回答校のうち61校が法科大学院を設置する予定であるが、その多くは独立研究科の形を考えていることが明らかとなった。大半の大学は、法科大学院修了者が、修士論文なしに博士後期課程に入学することを認めている。実定法科目については、法科大学院が研究者養成の機能も担うところが多く、他方、法科大学院設置に伴うスタッフ不足などによって、博士前期課程を縮小せざるをえないと考えている大学院が多い。

3．法科大学院は、本来、現行の司法試験中心の制度を改め、法曹をプロセスとして養成していくとか、「人間性への深い洞察力」、「問題発見・解決創造能力」、「総合的分析力」をもつ法曹を養成するといった理念にもとづいて構想されたものである。しかし、現実には、設置が予定されている法科大学院において、教育の中心となるのは、法律基本科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法であり、これらの法分野において法解釈を中心とした教育がなされることとなっている。しかも、法科大学院修了後に予定されている新司法試験では、実定法が試験科目の中心となっており、また法科大学院修了者の合格率が、低い場合には5割程度あるいはそれ以下と見込まれるため、法科大学院学生は必然的に、受験準備のために主として実定法科目の学習に力を入れることが予想される。それは、法科大学院の研究者養成機能を著しく低下させることになる。

4．法科大学院における教育は、少人数、双方向、事例研究、討論などの方法によって行われることとされているので、大量の教員を必要とする。そのため、法科大学院の設置に伴って、とりわけ実定法科目の各分野で、法学部や博士前期課程の教員が手薄になり、これらの機能が大幅に低下することが懸念される。

5．とりわけ実定法分野においては、将来の研究者の多くは、法科大学院修了者から供給されることになる。しかし、法科大学院の教育内容が実定法科目中心で、基礎法科目や、政治学、隣接諸分野の教育が軽視され、しかも実定法科目の教育においても、解釈技術の修得や実務への対応に力点が置かれるとすれば、それは研究者としての素養を身につけるためには決して十分ではない。また、法科大学院を修了して新司法試験に合格した者が研究者になる道を選択しないため、研究者の供給源が枯渇するという問題も懸念される。

6．以上のことを考えれば、少なくとも法科大学院におけるカリキュラムを抜本的に見直し、基礎法諸科目、外国法、政治学科目、隣接諸科学などの比重を大きく増大させることが必要である。このことにより、実定法分野の研究者志望者が幅広い知識を身につけることができるし、基礎法分野についても、研究者志望者が法科大学院での教育を経て、研究者として育っていく可能性も生じてくる。

7．さらに、法学・政治学分野の研究者養成の機関については、これまでのように大学院博士課程だけでよいのかどうかを含めて、多面的に検討する必要がある。

この報告は、第 18 期日本学術会議第 2 部の審議結果をとりまとめ、発表するものである。

日本学術会議 第 2 部

*伊藤 進	明治大学法学部教授
岩井 宜子	専修大学法学部教授
江頭 憲治郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岡部 達味	東京都立大学名誉教授
*戒能 通厚	早稲田大学法学部教授
神谷 不二	慶應義塾大学名誉教授
川端 博	明治大学法学部教授
北野 弘久	日本大学名誉教授
栗林 忠男	東洋英和女学院大学国際社会学部教授、 慶應義塾大学名誉教授
櫻井 孝一	早稲田大学名誉教授
佐々木 毅	東京大学総長
嶋津 格	千葉大学法経学部教授
芹澤 功	武蔵工業大学名誉教授
田村 諄之輔	東亜大学大学院総合学術研究科教授
*西谷 敏	大阪市立大学大学院法学研究科教授
野上 修市	明治大学法学部教授
*浜川 清	法政大学法学部教授
廣渡 清吾	東京大学社会科学研究所教授
外間 寛	財団法人大学基準協会専務理事、中央大学名誉教授
堀部 政男	中央大学法学部教授、一橋大学名誉教授
町野 朔	上智大学法学部教授
松岡 博	帝塚山大学法政策学部教授
宮坂 富之助	早稲田大学名誉教授
村松 岐夫	学習院大学法学部教授
*毛里 和子	早稲田大学政治経済学部教授
森 英樹	名古屋大学大学院法学研究科教授

* は本報告の執筆分担者である。

目 次

これまでの経過と本報告書の位置づけ	1
法科大学院と研究者養成の問題点	3
1．大学院制度から見た法科大学院	3
2．法科大学院に関する制度設計 アンケート結果から	5
3．法科大学院設置後の研究者養成の問題	7
4．今後の展望	10
日本学術会議第2部アンケート「法科大学院後の法学・政治学研究者養成」 集計結果	13
附属資料	
1．専門職大学院の問題点（天野 郁男）	35
2．法科大学院設置後の実定法分野の研究者養成（伊藤 進）	43
3．法科大学院の方向と研究者養成 基礎法学の視点から（和田 仁孝）	49
4．法科大学院設置後の法学・政治学研究者養成 政治学の分野から（毛里 和子）	54
5．アメリカにおける研究者養成制度（藤倉 皓一郎）	58
6．フランスにおける法学分野の研究者養成制度の現状（北村 一郎）	62
7．ドイツにおける法学研究者の養成（新井 誠）	76

これまでの経過と本報告の位置づけ

法学部あるいは大学院法学研究科をもつ大学を中心として、多くの大学その他の機関が2004年に法科大学院（いわゆるロースクール）を発足させようとしている。この法科大学院は、いわゆる司法改革の一環として、新たな時代を担う大量の法曹を養成するために必要な制度として提案されたものであるが、法曹養成の面からみても、また大学院における教育体制の面からみても、様々な問題があることが指摘されてきた。たとえば、法科大学院卒業後に新司法試験が予定され、しかも法科大学院の入学定員が試験合格予定数をかなり上回るために、法科大学院における教育が、「プロセスとしての法曹養成」の美名とは裏腹に、新司法試験合格をめざす技術的な訓練に流れ、法科大学院がいわば受験予備校化するのではないか、法科大学院で教育にあたる教員について十分な人員配置がなされていない大学が多く、教員の過重負担が生じ、それが法学部や既存の大学院における教育水準の低下や各教員の研究活動の低下をもたらすのではないかと、法科大学院の授業料負担が大きくなり、経済的に余裕のある者しか法曹になれないという現象をもたらすのではないかと、等々である。しかし、法科大学院については、各大学はその発足のための具体的準備に追われているため、そのもつ問題性や波及効果について十分論議してきたとはいえない。また、この問題については、各大学がある種の競争状態に置かれていることもあって、大学の枠を超えた議論はきわめて不十分であった。

こうした状況のなかで、日本学術会議第2部では、日本学術会議こそこのような問題について広い立場から検討すべき役割を担っているとの問題意識から、これまで法科大学院問題について様々な議論の場を提供してきた。第18期においては、まず2001年4月5日に、公開シンポジウム「法科大学院と法学部教育」を開催し、法科大学院の設置が事実上法学部の今後の発展にマイナスの影響を及ぼす可能性が強いことを指摘して、その対策の必要性を強調した。そのシンポジウムの成果は、日本学術会議第2部の対外報告「法学部の将来 法科大学院の設置に関連して」（2001年5月14日）として公表した（法律時報73巻8号、9号、2001年7、8月にも掲載）。

次に、2002年4月3日には、第2部世話担当の各研究連絡委員会の合同会議の形で、「学術体制の再編と法学・政治学の将来方向」というテーマについて、討論する機会をもった。ここでは、大学をめぐる諸状況を確認したうえで、法学・政治学分野の教育・研究評価の問題、法科大学院設置後の法学・政治学の研究・教育の問題について議論した（その報告と議論の内容は、法律時報74巻11号、2002年10月に公表されている）。

さらに、第2部の基礎法学研究連絡委員会は、2002年2月24日に、「法曹養成と基礎法学」と題するシンポジウムを開催し、法科大学院において基礎法に関する教育がきわめて重要であるとの問題提起を行った（シンポジウムの成果は、法律時報74巻9号、2002年8月号に公表されている）。

こうした経過をふまえて、2003年4月1日に、第2部世話担当の各研究連絡委員会委員を中心とし、また外部にも呼びかけて、日本学術会議第2部として第18期の第3回目のシンポジウムを開催した。今回は、法科大学院にかかわってきわめて重要な意味をもつにもかかわらず、これまで十分論じられてこなかった2つの問題を取り上げた。

その1つは、従来の大学院制度とは相当異質な性格をもつ法科大学院制度の創設が、大学

院制度全体にどのような影響を及ぼすかという問題であり、この問題については、天野郁夫教授（日本学術会議第17期会員・国立学校財務センター）に報告をお願いした。これは、法科大学院問題を、単なる法曹養成問題あるいは法学研究科問題という狭い枠を越え、日本の大学院制度という広い視野から分析、検討するという意義をもっていた。

第2は、法科大学院の設立が、法学・政治学分野における研究者養成にどのような影響を及ぼすか、という問題である。これについては、実定法分野から伊藤進教授（民事法学研究連絡委員会委員長、明治大学法学部）、基礎法分野から和田仁孝教授（基礎法学研究連絡委員会委員、九州大学大学院法学研究院）、政治学分野から毛里和子教授（第2部副部長、早稲田大学政治経済学部）がそれぞれ問題提起し、さらに、諸外国の法学研究者養成制度に取り上げることとし、アメリカについて藤倉皓一郎教授（同志社大学法学部）、ドイツについて新井誠教授（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）、フランスについて北村一郎教授（東京大学大学院法学政治学研究科）がそれぞれ報告した。

日本学術会議第2部では、さらに、法科大学院の設置を予定している各法学部、法学研究科を対象としてアンケートを実施し、法科大学院設置後の法学・政治学の研究者養成に関する各機関の考え方を調査した。

本報告は、第2部において実施したこのアンケート調査の結果を報告し、同時に、シンポジウムにおける報告と討論をふまえて、法科大学院設置後の法学・政治学分野の研究者養成について生じる問題とそれに対する対策を検討したものである。シンポジウムにおける各報告を報告者が文章化したものは、付属資料として添付している。

法科大学院と研究者養成の問題点

1. 大学院制度から見た法科大学院

法科大学院は、ビジネス系の新たな大学院とともに、「専門職大学院」のひとつと位置づけられている。しかし、法曹と並んで専門職の代表的存在であった医学系や、実際に多数の専門技術者を輩出している工学系は「専門職大学院」に位置づけられておらず、全体として制度設計の整合性が疑われる状態が生じている。そのことを別としても、司法改革の一環として必要とされた法科大学院は、大学院制度としてはさまざまな点で既存の制度とは異質なものを含んでおり、法科大学院の設立が他の分野に影響を及ぼす可能性がある。こうした観点からみた場合、法科大学院には以下のような問題があり、この点は、今後の議論のなかで十分検討される必要がある（以下については、付属資料・天野論文参照）。

(1) 既存の一般大学院との関係

法科大学院と既存の一般大学院との関係は、これまでの審議過程でもほとんど議論されていないが、後述するように、法学系の博士前期課程と法科大学院の関係は、とくに研究者養成の面で問題となる。また、社会人の再教育などによってこの間進行してきた大学院教育の多機能化が、法科大学院の設立によってどのような影響を受けるのか、今のところは不明である。

(2) 学部と大学院

これまでから、たとえば学部によっては卒業生の3分の1が修士課程に進学するなど、学部教育の完結性や学部と修士課程の関係が不明確であった。法学系についても、現在全国で107の大学に法学部があり、合計4万人の入学定員がある（実質上はこれを上回る数の入学者・卒業者がいる）。法科大学院の設置は、法学部とは何か、学部教育は何を目的とすべきか、という新たな問題を突きつけることになる。この点については、前述のとおり、2001年5月14日に日本学術会議第2部が行った対外報告「法学部の将来 法科大学院の設置に関連して」で検討しているが、なお全体として十分な検討がなされているとはいえない状況である。

(3) 学位制度の問題

専門職大学院では、修了者に「専門職学位」を授与することとなっている。法学分野では、研究上の学位である「博士（法学）」とは異なり、法科大学院修了者に「法務博士」の学位が授与される。この学位取得のためには学位論文は不要で、単位履修のみでよいとされている。しかし、これは、学位制度の大変革であって、既存の制度との整合性に欠けるといわざるをえない。たとえば、医学部では6年の教育を受けて卒業すると「学士」の学位を授与さ

れるにすぎないのに、法学系では同じ6年（4年の法学部教育と2年の法科大学院教育）を受けた者が法務「博士」になるというのである。また、これまで社会科学系で博士号を取得するのは、毎年500人程度であったが、そこに、毎年少なくとも4000人ないし5000人の法務博士が誕生することになる。これは、学位の性格を根本的に変えることになるであろう。

(4) 大学組織

法科大学院は、独立の研究科とされる場合が多いが、後述のように、国立大学の3割程度は研究科内の専攻として設置することが予定されている。この場合、教員組織をどうするのか、教授会はどのように構成されるのか、予算はどうなるのか、給与に差をつけるのかどうか、などの問題が生じる。

(5) 評価制度

大学に対する外部評価については、当面は専門分野別の評価は実施されないが、法科大学院だけが第三者による専門分野別評価を受ける。そこでは、文部科学省の認証を受けた評価機関だけが実施できる認証評価制度が予定されているが、そのことから弊害が生じないのかどうか、慎重な検討が要求される。いずれにしても、法科大学院における評価のあり方が、他分野に対しても先例となるので注意が必要である。

(6) 入学者選抜制度

法科大学院は、適性試験制度を導入することになっている。現在、大学入試センターと日本弁護士会が適性試験を実施しようとしているが、それぞれの試験のあり方、2つの機関の実施する試験の関係などについて検討が必要である。また、2年短縮コース用の試験は、各大学ごとに実施することになっているが、基準が不統一であることによって、受験生に過大な負担をかけないかどうか、検討されなければならない。また、こうした試験制度の下で、学部段階の教育が、受験準備教育化するおそれがあることをどのように考えるのか、また、2年短縮コースと3年コースの区別が問題を引き起こすことがないのか、など検討すべき課題は多い。

(7) 授業料問題

法科大学院では、高額の授業料が予定されているが、それが将来の法曹の出身階層を固定させるといった問題がある。これに対して、法科大学院用に特別の奨学金制度を用意すべきとの意見があるが、なぜ法科大学院だけを優遇するのかという疑念が生じるであろう。また、法科大学院の授業料が国公立においても学部の授業料と別だてになった場合、従来は単一に設定されていた国公立大学の授業料を複線化することになり、法科大学院の設立を契機に（国立大学の独立行政法人化とも関係して）、学部別授業料の導入にはずみをつける可能性があ

る。

かくして、法科大学院制度は、授業料の面からも、他分野の学部や大学院に大きい影響を及ぼす可能性がある。法科大学院の制度設計にあたっては、可能なかぎり、それが他分野の学部や大学院に及ぼす可能性をも考慮に入れることは要求される。

2. 法科大学院に関する制度設計 アンケート結果から

日本学術会議第2部では、法科大学院の設置準備が各大学で進められるなか、法学系大学院における研究者養成機能の将来像を探るために、2003年2月にアンケート調査を実施した。対象は、法学系大学院研究科・専攻であり、合計150の機関に依頼したところ、85校（国立23，公立3，私立59）から回答を得た。アンケートの詳細な結果は、で紹介することとし、ここではあらかじめ概要のみ示しておく。

(1) 法科大学院の設置予定と設置形態

まず、法科大学院の設置予定（Q1。アンケート質問項目Q1のことをいう。以下同じ）については、設置すると回答したのが61校、設置しないと回答したのが10校、未定が6校となっており、設置を予定する大学が多い。

設置形態（Q6）については、私学では大半が単独の研究科にすることを予定しているが、国立大学では法学研究科内の専攻として設置するところが3割程度存在する。

(2) 法科大学院と博士後期課程

研究者養成の観点から見た法科大学院の位置づけについては、大半の大学で、法科大学院を博士前期課程に相当するものとし、法科大学院修了者に博士後期課程への入学の可能性を認めている。もっとも、条件つきで認めるとする大学もある（Q2）。

博士後期課程への入学資格として、修士論文の作成を求める大学は回答のうち4.2%にすぎず、大半は修士論文の作成を求めないとしている（Q3）。したがって、法科大学院を修了して得られる「法務博士」の資格が、同時に博士後期課程への入学要件にもなるわけである。

(3) 既存の大学院への影響

法科大学院の設置が既存の大学院にどのような影響を及ぼすかについては、まず博士前期課程について（Q4-1）は、廃止縮小を決定しもしくは予想するものが14校あり、これに、実定法については法科大学院が中心になるとするもの19校を加えると、博士前期課程の縮小を決定・予定するものは、33となっている。また、影響なしと回答した14校についても、事実上の縮小の可能性は排除していないと解される。縮小の理由としては、法科大学院専任教員を確保するために、既存の大学院のスタッフが不足することがあげられている。

こうした事態における具体的施策として、博士前期課程を統合・縮小したり、再編したりすることを予定する大学が多い(Q5-1)。とくに、司法試験対応を廃止する一方、法曹以外の職業人養成に力点を置こうとする大学がめだつ。

これに対して、博士後期課程について(Q4-2)は、影響なしとするものは13校であるが、進学者減によってその存続が問題になるとするものが4校、法科大学院修了者の受け入れによって様々な問題が生じると指摘するものが多い。具体的な改革(Q5-2)を検討しているところは多くないが、法科大学院修了者への対応が意識されているほか、社会人のリカレント教育を機能のひとつと位置づける大学も見られる。

(4) 法科大学院の研究者養成機能

法科大学院が、既存の博士前期課程との比較において、どの程度の研究者養成機能を担うのかについて、実定法科目(法科大学院法律基本科目)とその他の科目に分けて質問した(Q8)。まず、法律基本科目については、既存の法学研究科が研究者養成の中心になるとするものが22.5%、法科大学院が中心になるとするものが19.7%、両者が研究者養成機能を営むとするものが28.2%となっている。法科大学院が法曹養成機能だけでなく、研究者養成機能も引き受けるとの認識を示す大学が多いことがわかる。うちわけを見ると、国立大学では、法科大学院を重視する傾向が強い。法律基本科目以外では、研究者養成を既存の大学院の役割とするものが圧倒的に多い。

法科大学院で研究者養成のためのカリキュラムを用意しているかどうか(Q9)については、用意していないとするのが41校で大半を占め、外国法・語学教育科目、隣接・先端・展開科目で対応するところ、リサーチペーパーまたは論文作成を考えているところもある。全体として、法科大学院の設計においては法曹養成に関心が集中し、一部を除いて研究者養成のための具体的施策は検討されていない。

(5) 実務家教員の位置づけ

実務家教員の研究・教育業績について、回答した大学の半数あまりが、採用にあたってある程度の研究・教育実績・業績を求めるとしている(Q10)。また、大半の大学が実務家教員については、教育のみならず研究活動についても期待し(Q11-1)、多くの大学では昇進にあたって研究業績も評価するとしている(Q11-2)。実務家出身であっても、法科大学院教員としては、教育能力とともに研究能力が求められているといえる。

(6) 政治学関連の専攻への影響

法科大学院設置は、政治学関連の専攻にもさまざまな影響を及ぼすことが予想される(Q12)が、いわゆる行政大学院を検討しているところは少なく(9.6%)、大半はとくに検討していない。

3. 法科大学院設置後の研究者養成の問題

(1) 法科大学院の理念

法科大学院は、司法改革の一環として構想されたものである。従来の法曹養成過程においては、極度に競争の厳しい司法試験制度が関門となっているため、実定法に関する個別的知識を詰め込み、予備校において受験技術の習得に力をそそいだ者が合格して、法曹になるという傾向があった。こうした過程で生み出される法曹においては、法学および関連分野の幅広い教養が身につけていないために、社会的な諸問題に関する判断能力に問題のあること、また、新たな問題にぶつかったときの創造的な問題解決能力が乏しいことなどが指摘されてきた。法科大学院は、そのことへの反省にもとづき、「プロセスとしての法曹養成」を標榜し、「人間性への深い洞察力」、「問題発見・解決創造能力」、「総合的分析力」をもつ法曹を養成すべきものとして構想された。

こうした理念を実現するためには、法曹養成過程において、単なる実定法諸分野の知識やそれを実務に応用する能力を身につけさせるにとどまらず、法社会学、法哲学、法史学、外国法などの基礎法学諸領域や、政治学、経済学、社会学、歴史学、心理学などの隣接諸領域の学習が不可欠である。こうした分野に関する幅広い教養こそが、問題に総合的、多元的に対応する能力を涵養するのに不可欠だと考えられるからである。また、実定法を学習するに際しても、それぞれの分野の歴史、基本理念などを含めた基礎的な知識の習得が不可欠であろう。

仮に、法科大学院において、こうした理念どおりの教育がなされるならば、それは法曹養成にとって現在の状況を大きく改善する可能性をもつし、またそこにおける教育が研究者養成にも有用であることとなろう。

(2) 法科大学院の予想される現実

しかし、現実には、設置が予定されている法科大学院において、教育の中心となるのは、法律基本科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法であり、これらの法分野において法解釈を中心とした教育がなされることとなっている。たとえば、「法科大学院における教育内容・方法に関する研究会モデル案」（平成13年4月24日）は、法科大学院における教育の目標は、成文法を中心とした法的な専門的知識を教えること、創造的・批判的法的思考力の育成、事実関係の分析力の育成、文章作成の力の育成にあるとされている。ここで強調されているのは、実務に傾斜した法解釈教育であり、ここでいう「創造的・批判的思考力」の育成も、法解釈にかかわるものと考えられる。そこでは、法を創造し、法理を変革し、法理を再構築し、法理を形成しつつ社会秩序を整序する実定法研究の基礎となる法理論的研究や、比較法的研究には重点が置かれていない。

実際にも、発表された設置基準によれば、実定法諸科目は、修了に必要な93単位のうち、約3分の2を占めるものとされており、しかも多数の必修科目によって学生はがんじがらめにしばられることになる。基礎法学科目や学際的隣接領域は、選択科目として、周辺に追いやられているのである。

しかも、法科大学院修了後に予定されている新司法試験では、実定法が試験科目の中心となっており、また法科大学院修了者の合格率が、低い場合には5割程度あるいはそれ以下と見込まれるため、法科大学院学生は必然的に、受験準備のために主として実定法科目の学習に力を入れることが予想される。また、法科大学院においても、修了者の司法試験合格率を一定の高さに保つことが事実上法科大学院存立の条件となるため、司法試験科目である実定法の教育のみに力を入れる傾向が生じるのは明らかである。

また、法科大学院学生の7割以上を占めると予想される法学既修者は、2年短縮コースへの入学をめざして、法学部在学中から実定法科目の勉強に集中し、基礎法科目、政治学関係科目、隣接分野の学習を軽視する傾向が生じることも予想される。そうなると、実定法重視の傾向は、従来にも増して甚だしくなる可能性もある。さらに、これまでの法曹養成制度においてその大きい弊害が指摘されてきた受験予備校が、司法試験対策のために法科大学院在学者を受け入れるにとどまらず、法科大学院受験の過程においても大きい役割を果たすことが考えられ、その弊害を一層倍加させることが考えられる。

(3) 博士前期課程の機能縮小

法科大学院における教育は、少人数、双方向、事例研究、討論などの方法によって行われることとされている。これは、マスプロ授業を排し、学生をきめ細かく教育するという観点からすれば評価できる。しかしながら、こうした方法は、当然のことながら、とくに実定法分野において大量の教員を必要とすることになる。そして、大部分の大学では、新たに法科大学院のために必要となった教員の数に対応する教員を増員することができないので、これまで法学部や大学院法学研究科で研究・教育の中心を担っていた主力教員の相当部分が、法科大学院の専任教員となる。そのことは、法学部教育や既存の大学院の教員が従来よりも手薄になることを意味する。しかも、法科大学院専任教員による博士前期課程の指導に制限がもうけられるため、博士前期過程における指導教員が激減し、そこにおける研究者養成機能が大きく低下することが危惧される。

たしかに、法科大学院教員の3分の1については、10年間にわたって法学部と法科大学院の兼籍を認めて、博士前期課程を指導できる措置がとられている。しかし、この臨時的措置が廃止されるまでの10年間で、博士前期課程において研究指導のできる体制を確立するかどうか、大きい疑問が残る。このため、前記アンケート調査に見られるように、法科大学院の設置を予定している各大学においては、やむをえず博士前期課程を縮小しようとしているのである。

博士前期課程の教員減という問題は、実定法科目においてとくに顕著であるが、基礎法科目担当者も法科大学院専任教員となる場合に、同様の問題が生じる。のみならず、基礎法諸部門の教員は、新たに法科大学院の教育を兼担するほか、法学部において実定法科目担当者に代わってこれらの科目を担当せざるをえない場合もあり、全体として負担過重になる可能性がある。この意味で、基礎法科目についても、博士前期課程における教育が手薄になる可能性なしとしないのである。

(4) 法科大学院の研究者養成機能

以上のように、既存の博士前期課程の教員が手薄になることもあって、とりわけ実定法分野においては、将来の研究者の多くは、法科大学院修了者から供給されることになる。しかも、将来、教員採用（とりわけ法科大学院における教員の採用）にあたって、実定法科目を中心として、法科大学院修了を要件とされることがありうると予想され、そのことから、研究者志望者の法科大学院志向が強まる可能性が高い。したがって、実定法科目について、博士前期課程を経由しての研究者養成も予定する大学院においても、実際に学生が法科大学院に流れていくことが予想されるのである。

しかしながら、法科大学院の教育内容が、前述のとおり、実定法科目中心で、基礎法科目、政治学、隣接諸分野の教育が軽視され、しかも実定法科目の教育においても、解釈技術の修得や実務への対応に力点が置かれるとすれば、それは研究者としての素養を身につけるためには決して十分ではないであろう。法曹養成の観点からしても、また研究者養成の観点からしても、法科大学院におけるカリキュラムのあり方については、抜本的な再検討が要請されるゆえんである。

(5) 博士後期課程における研究者養成

実定法科目を中心として、研究者養成が法科大学院を経由してなされることになる場合、博士後期課程からはじめて本格的な研究者養成の過程が開始されることになる。しかし、その場合、従来の博士後期課程では存在しなかった、幾多の困難な問題が発生することになる。

第1に、法科大学院を修了して新司法試験に合格した者が、それからさらに何年もの期間をかけて研究者になる道を選択しようとするか、という問題がある。すでに現状においても、研究者志望者の減少が問題とされているのに、そうした傾向が一層促進されることが予想される。そして、研究者志望者の減少が、その分野の研究水準を低下させることはあまりにも明らかである。もとより、研究者志望者を増やすには、それぞれの学問分野を魅力的たらしめるための研究者の不断の努力が基本的に重要であるが、あわせて、若い世代が研究者の道を選択しやすい客観的条件を整備することも不可欠である。

第2に、法科大学院を修了した者は、従来の博士前期課程を修了した者よりは、実務に密着した法解釈の修得という点で優れていると考えられ、このことは全体として実践的な法解釈学を盛んにする可能性があるが、他方、法科大学院修了者は、研究者として必要な基礎的能力については大きい問題をもつ。法科大学院においては、基礎法科目や関連諸分野の素養が身につけにくいことは前述のとおりであるが、それだけではない。法科大学院の修了のためには、修士論文にあたるような論文の執筆は要求されておらず、また、博士後期課程への入学にあたって修士論文を要求する大学院は例外でしかない。そこで、法科大学院を修了して博士後期課程に入学した者は、論文の執筆方法から訓練を受けなければならないこととなる。

また、法科大学院においては、外国法科目の本格的教育や、そのために必要な外国文献講読の訓練はほとんど期待できない。そこで、そうした素養の乏しい者が研究者を志望して博士後期課程に入学した場合、博士後期課程における教育に大きい困難が生じることが予想さ

れる。結局のところ、全体として、これまで日本の実定法分野の研究水準を支えていた外国法研究、とりわけ英語圏以外の国に関する研究の水準が大きく低下することが危惧されるのである。

第3に、実定法科目についても、博士前期課程経由と法科大学院経由の2つのコースで研究者を養成しようとする場合、博士後期課程に入学した者の間で、それまでのコースの相違によって修得した学力、知識に大きい差が生じるという問題があり、そのことも博士後期課程での教育を困難にする要因である。

第4に、博士後期課程においても、教員の負担過重が問題となる。たしかに、法科大学院専任教員は、博士後期課程での研究指導はこれを兼ねることができるとされているが、それによる負担増をカバーするだけの措置を各法科大学院で用意できるかどうか、大いに疑問である。そのため、博士後期課程における研究者養成のための教育も、結果的に手薄になる可能性があるといわねばならない。

(6) 基礎法、政治学の場合

以上、法科大学院設置後に研究者養成について生じうる困難を、実定法科目中心に見てきたが、実は法科大学院の設置は、基礎法科目や政治学にも様々な直接、間接の影響を及ぼす可能性がある。

基礎法分野では、研究者養成は既存の博士前期課程を経由するコースが中心となるが、前述のアンケート結果からも見られるように、法科大学院設置にともなって、博士前期課程そのものの整理縮小が予定されているところが少なくなく、中には、基礎法科目を含めて前期課程を廃止するところもある。また、実定法科目の教員数を確保するために、基礎法科目の教員が減らされる、などの事態によって影響が生じることもある。

まったく同様のことは、政治学関係科目についてもいえる。すなわち、行政大学院の設置を予定しているところは別として、それ以外の大学院では、政治学関係科目も全体として縮小されていく可能性がある。

こうした状況の中で、基礎法科目や政治学関係科目の研究者養成を含めた発展を期するためには、法科大学院の設置との関係でこれらの分野の教員数が削減されるなどの事態が生じないようにするなど、制度的な整備が必要である。同時に、学問の学際化傾向や、グローバル化に代表される経済・社会・国家の大きな変動を見据えて、それぞれの学問内容を絶えず見直すといった、広い視野からの検討が必要となるであろう(付属の和田論文、毛里論文参照)。

4. 今後の展望

(1) 法科大学院制度の改革

以上述べてきたとおり、2004年における法科大学院の発足は、大学院制度そのものに大きいインパクトを与えるし、法学・政治学分野では、法曹養成の観点からみても、また研究者養成という観点からみても、きわめて重大な問題を内包している。事態がこのまま推移

すれば、法学分野、とりわけ実定法分野の研究者養成は致命的な打撃を受け、この分野における日本の研究水準が長期にわたって大きく低下することになりかねない。

法科大学院経由での研究者養成が可能であることの例証として、アメリカの実情が紹介されることがあるが、アメリカにおいて現実に研究者養成機能を担っているロースクールは、研究を重視するロースクール（research university law school）と呼ばれるものであり、これは190のロースクールのうち上位を占めるスクールに限られるという。しかも、ここでは、実定法基礎科目が充実しているだけでなく、隣接社会科学と重なる領域や、先端分野の法学（法と経済学、法と医学、法と心理学、国際知的財産法）が重視され、そこで一流の研究者による質の高い理論教育がなされているという（付属の藤倉論文参照）。日本で設置が予定されている法科大学院との相違は明らかであろう。

法科大学院が研究者養成にとっても積極的な意味をもちうるためには、あるいは少なくともそれが研究者養成に及ぼす悪影響をミニマムにするためには、最低限、法科大学院におけるカリキュラムを抜本的に見直し、基礎法諸科目、外国法、政治学科目、隣接諸科学などの比重を大きく増大させることが必要であろう。このことにより、実定法分野の研究者志望者が幅広い知識を身につけることができるし、基礎法分野についても、研究者志望者が法科大学院での教育を経て、研究者として育っていく可能性も生じてくる。

しかし、このようなカリキュラムの再編成は、新司法試験のあり方や、学部と法科大学院の関係などを含む法科大学院制度そのものの大幅な修正を必要とすることになる。現在は法科大学院制度の発足前ではあるが、明らかな弊害が予想される以上、その修正はできるだけ早期になされるべきである。

(2) 今後の研究者養成のあり方

しかしながら、今後の法学・政治学分野の研究者養成のあり方を考えるにあたって、事柄を法科大学院問題に収斂させることは適切ではない。すでに現在の研究者養成のあり方に、さまざまな問題があると考えられるからである。現在すでに、有能な若手で法学・政治学分野の研究者を志望する者が減少しているといわれるが、その原因がどこにあるのか、真剣に検討して、その対策を考える必要がある。おそらく、大学院において研究指導を行う教員の質・量の改善、奨学金制度などの制度的な保障、これまでの徒弟的研究者養成のあり方への反省などが必要となるであろうし、ひいては、それぞれの分野の学問のあり方そのものへの反省も必要となるであろう。

また、研究者を養成する機関そのものについても、検討される必要がある。現在は、大学院が法学・政治学分野の研究者養成について主たる役割を担っているが、一部の国立大学では、将来教員となるべき者を学部から直接助手として採用する制度をとっている。こうした制度には、指導教授とのつながりが強くなりすぎるなどの弊害が生じる可能性があるが、有能な研究者志望者を確保し、それらに安定した生活を保障しつつ、研究に専念させるというメリットもありうる。あるいは、修士課程を終えた優秀な研究者志望者を、直ちに講師ないし助教授として採用することも考えられる。さらには、ドイツのマックス・プランク研究所のような、研究者養成機能をも担う研究機関（付属の新井論文参照）を設立する可能性、各大学院が広い立場から連携して研究者養成に取り組む可能性も一考に値するであろう。法科

大学院設置後の大学院が、研究者養成のうえで上記のような大きい問題をかかえたとすれば、研究者を養成する機関のあり方そのものについて、既成の観念にとらわれない、大胆な発想にもとづく検討が必要とされるであろう。

アンケート「法科大学院後の法学・政治学研究者養成」集計結果

1. アンケート調査の概要

対象：法学系大学院研究科・専攻

実施時期：2003年2月

依頼数：150機関

回答数：85機関（学部・研究科・専攻、国立23・公立3・私立59）、うち有効回答数71機関

2. アンケート結果の概要

本アンケートは、法曹養成を目的とする法科大学院の設置準備が各大学で進められるなか、法学系大学院における研究者養成機能の将来像を探るために実施されたものである。アンケートの質問項目（Qで示す）は13で、Q6からQ11までの6項目は法科大学院設置予定大学のみ記入をお願いした。質問項目のうちQ4、Q5、Q9、Q13は自由記述とし、その他の項目は選択肢を設けて行った。選択肢による項目については集計結果をグラフで示し、自由記述項目および「その他」選択肢等の自由記述部分についても、類型化が可能なものはグラフ化し、記述内容を整理してほぼそのまま示した。

回答いただいた大学のほとんどで法科大学院の設置が予定されており（関係する質問項目はQ1。以下同じ。）、その多くが独立研究科の形態で設置するとしている（Q6）。研究者養成という点での法科大学院の位置づけについては、修士課程（博士前期課程）に相当するとして大半の大学で修了者の博士後期課程への入学を認める（Q2、Q3）。修士課程は、全体として縮小の傾向が見られるが、単に法科大学院がその機能を代替するためだけではなく、スタッフ不足という現実的な事情もうかがえる。他方、博士後期課程については影響が少ないものの、法科大学院修了者への対応が検討されているほか、大学院そのものの役割ないしは養成すべき人材像の再検討もみられる（Q4、Q5、Q7）。

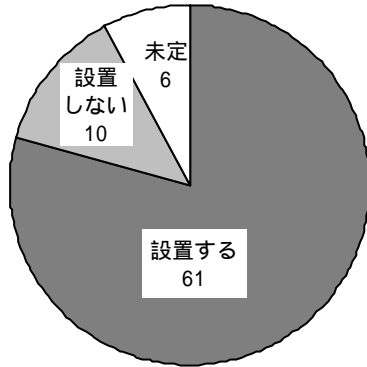
研究者養成機能を担当する大学院としては、おおよそ法科大学院と既存の法学研究科（専攻）がともに該当すると考えられているが、国立大学では法科大学院に重点が移りつつある。もっとも、法科大学院で基本科目とされていない基礎法などの科目については既存の大学院の役割が主に考えられている（Q8）。しかし、法科大学院そのものには研究者養成カリキュラムが用意されていないという問題がある（Q9）。

法科大学院において必置とされている実務家教員について、多くの大学では、単なる実務経験ではなく教育・研究実績を採用条件とし、また、大学院教員としての研究活動を期待しているなど、実務経験のみを求めていることが分かる（Q10、Q11）。

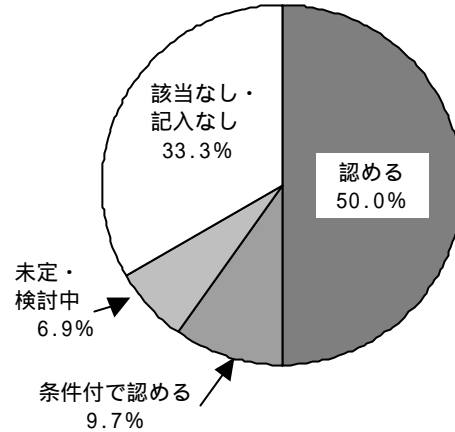
法学研究科に隣接する政治学系大学院についても、法科大学院の影響は無視できない。行政大学院などの方向が積極的に検討されている（Q12）。

3. アンケートの項目別集計と解説

Q 1 法科大学院設置予定の有無



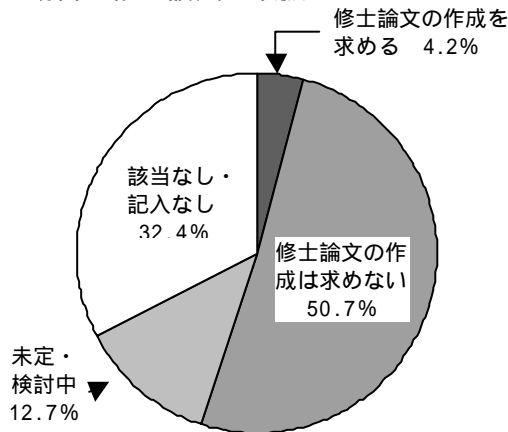
Q 2 法学研究科博士課程における法科大学院修了者の入学資格



【解説】Q 1 . 回答を得た大半の機関が法科大学院の設置を予定している。（この項目のみ内訳数は実数とした。他の項目はパーセント表示。）

【解説】Q 2 . 法科大学院修了者の博士後期課程への入学については、条件付とするものが15%弱となっている。

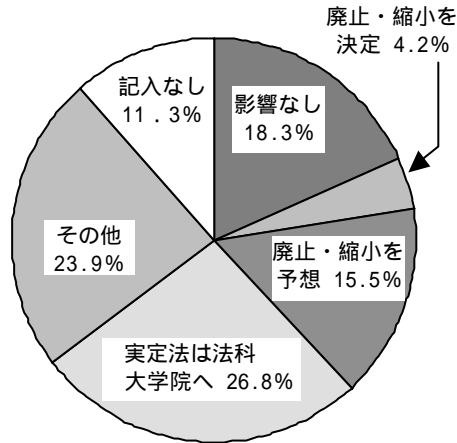
Q 3 法科大学院修了者の入学資格を認める場合の修士論文の取扱



【解説】Q 3 . 修士論文の作成を求めないとする大学院が大半であり、求めるとするものは5%弱にとどまる。既存の博士後期課程では法科大学院修了者であればそのまま入学資格があるされることになる。

Q 4 法科大学院発足による既存の大学院法学研究科の研究者養成機能への影響（自由記入）

Q 4 - 1 修士課程への影響



自由記入のため、複数回答あり
数値は回答総数に対する割合

「廃止・縮小を予想」（特記された内容）

志願者減、スタッフ不足など。その他、水準低下、外国語能力養成の低下などを危惧

「その他」（研究科修士課程の将来方向について特記したもの）

従来より研究者養成に特化することでより充実した教育・研究が期待される。

教育の目標・方向性がより明確化される。

指導内容およびカリキュラム（特に語学教育）

修士課程ではこれまで以上に多様な高度専門職業人養成に取り組む必要があると思われる

平成 13 年度の法学研究科(修士課程)の改組により、主目的は高度専門職業人養成としている。

研究者養成というより、再教育、資格取得（税理士）の場に限定される。

修士課程のみである本研究科については、法律系の存続意義は薄れ、行政・政治系へシフトせざるを得ない

修士課程の大学院生は研究を中心とする方向(社会人の生涯研究も含む)に向うと推定される

学術論文(修士)作成を前提とした研究指導およびカリキュラムと高度専門職業人の養成のそれとの二分化

法科大学院受験準備に利用されるかもしれない

法学研究科は政治学専攻の研究者養成に特化する可能性が強い。

大学院法学研究科は実定法のほか基礎法、比較法の需要はあるものと考えられる。

法理論、基礎法、国際関係法、国際政治が中心となる。

修士課程は、基礎法、政治学の研究者養成へシフトすると思う。

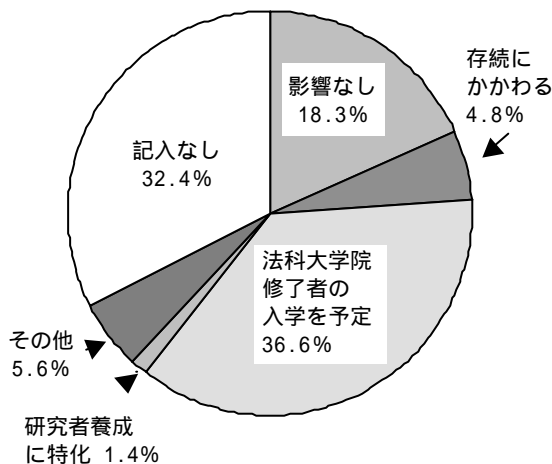
職業人養成に傾斜するが、志願者が減少する。

基礎法研究者希望者、留学生の受け入れなどが検討課題となる。

特に基礎法・外国法研究者に関しては、むしろ後者の研究者養成課程が中心になることも考えられる。したがって、法科大学院開設後も当面は（流れの太い・細いの違いはあるにしても）2本立ての法学研究者養成課程が運営されるのではないかと。

【解説】Q4 - 1 . 選択肢を用意せず自由記入としたが、記述内容から分類すると、廃止縮小を決定・予想するものが14あり、実定法の研究者養成は法科大学院が中心になるとする19機関を加えると、研究者養成機能の縮小を予想するものは33となり、その他の記入内容からも縮小ないし機能の特化を指摘するものが多い。既存の法科大学院におけるスタッフの減少も懸念されている。影響なしとする14機関の見方は、少数派といえる。法学系研究科修士課程（博士前期課程）は重大な再編の岐路に立たされていることが否定できない。

Q4 - 2 博士課程への影響



「存続にかかわる」（特記された内容）

進学者減など

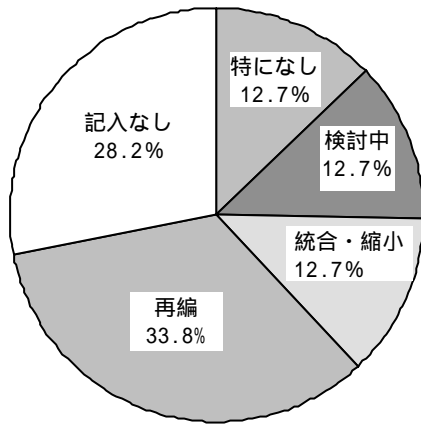
「法科大学院修了者の入学を予定」（特記された内容）

- ・ 法科大学院修了者への懸念
語学力、実務教育の必要性、濃密な研究指導など
- ・ 法科大学院修了者への対応の必要性
基礎的訓練、実務科目の充実、
- ・ 研究者養成に特化

【解説】Q4 - 2 . 影響なしと判断するものが13あり、これに対して縮小の方向を予想するものは4にとどまり、修士課程に比べて影響は少ないとみられる。むしろ、法科大学院修了者への対応に関心が示され、その結果、Q5 - 2と設問が重複することとなった。法科大学院修了者への対応では、語学力や研究経験不足が懸念されているほか、博士後期課程そのものの実務教育への傾斜も検討されている。

Q 5 法科大学院発足に対応した既存の大学院法学研究科の改革等について（自由記入）

Q 5 - 1 修士課程



「統合・縮小」（特記された内容）

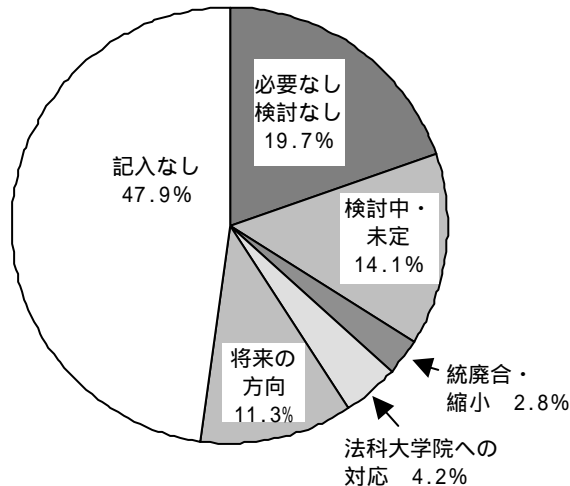
法学研究科・専攻を廃止、実定法コースの廃止、当面若干のスリム化、実務家養成は縮小、三専攻(政治学、基礎法学、民刑事法学)一専攻に改組、等

「再編」（特記された内容）

留学生、社会人が主たる対象、法務専門家コースを設置、限定された分野と外国法教育が中心、公共政策などの政治・基礎法学をベースにした教育プログラム、公共政策系の教育に重点、公務員・社会人の再教育や税理士等の資格取得に限定、高度専門職業人の養成、ビジネスロー、実務に即した研究、従来学部が果してきた専門教育

【解説】Q 5 - 1 . Q 4 - 1 で回答された影響への対応が具体的に示されている。とくに改革しないとするのは少数で、統廃合・再編が大半の大学院で検討またはすでに決定されている。再編の方向として目に付くのは司法試験対応を廃止する一方で、法曹以外の職業人養成に力点が置かれていることである。

Q 5 - 2 博士課程



「法科大学院への対応」（特記された内容）

入試の見直し、実務関連科目の強化

「将来の方向」（特記された内容）

スクーリングの強化

応用を重視した、総合的な視点を必要とするプロジェクト演習科目を検討している
社会、文化、経済、法律、政治学の学際的教育研究を行う

外国法、基礎法、政治学分野の研究者養成

学術的研究中心

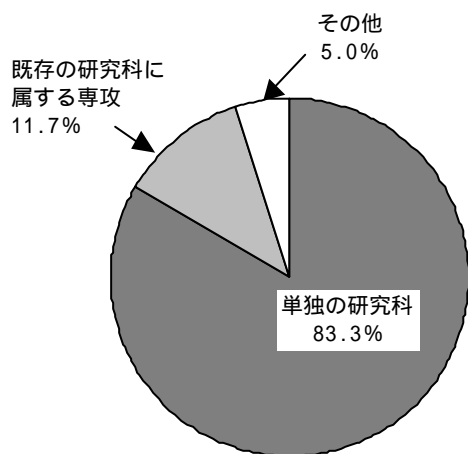
現状水準の確保が課題

研究者養成の目的が主であるが、さらに高度な研究を目指す社会人への対応も含める

研究者養成の性格が弱まり、社会人のブラッシュ・アップ教育を担うことになる

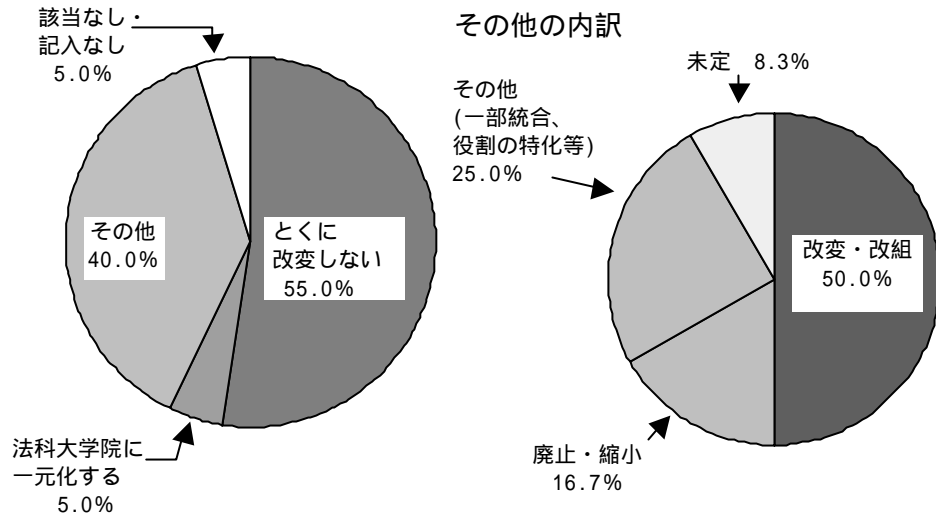
【解説】Q 5 - 2 . 博士後期課程については、前期課程（修士課程）に比べて改革の必要なしとする回答が多く、また統廃合はごく僅かにとどまる。ただ、法科大学院修了者の受け入れへの対応や、法科大学院とは別機能（研究者養成、社会人のリカレント教育など）の強化が検討されている。また、法科大学院設置後のスタッフの負担増による教育機能の低下への懸念もある。

Q 6 法科大学院の設置形態



【解説】Q 6 . 全体としては単独の研究科が大半であるが、これを国公立別でみると国立大学では研究科内に1専攻として設置する大学が3割程度ある。

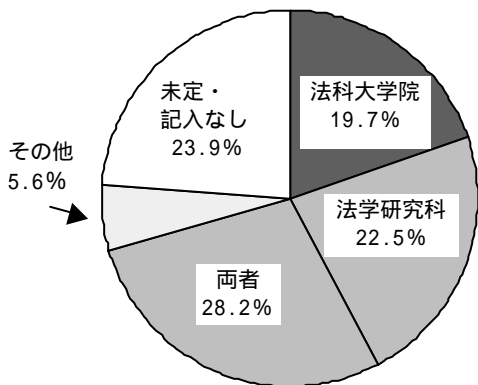
Q 7 法科大学院設置の際の法学研究科修士課程の改変



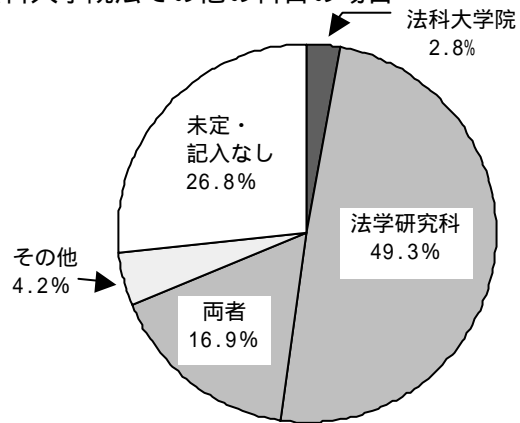
【解説】Q 7 . 同様の設問はQ 4 およびQ 5 でもしたが、とくに法科大学院設置大学について、既存の法学研究科（専攻）修士課程（博士前期課程）との関係を聞くためにこの項目を設けた。修士課程を廃止して法科大学院に一元化するとした大学は 3 校（いずれも私立大学）あった。制度としてはそのまま存置する大学が大半であるとはいえ、研究者養成機能についても法科大学院に力点を置くほか、法学研究科（専攻）から政治学系、政策科学系にシフトする傾向が見られる。

Q 8 研究者養成機能を果す組織

法科大学院法律基本科目の場合

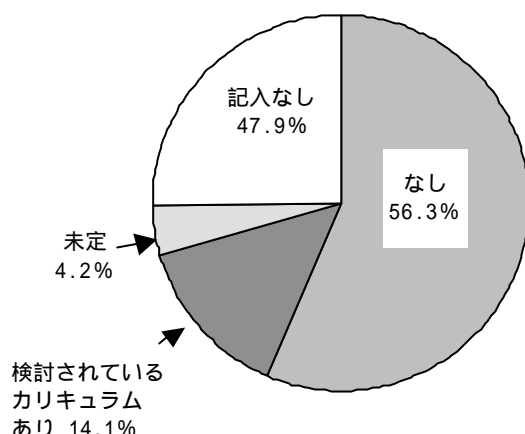


法科大学院法その他の科目の場合



【解説】Q 8 . 法科大学院の基本科目については、研究者養成機能を既存の法学研究科とするものがわずかに多いが、両者とするものが最多であり、法科大学院が法曹養成のみならず研究者養成の機能も果たすと認識されていることが分かる。なお、国立大学では法科大学院を重視する傾向が強い。ただ、基本科目以外では、法学研究科の役割だとするものが圧倒的に多い。

Q 9 法科大学院における研究者希望者向けのカリキュラム

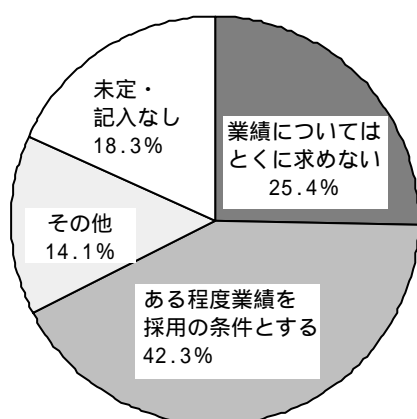


「検討されている研究者養成カリキュラム」(特記された内容)

外国法、語学教育科目を設置、研究者養成コースの科目の履修
 法政策論、立法過程論、環境法、医事法など
 外国法、基礎法の選択科目や少人数ゼミ、
 リサーチペーパーまたは論文作成(最も多い)

【解説】Q 9 . 研究者養成機能が予定されつつある法科大学院であるが、そのためのカリキュラムという点では、ほとんどの法科大学院で準備されていない。隣接・先端・展開科目などである程度の対応が可能であるが、設置準備の段階で法曹養成に関心が集中していることもあってか、一部を除き研究者養成のための教育内容が具体化されていない。

Q10 実務家教員採用の業績評価



Q 10 「2. 実務家教員の採用条件」(特記された内容)

- ・未定
- ・専任常勤で採用する場合には、上記条件を考慮するが、個別的に検討することにな

るので、一般的なかたちで具体例をあげることは難しい

- ・論文、弁護士会等での教育、講演実績など。
- ・大学での講義などの経験を求める
- ・大学での講義経験、ロースクール在学経験
- ・著作物、教育経験歴
- ・担当の専門課程について精帳していること。実務における業績をみる。
- ・司法研究所教官歴、LLM 資格など
- ・留学経験、著書論文の有無、研修所大学等での教育経験
- ・発表論文及び司法研修所教官等の職歴の審査
- ・公表論文：大学機関・司法研修所等の教育実績等
- ・実務、実践教育・指導の経験の有無
- ・研究論文 10 本以上の業績を条件としている。
- ・留学経験、実務的観点の業績など
- ・実務経験、研修所教官等としての教育実績、研究業績などの総合判断をする。
- ・論文数・講演活動・研修所教官歴
- ・論文があることが望ましい。教育経験があることが望ましい。
- ・学会報告や講演会なども重視、手引書作成も評価、インターンシップ受入や修習生指導も実績としてみる
- ・審査委員会を通じて公表されている研究業績、教育実績の審査を行う
- ・実務経験と研究業績、後者について論文 1 本以上

Q 1 0 「3 その他」(特記された内容)

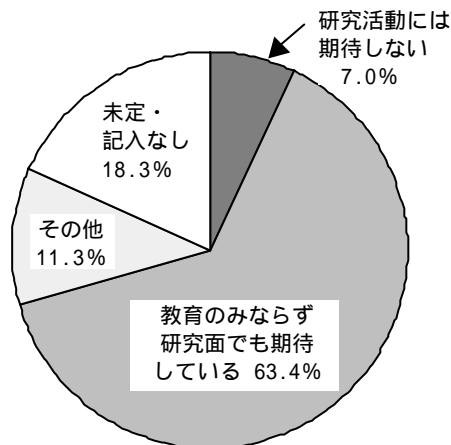
- ・担当科目による
- ・理論的分析能力に優れていることを要求する
- ・教育については、教育への関心・能力を重視する。
- ・採用の条件とはしないが、人物評価の一要素としている。
- ・研究業績・教育実績についてはとくには求めないが、それらについて存在する場合には評価する。それらが存在しない場合でも、実務家(法曹)としての活動実績(経験年数・経験内容、扱った事件・訴訟活動の内容、弁護士会や社会での弁護士等としての活動の内容など)を評価し、決定する。
- ・考慮はするが、必須の要件とはしないというスタンスです。採用決定後に実施する研修のようなものは考えています。
- ・業務実績と教育実績をあわせて
- ・採用の条件とまではいえないが、研究実績・教育実績をある程度斟酌してきた。
- ・現在特に求めているがないが、今後求めている。
- ・「採用の条件」とまではしない。

【解説】Q 1 0 . 実務家教員についても、回答の半数余りがある程度の研究・教育実績・業績を求めることとしている。教育歴のみとするもののほか、研究業績を求める大学も少なくない。「その他」中でも、単なる実務経験のみではなく、教育・研究能力を考慮する

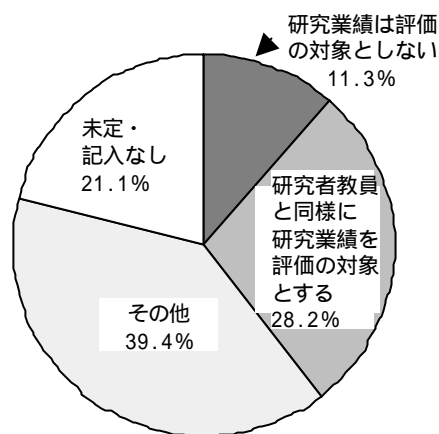
傾向がうかがえる。

Q11 研究活動、研究業績評価

研究者としての活動や業績への期待



昇進時等の際の研究業績評価



Q11-1 (研究活動への期待) 「3. その他」 (特記された内容)

- ・採用時において研究業績を求めるものではないが、採用後においては、従来の研究科とは性質を異にするが、研究と教育という二つの要素のどちらか一方を完全に無視することが出来ないと思われる。
- ・研究者教員には研究業績を期待する
- ・実務家教員の研究職かは各人にゆだねる。
- ・一般の(研究者)教員と実務家教員とでは期待が異なる。前者については当然、ある程度の研究業績を期待するが、後者にはそれはほとんど期待していない。
- ・ある程度期待している
- ・教育に主眼を置く。その教育のために必要な研究はもちろん期待する。
- ・研究者との共同研究会への参加

Q11-2 (研究業績評価) 「3. その他」 (特記された内容)

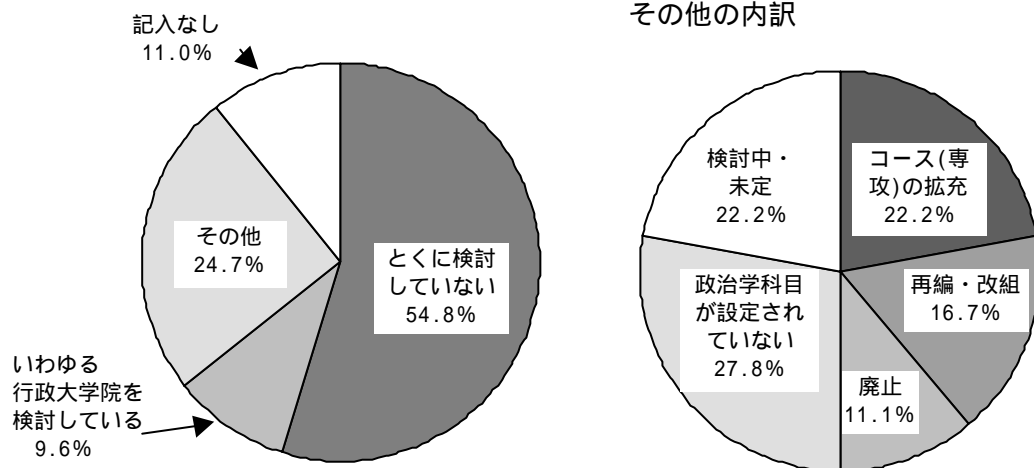
- ・原則として評価の対象としないが、全くという訳には行かないと思われる。
- ・未定(なお短期の任期付の場合には昇進は問題とならない)
- ・研究業績の外、教育業績を重視する。
- ・法科大学院の教員も、実務家は別として、同時に研究者でなければならない
- ・研究業績も評価するが、従来以上に教育業績を評価する。
- ・研究者教員とどの程度同様たり得るのかなお検討を要している。
- ・一般の(研究者)教員は研究業績を評価の対象とするが、実務家教員には評価の対象としないことになろう。
- ・研究者教員ほど重きを置かないが、評価の対象とする。
- ・教育実績を主たる評価の対象とし、副次的にその教育のために必要な研究等についての業績も評価する。
- ・法科大学院で Law Review を発刊するので、それへの論文掲載などの業績も参考と

する予定である。

- ・実務教員については1
- ・研究者教員と同様ではないが、研究業績もある程度は評価すべきと考える。
- ・原則として1であるが、授業の面では研究の要素が含まれているため、その意味で研究業績をも考慮することになろう。
- ・実務家教員については、研究業績を評価の対象としないが、研究者教員については対象とする。

【解説】Q11．採用条件とは異なり、大半の回答が実務家教員についても研究活動を期待し、また、昇進時の評価の対象とする方向である。実務家出身であっても、法科大学院教員としては教育能力とともに研究能力が求められていることを示している。

Q12 政治学関連の専攻（科目）
法科大学院発足に伴う変更の有無



Q12「3. その他」(特記された内容)

- ・既存の専修コースの拡充を考えている。
- ・現代社会文化研究科の前期課程に改組する
- ・専攻の再編成を検討中
- ・行政大学院よりさらに広い範囲の専門職大学院(又は専門職コース)の設置を検討(高度専門職公務員、上級職公務員、法律関係専門資格職(弁理士・税理士・司法書士等)の養成を検討)
- ・具体的な段階ではないが、検討すべきものとしている。
- ・組織的改編を含めて検討中
- ・法科大学院の発足に係らず、政治学専攻は、夜間に社会人対象のコース<政策研究コース・アドミニストレーションコース>を設けており、「総合政策大学院プログラム」の一翼を担うなど、教学改革に取り組んでいる。
- ・国際関係科目を法科大学院科目に含める方向で検討中
- ・未定

- ・行政大学院も視野に入れているが、当面、シブイック・ガバナンス・コースを設置し、公務員の希望者などに対応する計画である。
- ・研究者養成機能については、基本的に従来どおり。専門職業人養成機能については、公共政策専攻(研究科)の設置を検討している。
- ・法学専攻の廃止を予定している。

【解説】Q12．法科大学院が政治学系の研究科に及ぼす影響は比較的少ないと言えるが、一方で廃止等が検討されているほか、行政大学院などより拡充する方向が有力であるといえる。

Q13．研究者養成という役割を果たす上で、法科大学院と法学研究科との関係（自由記入）

- ・研究者養成と実務家養成とが実質的に分離して久しい。両者に要求される教育内容にはかなりの相違がある。従って、法科大学院の教育と法学研究科における研究者養成のための教育とは別個のものと考えらるべきであろう。但し、法科大学院の教育に、研究者養成のための教育を継ぎ足すことは、工夫を凝らせば可能であると思われる。
- ・いずれからでも博士課程への進学を可能とする。
- ・実定法学は、実務との関連性を強く意識した研究が行われるようになる。但し、それは、単なる法解釈学を意味せず、立法政策 etc.を含む。
- ・特に検討していない
- ・当面法学研究科が研究者養成の役割を担うと思うが、結果的には法科大学院へ移行すると思われる。
- ・法科大学院在学中に研究者志向の者向けの授業を開設するほか、法科大学院終了後、博士課程に入学する者がいることを期待したい
- ・法科大学院修了者を博士課程後期に受け入れる。
- ・法科大学院が実務法曹養成に特化することで、法学研究科の本コースは修士課程が法曹希望者の受け皿とならないことで研究者養成に特化でき、新設コースの設置は高度な法律関連職業人(公務員等を含め)の養成に特化できる。このことは、各機関がそれぞれの目的に適合した教育を明確に分担することでさらに大きな成果をあげることが可能とするであろう。そこで、このような構造的整合性のある大学院組織の確立に向けた改革を検討していく予定である。
- ・将来的には、法科大学院に研究部門を作り、法学研究科を吸収すべきである。
- ・両者の役割は異なる。しかし、法学教育は研究があってはじめて成果が挙るという関係に立つという意味では、両者の差は強調されるべきではない。
- ・検討に際して問題となる点として、法学教員採用の応募資格がある。採用側が応募資格を法科大学院卒業生のみとするなら、既存の法学研究科は存立が困難となる。そのため、大学が単独で決定することのできない要素を含む。学術会議等において全国的な標準化の努力が望まれる。
- ・法科大学院において、法律学を広く学んで、司法試験に合格した後に、特定分野の博

士課程に私学する者と、法学研究科の修士課程から特定分野についての外国法等を学んだ上で、博士課程に進学する者と、タイプの異なる研究者養成コースが並存してよいと考えている。

- ・いまだ不透明であり、継続的に検討する方針である。
- ・研究者養成については、法学研究科はもちろん法科大学院も結果として一定の役割を担うことになる。そのためには法科大学院は法学研究科とある程度密接な関係を持つ必要がある。それを実現していけるような制度を検討している。
- ・法科大学院では法曹養成に特化した教育内容になるであろうが、法学研究科では基礎理論の研究にも重点を置いた研究者養成の役割を担うべきである。
- ・最終結論に至っていないが、法科大学院と法学研究科の各々の特色を生かして、博士(後期)課程に進学した上、研究者養成をするというのが、ある程度共有されているイメージである。
- ・両関係のすみ分けにつき苦労している。
- ・おのずと学界と実務界とが接触する機会が増えることになりしますので、両者にとり望ましい発展が期待出来ると思います。そのような観点からそれをプラス方向に活かせるような制度的な工夫が重要だと考えています。
- ・分野による分担
- ・現段階では、法学研究科において研究者養成を主として行う計画であるが、法科大学院の科目を一定範囲で受講し、その教育をも経験し、研究者として実務の重要性を理解する方向の改革を考えている。
- ・法科大学院設置後は、実定法科目専攻の研究者志望者も、まず法科大学院を修了して(その間外国語のトレーニングもできるかぎり行う)、その後博士課程で本格的な研究を行うよう指導できる体制を検討中である。
- ・実定法(特に基本六法)専攻者は法科大学院を経由することが予想される。功罪あり。
- ・法科大学院は基本的に実務法曹養成のための機関である。法学研究科の研究者養成としての存在意義が変わるところはない。もっとも、実定法学(法解釈学)については、いずれ法科大学院出身者からも研究者が育ってくるであろう。それにつき、法学研究科と法科大学院が適切な分業関係を築くことが必要となる。こうした観点から今後の法学研究科のあり方を模索している。

【参考】 日本学術会議第2部アンケート「法科大学院後の法学・政治学研究者養成」

Q1 貴大学では法科大学院を設置する予定がありますか。

1. 設置する。
2. 設置しない。
3. 未定

Q2 貴大学の法学研究科（または法学専攻。以下同じ）博士課程では、法科大学院の修了者を入学資格者として認める予定ですか。

1. 認める
2. 認めない
3. 条件付で認める

条件（ ）

Q3 法学研究科博士課程の入学者選考はこれまで修士論文（研究科により語学試験を行う場合もあります）によって行われてきましたが、法科大学院修了生の入学資格を認める場合、修士論文の扱いはどのようにしますか。

1. 修士論文の作成を求める。
2. 修士論文の作成は求めない。

その場合、修士論文に代えて審査の対象とするものがあればご記入下さい。

（ ）

Q4 法科大学院発足によってこれまで大学院法学研究科が果たしてきた研究者養成という役割にどのような影響があるとお考えでしょうか。修士課程と博士課程のそれぞれについて考えられる影響をご記入下さい。

Q4 - 1 修士課程への影響

（ ）

Q4 - 2 博士課程への影響

（ ）

Q5 法科大学院発足に対応して、これまでの大学院法学研究科の教育内容について検討されている改革等について、差し支えなければ、修士課程と博士課程のそれぞれについて、ご記入下さい。

Q5 - 1 修士課程

（ ）

Q5 - 2 博士課程

（ ）

以下のQ 6 から Q 1 1 の各項目については、法科大学院の設置を予定されている大学において、ご回答下さい。

*なお、本アンケートの最後に設置予定の有無にかかわらずご意見をうかがう項目がありますので、ご協力下さい。

Q 6 . 法科大学院はどのような形態で設置しますか。

- 1 . 単独の研究科
- 2 . 既存の研究科に属する専攻
- 3 . その他

()

Q 7 . 法科大学院を設置する際、従来の大学院法学研究科修士課程を改変しますか。

- 1 . 従来どおりのままとし、とくに改変しない
- 2 . 法科大学院に一元化する

(一元化の予定時期 :)

- 3 . その他

()

Q 8 . 従来の法学研究科修士課程を併置する場合、研究者養成機能は、主に法科大学院と既存の法学研究科のいずれにおいて果たされると考えていますか。

Q 8 - 1 . 法科大学院法律基本科目の場合

- 1 . 法科大学院
- 2 . 法学研究科
- 3 . 両者
- 4 . その他

()

Q 8 - 2 . その他の法律科目の場合

- 1 . 法科大学院
- 2 . 法学研究科
- 3 . 両者
- 4 . その他

()

Q 9 . 法科大学院においては研究者希望者向けのカリキュラムが用意されていますか。差し支えなければ検討状況を含めてお書き下さい。

()

Q10．法科大学院の実務家教員採用の際に、研究業績・教育実績の評価はどのように行いますか。

- 1．研究業績・教育実績についてはとくに求めない。
- 2．ある程度の研究業績・教育実績を採用の条件とする。

具体的には

()

- 3．その他

()

Q11．法科大学院における実務家教員を含む教員の研究活動・研究業績についてうかがいます。

Q11-1．研究者としての活動や業績を期待していますか。

- 1．研究活動には期待していない
- 2．教育のみならず研究面でも期待している
- 3．その他

()

Q11-2．実務家教員について昇進等の際の研究業績評価はどうしますか。

- 1．研究業績は評価の対象としない
- 2．研究者教員と同様に研究業績を評価の対象とする
- 3．その他

()

法科大学院設置の有無にかかわらずうかがいます。

Q12．法学研究科内に政治学関連の専攻（または科目）が設置されている場合、法科大学院の発足に伴いなんらかの改変を検討していますか。

- 1．とくに検討していない
- 2．いわゆる行政大学院の設置を検討している

具体的には

()

- 3．その他

()

Q13．研究者養成という役割について、法科大学院と法学研究科との関係についてとくに検討されていることがあれば、お書き下さい。

()

4. アンケート協力機関一覧（50音順）

大学名	回答者職名
愛知学院大学	大学院事務長
青山学院大学	法学部長
朝日大学	法学部長・大学院法学研究科長
亜細亜大学	大学院法学研究科委員長
茨城大学	人文学部長
愛媛大学	法文学部総合政策学科長
大阪大学	大学院法学研究科教授
大阪学院大学	法学部長
大阪経済法科大学	学長補佐・法学部教授
大阪市立大学	法学研究科長
岡山大学	法学部教授
岡山商科大学	事務局長
香川大学	法学部長
金沢大学	法学部長
関西大学	大学院法学研究科長
関西学院大学	法学部教授・ロースクール開設準備室室長
関東学院大学	法学部長
関東学園大学	法学部長・法学研究科長
北九州市立大学	法学部長・法学研究科長
岐阜大学	地域科学研究科長
京都大学	法学部教授・法科大学院設置準備委員長
京都学園大学	法学部長
京都産業大学	法学部長
熊本大学	法学部教授
熊本県立大学	アドミニストレーション研究科長
久留米大学	御井学舎事務部庶務課
慶應義塾大学	法学部教授
甲南大学	法学部長
神戸大学	法学研究科教授
神戸学院大学	企画広報課
国土館大学	大学院法学研究科委員長・法学部長
駒澤大学	法科大学院設置準備室長・法学部長
埼玉大学	大学院経済科学研究科長

志学館大学	法学部長
上智大学	法科大学院設置委員長
駿河台大学	法学部長
成蹊大学	法学部長
成城大学	法学研究科長
西南学院大学	文書課
清和大学	総務課長
摂南大学	法学部長
専修大学	大学院法学研究科長
創価大学	大学院法学研究科長・法学部長
大東文化大学	法学研究科委員長
中央大学	法科大学院開設準備室副室長
中央学院大学	法学部長
中京大学	法科大学院設置準備室副室長
筑波大学	人文社会科学研究科長・教授
津田塾大学	総務課長
帝京大学	事務部長
桐蔭横浜大学	法学部法律学科長
東京大学	大学院法学政治学研究科・法科大学院設置準備委員会主任
東京経済大学	現代法学部長
同志社大学	法学部事務長
東北大学	法学研究科教授
東北学院大学	法学部長
東北文化学園大学	総合政策学部長
徳島文理大学	総合政策学部教授
富山大学	経済学部長
名古屋学院大学	学長室長
南山大学	法律学科長
新潟大学	法学部長
白 大学	法学部長
一橋大学	法学部事務室
姫路獨協大学	大学院法学研究科長
広島大学	法学部教授
広島修道大学	法学部長
福岡大学	大学院法学研究科長、法学部長
福島大学	総務第一係
平成国際大学	大学院法学研究科教授

法政大学	法科大学院設置準備委員会委員長代理
北海学園大学	大学院法学研究科長
北海道大学	法学部助教授
松坂大学	政策学部長
明治大学	法科大学院設立教学委員長
明治学院大学	法学部教授
名城大学	法学部教授・法科大学院担当
山形大学	人文学部総合政策科学科長
山梨学院大学	法学科長
立教大学	法学部教授・法学研究科主任
立命館大学	法学部長・法学研究科長
琉球大学	法文学部教授
龍谷大学	法学部教授
流通経済大学	法学部長
早稲田大学	大学院法学研究科教務委員・法学部教授

附 属 資 料

1. 専門職大学院の問題点

天野 郁夫（日本学術会議第17期会員、国立学校財務センター教授）

はじめに

教育社会学の研究者として、この10数年、大学高等教育の問題に関心を持ち、中教審大学分科会の委員として、専門職大学院構想の検討部会にも参加してきた。法科大学院の問題は別の部会で議論されており、一度だけ合同の会議がもたれたことがある。その際、法学関係者と私のような高等教育問題に関心を持つ研究者との間に、問題認識の大きな差異があることに、ある種の衝撃を受けた。その経験から「法科大学院の衝撃」という文章を書いたこともあるが、法科大学院構想の具体化が日本の高等教育や大学、あるいは大学院制度全体にどのような意味を持っているか、なぜそれを「衝撃」などと大げさな言葉で問題にするのかを、述べてみたいと思う。

1. 法科大学院と「専門職」大学院

周知のとおり、法科大学院の構想は教育制度改革ではなく、司法制度改革の一環として出てきたものである。しかし、法科大学院は「大学院」であることから当然、現行の大学院制度とどのようにすり合わせるのかという問題が生じる。法曹養成を専門とする3年制の独立大学院の設置という構想を、既存の大学院制度との関係でどう位置づけるのか。

大学院制度については、すでに西暦2000年に「専門大学院」制度が発足し、一般大学院と専門大学院の2本立てになっていた。この専門大学院は、ビジネス系の現代的な専門職業人を養成するというねらいで、たとえば一橋大学の国際企業戦略研究科など、いくつかの研究科がすでに設置されている。

ところが、法科大学院が目指しているのは法律家という、伝統的な専門職業人の養成であり、「専門大学院」制度の枠では対応しきれない部分を含んでいる。そこで、新しい大学院制度を構想することが必要になり、2002年8月の中教審答申「大学院における高度専門職業人養成について」でいわれる「専門職大学院」へと、「専門大学院」制度のいわば発展解消がはかれることになった。

その「専門職大学院」について答申に例示されている職業分野としては、まず経営管理、公衆衛生、医療経営など、「専門大学院」制度のもとですでにあげられていた分野がある。それに新たに、法務、知的財産、公共政策、技術経営などが加えられた。しかし、医療や技術系の職業群はあげられていない。

つまり、一般に「専門的職業（プロフェッション）」、「専門職」というカテゴリーで呼ばれているそれとは著しく異質な職業群が、「専門職大学院」の内容を成すものとされている。医学、歯学、薬学、獣医学など歴史の古い、しかも社会的に認知されている専門職

業群も、各種の技術者群も、「専門職大学院」での職業教育の対象分野とされていない。「専門職大学院」は英語で訳せば professional school となるが、医学系・法学系がコアになって発展してきたアメリカの professional school とは似て非なる制度が、誕生することになったわけである。

2．法科大学院の衝撃

(1) 大学院制度との整合性

それはともかく、法科大学院についての最大の問題は他の大学院、「一般大学院」（と呼んでおく）との関係である。一般大学院については、90年代に入る頃から文部省（現文部科学省）は積極的な規模拡大政策をとってきた。国際的な比較によれば、人口比で見た日本の大学院在学者の比率は著しく低い。それを倍増する必要があるというので、拡大路線がとられてきたのだが、その拡大の主たる狙いはそれ以前と同様に理工系に置かれただけでなく、90年代に特徴的な点として、人文社会系についても大学院の入学人数が着実に増加し始めた。その結果、一般大学院の教育はいわば多機能化することになった。

大学院の目的はもともと、研究者養成と職業人養成の2つにあるとされてきた。特に修士課程には、職業人養成の機能が強く期待されている。しかし、規模の拡大とともに専門職業人養成でも研究者養成でもない、曖昧な、いわば「高度専門教育」とでも呼ぶべき大学院の機能が出現してきた。研究者になるつもりはないが、もうすこし専門的な勉強をしたいという、教養主義的ないし高度補習教育的な学生のニーズに、大学院が応えなければならなくなってきたのである。それは、大学院全体の傾向だが、とくに人文社会系でその傾向が著しい。

一般大学院としての法学研究科の実態がどのようなものか、十分な知識はないが、数だけで言えば、いま73の法学研究科があって、入学定員が合計で約3000人となっている。実際にその定員を満たしていたかどうかは別として、この入学定員3000人の法学研究科の主要な機能はどこにあるのか、研究者養成なのか、職業人養成なのか、それとも高度専門教育なのか、が問われなければならない状態が既に生じつつあった、といってよいだろう。

人文社会系だけではない。一般大学院の中で最大多数を占めている（約4割）のは工学系研究科であるが、工学系の修士課程研究科の主要な機能は何なのか。研究者だけを養成しているわけではもちろんない。なによりも専門職業人を養成しているのだから、実態はまさに「専門職大学院」なのだが、制度的にはその枠外に置かれたままである。一般大学院の機能や構造には、著しく混乱した状態が生じているわけである。

そうした混乱の中で、今度は法科大学院が登場してきた。一般大学院としての「法学」大学院と、専門職大学院としての「法科」大学院との関係をどうするのか。この基本的な重要な問題は、大学分科会の審議過程でも、ほとんど検討されることがなかった。司法制度改革の一環としての法科大学院制度の創設を既定の前提として、法学大学院を含む一般大学院との関係にふれないまま、法科大学院構想にあわせた専門職大学院の制度化がはか

られた、というのが実状である。なによりも最も歴史の古い、もうひとつの代表的な専門的職業である医師の養成が、「専門職大学院」の外で、しかも学部段階で行われているという奇妙な状態を、どう考えたらよいのだろうか。

(2) 学部と大学院

法科大学院の問題は、第2に、当然のことながら学部教育のありかたとも深い係わりをもっている。進学率が18歳人口比で50%近くになるとともに、学部教育のあり方をどうするのか、これまで大きな議論の対象になってきた。大学審の「21世紀の大学像について」という答申が、1998年に出されているが、この答申には、学部段階ではこれからは専門教育よりも専門基礎教育、あるいは教養教育を重視すべきだと書かれている。しかし、「専門教育」と「専門基礎教育」とはどう違うのか、あるいは、学部段階で現に行われている「専門職業教育」をどう考えるのか、といった議論は、十分に尽くされないまま現在に至っている。

たとえば医学部、歯学部では、6年制の専門職業教育を行っているが、これは学部段階の教育である。工学教育は、4年間の学部教育の上に2年制の修士課程大学院での専門職業教育があり、最近では学部卒の約3割、国立の主要大学では8割、9割に近い人たちが大学院に進学するようになってきている。しかし、学部教育と修士課程の専門職業教育の関係をどうするのか、本格的に検討されたことはない。修士課程と学士課程のカリキュラムを、それぞれ完結的にどう編成するのか、といった議論がないままに、工学系大学院の拡充が進んできたというのが実態である。

このように、学部教育と大学院教育の関係が不明確な状況のもとに、新たに法科大学院が出現する。構想によると、一般学部卒には入学後3年間の専門職業教育を行う、法学既習者には2年間の専門職業教育を行う、ということになっている。どちらがマジョリティになるのか分からないが、主要大学はいずれも2年制の法学部卒業者を入れるコースを主力にする構想のようだ。とすれば当然、法学部とは、学部段階の法学教育とは何なのかが問題になる。現在107の大学に法学部があり、そこに合計約4万人の入学定員がある。実質上はこれを上回る数の入学者・卒業者がいる。その法学部における法学教育と、新しく開設される法科大学院での法学教育との関係をどうするのか。法学関係者の間では議論が進んでいるのかもしれないが、社会的には、ほとんど聞こえてこない。専門学部制をとり、専門教育を重視している現行の学部教育と、大学院での専門教育・専門職業教育との関係をどうするのかは、日本の大学全体の問題だが、法学部の場合には、法科大学院を作ることによって、この問題がさらに先鋭な形で問われなければならない事態になっている。

(3) 混乱する学位制度

第3は、学位制度の問題である。専門職大学院は、修了者に「専門職学位」を授与することになっている。現在の学位は、たとえば「博士(法学)」のように、まず博士や修士の称号があり、その後に括弧書きで専門領域を書く仕組みになっている。学士も、学士の称号の次に、専門分野名を括弧で書くことになっている。どのような専門分野名にするかは、各大学の自由とされているため、その種類は500近くに上っており、英語にどう訳す

のかわからないだけでなく、日本語でも内容のわからない専門分野名称が書き込まれている。

これに対して、「専門職学位」については、一般の学位と区別する必要があるという理由から、頭に専門分野の名称を書くことになった。つまり、「博士（法学）」ではなくて、「法務博士」と表記することになったのである。この専門職学位を取得するためには、学位論文の執筆は必要なく、単位履修のみでよいことになっている。ビジネス系の「専門大学院」の場合には、これまで研究指導があり、論文提出もあったが、「専門職大学院」に移行すれば、その必要はなくなる。

これは学位制度の大変革であり、一般の学位との関係が問題となってくる。一般の学位は一体何なのか。それは専門職学位とちがうのだから、学術学位ということになるのか。たとえば工学部卒業者は上述のとおり、大量に大学院に進学して修士号を取得するが、この工学修士は学術学位なのか、それとも職業学位なのか。また、医学部は、最も多数の博士号を授与している学問領域だが、医学博士というのは一体学術博士なのか、それとも隠れた職業学位なのか。

法務博士と医学博士とは同じなのか、どこが違うのかという問題もある。最も奇妙なのは、6年制の医学部の卒業者は学士であるのに、4年制の法学部を卒業して、その後2年間法科大学院で教育を受けると、法務博士になるという点である。一方は6年の教育課程で学士、他方は同じ6年で博士という、2つの全く異なる学位の制度が日本にはできようとしている。しかも法律家と医師というのは、どこの国でも最も伝統的な、威信の高い専門的職業として、社会的に認知されている。その2大専門職の学位が、このように異なることを、どう説明したらよいのだろうか。

平成10年度の博士学位の授与数を見ると、次のようになっている。

工学系	課程	2684	論文	1250
医学系	課程	3580	論文	3511
社会系	課程	308	論文	198

工学系では、従来は論文博士の方が多かったが、次第に課程博士が多くなってきた。医学系はほぼ同数である。社会科学系は全部を合わせても、自然科学系とは一桁違う数字になっている。

そこに、今度法科大学院の卒業生が「法務博士」という名前で加わることになる。今、考えられているのは、毎年約3000人の司法試験合格者を出す、しかも合格率を7割か8割程度にしようということだから、毎年少なくとも4000人ないし5000人の法務博士が産出されることになる。学位論文を書かなくても、課程修了だけで博士学位をもらえる、つまり2年ないし3年間在学して単位を修得すれば、自動的に法務博士になれる。社会科学系でわずか年間500くらいしか博士号が授与されないところに、その10倍もの法務博士号を持った人達が出現することになる。この人達は学位論文を書いていないだけでなく、司法試験に合格しない、つまり法律家になれない人たちも含まれることになる。新しい学位制

度のもとで、同じ博士という名称をもつ、しかし異質な集団が生まれる。「法務博士」と「博士（法学）」とどこが違うのか。呼称は異なるものの、混乱を懸念しなければならない状況が生じようとしている。

(4) 大学組織

第4は、大学組織の問題である。専門職大学院は独立大学院、あるいは独立研究科として設置することになっているが、組織として、一般大学院や学部との関係抜きに考えることはできない。法科大学院という新しい組織を作るのだから、問題はないと思われるかもしれないが、必ずしもそうではない。教員組織はどうするのか、教育課程の編成は、学生の所属は、他の研究科との関係はなど、様々な問題が考えられる。

今出されている構想によると、たとえば東京大学では、従来ある法学研究科の中に新しい専攻を設ける形で、法科大学院が作られようとしている。完全に独立の大学院を設置する大学もあるようだが、国立大学の多くは、東京大学と同様の形をとろうとしている。つまり、一般大学院に「間借り」する形で法科大学院が新設されることになる。

このように研究科内の専攻の形をとる場合、教員組織をどうするのか、独立の教員組織が要求されているが、教授会はどのように構成されるのか、予算はどうなるのか、授業料をどうするのか、給与の問題をどうするのか、といった問題が生じる。教員が同一の集団に所属していながら、違った扱いを受けるとか、学生達も違った扱いを受けるといった問題がでてくる。特に実務家教員など、新しいタイプと雇用形態の教員を雇用せざるを得ないという問題もある。既存の大学院の中に「間借り」する形で専攻を作ると、そうした様々な難しい問題を生ずるのではないか。

アメリカでは、professional school は完全に学部や他の組織から独立した、大学の自立的な構成単位になっているが、日本の法科大学院制度は、それとは違った形で作られようとしている。前述した一橋大学の国際企業戦略研究科は、独立研究科になっているが、これは、既存の商学研究科とは別組織になっており、キャンパスも神田の方にある。この国際企業戦略研究科は当然、MBA を出しているが、それでは商学研究科の修士課程修了者は、MBA を称することはできないのか、という問題もある。

このように、一般大学院と似通った分野の独立研究科が、専門職大学院として設置される場合にも、様々な問題が生じる可能性がある。法科大学院を法学研究科のなかに専攻として開設すれば、両者の関係はより深刻な問題になる。いずれにしても、大学組織との関係でみた場合、法科大学院と一般大学院の関係は、大学にとって重要な問題だと思われる。

(5) 評価制度

第5に、評価制度の問題がある。文部科学省は、学校教育法を改正して、すべての大学に、大学という機関としての第三者評価（機関評価）を受けることを義務づけた。専門分野別の評価は、当面行わないことになっているが、その唯一の例外が専門職大学院としての法科大学院である。法科大学院だけは必ず、第三者による専門分野別評価を受けなければならないとされている。他にビジネス系の専門職大学院もすでにあるが、これは評価を義務づけられていないから、法科大学院だけが特別扱いされるわけである。もう一つの伝

統的専門職である医学部、医学教育についても、当面、第三者評価の実施は考えられていない。なぜ法科大学院に限って、そうした制度が予定されているのかも、考えてみるべき問題の一つである。

しかもこの評価は、「認証評価制度」ということで、文部科学省の認証を受けた評価機関だけが実施できることになっている。実際に、それを誰がやるのか。これについては、大学評価・学位授与機構や大学基準協会、さらに弁護士団体も手をあげているようである。最近の新聞報道によれば、その評価の実施に必要なコストをどうするのか、一つの法科大学院を評価するのに数百万の費用がかかるが、誰がそれを負担するのか、といったことが問題になっているようだ。

法科大学院について導入される評価制度は、今後他の専門分野の分野別評価に対して、重要な先例、ないしモデルになる。法学関係者には、そのことも十分に考えて評価システムを立ち上げるべきだろう。

(6) 入学者選抜制度

第6の問題は、入学者選抜制度である。大学院入試は現在、各大学の自由に委ねられ、きわめて多様な形で行われており、いわば無秩序状態になっている。どのような問題を作製して、どの時期に入学者を選抜するかは、それぞれの大学の完全な自由にまかされている。学部段階の入試とはまったく違っており、批判がなく、問題が起きないのが不思議なといってもよい状況にある。

そうした現状のなかで、法科大学院だけが、適性試験制度を導入することになる。法科大学院については、無秩序状態をやめて秩序化を図るということである。アメリカでも、professional school の場合、スクールごとの適性テスト的な試験制度が確立しているから、日本でもそれにならおうということであろう。しかし、その試験問題を誰が作り実施するのが問題である。大学入試センターが手を挙げているようだが、他にも検討している機関があるようだ。この種のテストの経験や蓄積は、わが国ではないに等しい。費用の問題も関係してくる。導入すべきだといえば、誰かがどこかで、問題をつくり、実施してくれるだろうというものでは、全くない。しかも入試以上に、客観性や公平性が要求される試験である。法学関係者は、慎重にこの問題に取り組むべきだろう。

入学者の選抜については同時に、2年制コースをめざす法学既修者を対象にした法律科目試験を行うという、制度設計になっている。これは個別大学の試験でいいという考えのようだが、そうだとすれば、入学基準が大学によって著しく異なってくるのが考えられる。また、試験の内容や方法によっては学部段階の法学教育が、法科大学院2年制コースの受験準備教育化する危険性もある。さらに、今回の改革の一つの動機となった受験予備校の存続を許し、学部教育が大きく歪められる危険性もある。

2年制、3年制の区別は、一見考えられている以上に深刻な問題ではないか。2年制の方がエリートコース視されれば、当然のことながら2年制と3年制の差別化が生ずる。2年制コースの中でも、難関校とそうでないところが生じ、そこから様々な問題が出てくるおそれがある。ある大学院では修了者の8割が司法試験に合格するが、他の大学院では2

割か3割程度ということもあるだろう。しかし、全員が法務博士の学位をもらって卒業していく。「奇異」といったら言い過ぎかもしれないが、少なくとも、社会的にみれば納得のいかない状況が生じ、しかもそこに2年制と3年制の問題が絡んでくる。入試の問題は、一見考えられている以上に、法科大学院の将来を左右する重要な問題ではないかと思われる。

(7) 授業料問題

最後は、授業料の問題である。法科大学院を、独立採算で運営しなければならないとすれば、かなり高い授業料を徴収する必要がある。これまで多くの私立大学で、学部間に授業料格差があり、たとえば医学部のようなコストの高い学部に対しては、一種の内部補助が行われてきた。つまり、多くの学生が来て収益をあげられる学部の収入を、費用がかかるが多額の授業料を取れない学部にあつらえるという形である。たとえば慶應大学の医学部の授業料は、他の私立医大にくらべて低く抑えられているが、そのような安い授業料で運営することは不可能であり、内部補助によって成り立っているとみるべきだろう。

法科大学院の場合にも、そのような内部補助をするのだろうか。この場合の内部補助は、学部の収入を大学院に振り向ける形になるだろうが、そのためには、大きな規模の法学部をもっていることが前提条件となる。それをしないで、法科大学院だけで独立採算を成り立たせようとするれば、かなり高額な授業料を徴収しなければならない。

これは私学だけの問題ではない。国立大学も法人化すれば、現在の構想では授業料を一定の幅の中で、自由に徴収できることになる。法科大学院について、この一定の幅がどのように設定されるのか。仮に、それが現行の大学院授業料と同じ、約50万円というレベルで設定されることになると、私学の場合に言われている、少なくとも200万円以上という授業料とのバランスが問題になる。大学間の競争を考えれば、国立も私立並に引き上げるべきである、少なくとも100万円は徴収すべきである、といった意見が出てくることは当然、推測される。

そうなれば、国立大学でも学部と大学院の授業料を別にすることにならざるを得ない。それは、これまで国立大学が、あるいは文部科学省が必死になって避けてきた、学部別授業料問題とも深く関わってくる。国立大学の場合、コストが学部ごとに違うのに一律の授業料ではおかしいという議論が、十数年前から繰り返し出されてきた。今回、法人化によって授業料設定がある程度自由になるという状況のなかで、法科大学院の授業料をどう設定するかは、法学部や他の学部・大学院の授業料にも大きく影響してくる。このことも、忘れてはならないポイントである。

この問題はさらに、奨学金問題とも絡んでいる。授業料が高くなるのなら、法科大学院の学生には奨学金を出せばいいという議論がある。奨学金を支給すること自体は歓迎すべきことである。しかし、なぜ法科大学院の学生だけを奨学金制度の上で特別に扱うのか、という問題が出てくる。たとえば医学部については、とくに私立の医科大学の場合、1千万円ちかい、多額の授業料を取る大学もあるにも関わらず、これまで奨学制度上の特例は認めて来なかった。法科大学院だけなぜ特例を認めるのかが議論になるのは避けがたいこ

とだろう。授業料の問題には、単純に奨学金制度で対応できるというものではないのである。法科大学院の設置が、決して法科大学院だけの問題にとどまらない、様々な「二次効果」を生むと予想されることは、再三述べてきたところであるが、それは授業料や奨学金の問題についても、同様である。

3．特例か、一般化への契機か

このように、法科大学院の発足によっていま、起きようとしているのは、日本の大学院改革あるいは大学改革全体につながるような様々な問題である。法科大学院という入り口から出発して、そこから様々なところに問題が波及していくことが予想される。その法科大学院構想は、大学院制度全体をどうするかという検討の中で議論されてきたのではない。司法制度改革のなかで、まったく新しい形態の法科大学院を設置することがまず決まり、その影響が大学や大学院制度全般に及ぼうとしているのであり、改革全体の整合性が検討されてきたわけではない。今後にしり合わせの必要な問題が多数残されており、それらの検討には相当の時間が必要とおもわれる。

根本的な問題は、日本の大学・大学院制度の現状や将来像の中に、司法制度改革の中から、理想的なものとして提案されてきた法科大学院を、どう位置づけていくのかにある。それは、これまでもっぱら学部段階で行われてきた専門職業人の養成を、「専門職大学院」という新しい制度の中に、どう移していくのかという問題ともかかわっている。これらの問題がほとんど議論されないまま、法科大学院だけが突出して、その設置が進められている現状は決して好ましいことではない。

いうまでもなく、法律家は最も伝統的な専門的職業の一つである。もう一つの伝統的な専門的職業は医師である。この二つの「伝統的専門職」が、これまでの日本では、大学院における専門職業教育の対象とされて来なかった。その中で、法律家の養成の場だけが突出する形で大学院レベルに移されることになった。それが医師の養成システムにどう影響を及ぼすのか、医学部関係者がこの問題にどう反応するのか。今のところ不思議なほど、何の声も聞こえて来ない。伝統的専門職の、もう一つの代表である医師を養成する医学部は、medical school といつかたちでの professional school 化、あるいは専門職大学院化を目指さないのか。今後、必ずそういう問題が生じてくると考えるのは間違いだろうか。

最も現代的な専門職（専門職といっても profession ではない）は、MBA に代表されるビジネス系のスペシャリストである。今回、そのビジネス系の大学院も、「専門職大学院」の一部として位置づけられることになった。それを「現代的専門職」と呼ぶとすれば、「近代的専門職」の代表は工学系の技術者であろう。その技術者の養成はこれまでどおり一般大学院の枠内に置かれているビジネス系のばあいにも、一般大学院の枠内で MBA タイプの教育が行われており、数の上ではこちらの方が多数を占めている。

このように、最も「現代的」なビジネス系の新しいタイプの大学院と、「伝統的」専門

職養成の法科大学院だけが、専門職大学院のカテゴリーの中に入っており、しかも医学系・工学系は排除される形になっている。それはどう見ても、論理的な整合性のない状態ではないだろうか。大学院制度の再編が、日本の専門職業教育全体をどうするのかと関係のないままに、その外部で構想された法科大学院の圧力に揺さぶられる形で、部分的・局所的な改革が進んでいる、というのが現状ではないだろうか。

日本の大学改革、特に大学院制度の改革は、アメリカをモデルにしているといわれる。しかし、少なくともこれまで、そのアメリカの大学院制度とは、似て非なる改革が行われているといわざるを得ない。周知のとおり、アメリカの大学院制度のもとでは graduate school と professional school は、明確に区別されている。しかも学部段階は、日本のような専門学部制をとらず、単一のカレッジが置かれているに過ぎず、専門的な職業教育は行わないことになっている。工学系のように専門職業教育が学部段階から始まる分野もあるが、学部の基本は、教養教育や一般教育にある。日本のように、卒業生の大半が大学院に進学する一流大学でも、学部段階がすべて専門学部に分かれているという構造にはないのである。

アメリカのロースクールもメディカルスクールも、そうした学部教育を前提として LSAT のような一般的学力テストで入学者の選抜を行い、一定期間の高度に専門的で実践的な法学教育を行う仕組みになっている。日本の大学院制度が、それとは似て非なる構造を、更に強化する方向にあることは、改めて言うまでもないだろう。

法科大学院の問題は、法科大学院だけでなく日本の大学や大学院制度全体に係わりをもつ、大きな構造的な変化をもたらす可能性ないし危険性をはらんだ問題だということを、強調してきた。法科大学院の具体化を進めるにあたって、法学関係者はそうした観点を忘れることのないよう、高等教育を研究する者の立場から切望しておきたい。

本稿は、2003年4月1日に開催されたシンポジウムにおける講演の記録に加筆したものである。

2. 法科大学院設置後の実定法分野の研究者養成

伊藤 進（民事法研究連絡委員会委員長、明治大学法学部教授）

はじめに

法科大学院は法曹養成に特化し、法理論と法実務の架橋教育を行うことを目的として設置することが予定されている。このような法科大学院の設置により、これまで法学部を中心として行われてきた法学教育が大きく変容することについては想像に難くない。それに関連して、法学部での法学教育を前提とし、大学院での法学研究科における研究指導を経て行ってきた法学研究者養成についても変容が生ずるものなのかどうか。法学研究者養成のための既存の大学院での法学研究指導と法科大学院での法学教育とが、どのようにコミットするものかなど新しい課題が生じてきた。本報告は、このような課題について、実定法研究者の養成という観点に立って問題を提起するものである。

1. 法科大学院における実定法教育と研究者養成

これらの課題につき考えるにあたって、まず、法曹養成を目的とする法科大学院での実定法教育は、どのようなものであるか確認して置くことが必要である。既存の大学院におけると同様の法学研究指導的要素があるのであれば、いずれも遜色はなく、取り立てて問題にする必要はないからである。

そこで、法科大学院での実定法教育についてみると、「法科大学院における教育内容・方法に関する研究会 モデル案」（平成13年4月24日）で示されているように、成文法を中心とした法的な専門的知識を教えること、創造的・批判的法的思考力の育成、事実関係の分析力の育成、文章作成の力の育成にあるとされている。このような実定法教育を前提として法学研究者を養成できるかである。

これまでの実定法研究の方向としては、社会秩序の維持のための実践に重点を置いた法解釈的研究と人類社会の向上発展のための社会秩序の探究、形成、運用に重点を置いた法理論的研究、そしてこれらの研究の前提としての比較法的研究に大別することができよう。法科大学院での実定法教育では、これらの全てに渡ってフォローできるかである。

前述のような法科大学院での実定法教育からいえることは、法的基礎知識と法的思考を養成するという点では共通している。このため、抽象的にはフォロー可能ということになる。ただ、そこで、強調されているのは、より実務に傾斜した法解釈教育である。そして、創造的・批判的的思考力の育成も法解釈に伴ってのものである。このことの結果としては、実務的法解釈研究者の養成につながる。「知的エネルギー」「知的探究」「知的野心」という知的活動の鼓舞＝法を創造し、法理を変革し、法理を再構築し、法理を形成しつつ社会秩序を整序する実定法研究の中心となる法理論的研究やその基礎となる比較法的研究には重点が置かれていない。このことの結果としては、法科大学院における実定法教育だけでは、法科大学院の設立によって21世紀社会を担う実務法曹は育つとしても、そのような実務法曹を養成する基礎となる法学理論研究の土壌が枯渇してしまうという懸念

が生ずることになる。

ところで、法学教育については、専らロースクールを中心として行われているアメリカでは、このような懸念は生じてきていないのであろうか。第一東京弁護士会の『米国ロースクール視察団報告』によると「ロースクールでの」J.Dコース修了後、各州の司法試験をパスしてから何がしかの実務経験を経た後、アカデミズムの世界に戻るとというのが最も普通のコースである」と報告されている。この報告によると、ロースクールが法学研究者になるための出発点であり、ロースクール教育と研究者養成とは密接に結び付いたもののようである。もしそうだとすると、わが国でも、前述のような懸念は生じないことになり取り越し苦労ということになりそうである。しかし本当にそうであろうか。もしそうであるとしても、そこでの法学教育が、わが国の法科大学院で予定されているような法曹教育によってもたらされ結果ということなのであろうか。アメリカのロースクールの状況を十分に把握していない立場からは断定的なことはいえないが、アメリカのロースクールでは法曹実務家の養成に徹底しているロースクールと、多くのリサーチ（研究）を用意し教育を行っている有名ロースクールがあり、法学研究者は専ら後者から輩出していると聞き、あるいは想像している。そうだとすると、研究者養成は、わが国で予定されている法科大学院での法曹教育とはかけ離れた法学教育によって行われていることになり、アメリカのロースクールの例にならって大丈夫であると言い切ることはできないことになろう。法科大学院については、アメリカのロースクールを想定した論議が大勢を占めている昨今において、アメリカにおける法学研究者養成の状況をも含めて検討してみるのであれば、前述の懸念は現実のものとなり、実定法における法理的理論研究の土壌の枯渇化を招来することになろう。

2. 実定法研究者養成の観点からみた制度上の問題

(1) 専門職者養成教育と研究者養成教育の分離

前述した懸念の現実化の根源は、専門職大学院と研究者養成大学に分化することにある。このことによって生ずる問題点については、「『法曹』教育と『法学』研究」（学術の動向2002・7）で指摘したところであるが、ここでそれを要約するとつぎのようである。大学院を、現行の「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」を目的とする、いわゆる研究中心の大学院と「高度で専門的な職業能力を有する人材の育成」を目的とする、いわゆる専門職大学院に分化することが予定されている。このような分化教育は、これまでの混在していた教育体系を明確にするものであり、それなりに意義がある。ただ「研究」は研究中心大学院で行われ、専門職大学院から「研究」を放逐する一方で、大学院での教育として、専門職大学院が主流を占めるとしたらどうなるかである。そこでは、専門職大学院では法理的理論研究養分の補給なしに専門職教育が行われ、そこで教育された高度専門職人は21世紀「知」の時代に対応することはできないことになるのではなかろうか。法科大学院における法曹教育は、まさにこのような危殆を含むものである。法は、人類社会の向上発展のために社会を秩序づける道具とみてもよいが、そこでは常に、人類社会の向上発展に役立つための道具を如何に駆使すべきであるかの探究が要請される。このような探究はまさに、人類社会への奉仕という学問の究極的目的追求のための知的活動であり知的創造であって、それが「研究」という手段によって達成されるものである。もし

このような探究を伴わないままに、その道具を駆使するだけであるならば、法の分野では、他者によって与えられた社会秩序の維持に奉仕するだけになる。法の役割は、他者による社会秩序の維持に奉仕することだけではなく、人類社会の向上発展のための社会秩序の探究、形成、運用にあるのであって、このことのためには法は「研究」という手段は欠かすことができないのである。

とくに、実定法研究の立場からみれば、法科大学院での法曹養成教育によって、法解釈学的研究者を養成する素地はできる。そして、これまでのような観念的な法解釈ではなく、実務的な見地に立っての法解釈研究、あるいはより実践的な法解釈研究が隆盛になることが予測される。そして、かかる素地のある者が、既存の博士後期課程に進学し研究者として養成されることになる。この意味では、実定法の立場からすれば、法解釈研究者養成は、これまで以上に充実するという側面もみられないわけではないであろう。しかし、かかる法解釈の基礎となる研究である法理論的研究者や比較法的研究者についての素地を作ることについては期待できないのではないだろうか。前述のようにかかる研究こそが、人類社会の向上発展に奉仕するために重要であり、それが期待できないということは実定法研究にとっても致命的ともいえよう。

(2) 研究指導者の確保と研究指導方法

法科大学院教育の中心となる科目は、法律基本科目である。憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法が中核であり、これらの法分野について解釈法学的教育が行われることが予定されている。その単位数は、修了に必要な93単位のうち約3分の2を占めている。その教育方法は少人数、双方向、事例研究、討論などの方法によって行われる。かかる教育に必要な法律基本科目担当教員数は大量に昇ることについては想像に難くないであろう。また、主要な教員の法科大学院への移籍という現象も想定される。すなわち、実定法の立場からすれば、実定法教員が大量にかつ主要教員が法曹教育に携わるといふ現象が生ずることになるわけである。さらに法科大学院専任教員による博士前期課程の指導につき制限が設けられようとしている。このことの結果としては、研究者養成大学院である博士前期課程における指導教員が激減し、博士前期課程での研究者養成能力の激減現象が生ずることにある。研究者養成型大学院での研究教育力の低下を意味することになる。とくに、実定法の立場からすると法理論的研究および比較法的研究指導において懸念が生ずることになる。

このことのために、法科大学院教員の3分の1については10年間に渡って法学部と法科大学院との兼籍を認めて博士前期課程を指導できるような臨時的措置、かつ博士後期課程については法科大学院専任教員も研究指導を担当できる措置が採られている。しかし、10年間でこの臨時的措置を解消し、博士前期課程で研究指導のできる体制を作り出すことかできるのかどうか疑問が残る。また、法科大学院専任教員が博士後期課程での研究指導を兼ねることによる負担増をカバーするだけの措置を、各法科大学院で用意することができるのかどうかについても疑問が残る。法科大学院での研究の位置付けは設置基準にはみられない。たしかに、法科大学院は法曹専門職者を養成することを目的として法曹教育に徹する教育機関であることから、そのことは理解できないわけではないが、研究を抜きにして、その目的が達成できるかどうかの視点も必要ではないかと思われる。少なくとも、各法科大学院においては、単に法曹養成教育に徹するのか、研究をも担うのかどうかにつき態度を明確にしてお

くことは必須である。以上のことからすると、法学研究者養成のための研究指導者の確保をどうするのか、また研究指導のための環境整備をどうするのかについて真剣に考えておく必要がある。

(3) 研究指導方法の変化

法科大学院設置後の実定法研究者養成としては、法理論的研究者及び比較法的研究者の養成について、前述のような懸念があり、早急に環境整備を行わなければならないことになるが、法解釈学研究者の養成についても、従来と異なり研究指導の方法につき変化が予想される。従来は、博士前期課程あるいは、それ以前の学部段階から、特定の学生について特定の教員が研究指導を行う方式で研究指導を行ってきたのが常態ではなかったかと思われる。また研究課題についても、当初から特定されており、その成果はまず修士論文として発表され評価されるという過程を経てきた。すなわち、特定の研究課題につき、いわゆる徒弟的に指導するという方式で、法学研究者を養成したことになる。これに対して、法科大学院設置は、法解釈学研究者養成については、大半は、まず法科大学院での法曹養成教育を経て、博士後期課程に進学して研究を進めることになる。このことの結果、博士後期課程での研究指導においては、それ以前の徒弟的な研究指導の行われないうまに指導することになる。このことから、徒弟的研究指導から集団的指導に変化していくことが予測されることになる。また、博士後期課程では、それ以前の研究論文のない学生につき研究指導を行うということになる。すなわち研究課題についての研究指導は、博士後期課程以降ということになる。このような変化の生ずることについても、懸念は残らないであろうか。すなわち、法解釈学研究を行うにあたって、またその研究成果の評価にあたって、基本理論にまで掘り下げた研究成果を期待できないという懸念が生じないかどうかである。

(4) 実定法研究者志望学生の動向

実定法研究者養成にとって、研究者志望学生がどのような選択をするかも重要である。既存の大学院ルートと法科大学院ルートのいずれを選択するかである。理念としては、既存の大学院が研究者養成を目的とすることから研究者志望の学生は、当然に、前者を選択するものといえるかも知れない。しかし、将来的には、法科大学院教員は、法科大学院修了者で、法曹資格を有するものであり、かつ法学研究者である者であるのが望ましいといわれていることからすると、実定法研究者を志望する学生のほとんどが法科大学院ルートを選択するのではないかと想定される。このことの結果として生ずるのが、法理論的研究者や解釈法学的研究者の養成に対する懸念であり、法解釈学研究についての懸念の増幅である。

3. 大学院の具体的な制度設計上の問題

日本学術会議第2部の実施した「法科大学院後の法学・政治学研究者養成」アンケートをもとに、各法科大学院の具体的な制度設計をみると、現段階では、以下のような形態がみられる。

法科大学院での法曹養成教育のみとし研究者養成型大学院を設置しない形態 大学としては、法曹養成教育に徹し、法学研究者を養成しないパターンである。それは、1つの選択肢であるし、法科大学院の設置の趣旨に最も適合するパターンかも知れない。ただ、このようなパターンでは、将来的に法学部や法科大学院の教員は自前では養成できないわけで

あるから、他大学に依存しなければならないことになる。

法科大学院と研究者養成型大学院とを一体化する形態 既存の大学院のなかに研究者養成研究科（仮称）と法曹養成研究科（仮称）とを設置するパターンである。形態としては、1つの大学院で、法曹養成とリンクさせながら研究者養成をおこなうことができるパターンとなっている。しかし、設置基準上、法科大学院は独立した研究科でなければならいとされていることとの関係で、このような形態が許容されるのかどうか。形態としては、許容されるとしても、実態的にリンクさせて実施することまで認められるのかどうか。法科大学院専任教員が博士前期課程の指導教員になることにつき、他の学部あるいは研究科の専任を指導教員とするのと同様であって、原則的には認められるものではないとの縛りのあるなかで、同一大学院内に設置されていることから、当該大学院所属専任教員が研究者養成研究科を担当することも、法曹養成研究科を担当することも自由であるとするところまで許容されるのであろうか。もしそこまで許容されるのであるとすると法科大学院専任教員についても、既存の大学院の博士前期課程における指導教員となることにつき原則として認めなければ均衡を失することになる。あるいはもし仮に、このような形態の場合でも、法曹養成研究科の専任教員については研究者養成研究科の博士前期課程における指導教員になることは原則として認めないとすると、後述の単純併存形態における問題と同様の問題が生ずることになる。

法科大学院と博士後期課程とを接合した一体形態 この形態では、既存の研究者養成型大学院の博士前期課程を廃止することになる。このパターンでは、実定法研究者志望する学生の全てについて、まず法科大学院での法曹養成教育を実施し、その後に研究者養成型大学院の博士後期課程で研究指導を行うということになる。実定法研究者養成については、そのことは選択肢の1つである。かつ、前述したように実定法研究者を志望する学生の動向とも一致するし、法科大学院教員としての後継者養成にも適合する。ただ、そこで養成される実定法研究者は、専ら法解釈学的研究者であり、法理論的研究者や比較法的研究者を養成することは困難である。ここに、実定法研究者養成にとっての最大の問題が生ずることになる。また、基礎法学者を養成することはできないという問題も生ずることになる。

単純併存形態 既存の研究者養成型大学院と法科大学院とを単純に併存させるパターンである。現在では、もっとも多く法科大学院が選択しようとしている形態である。このパターンでは実定法関係についてみると 博士前期課程 博士後期課程と 法科大学院 博士後期課程の2つのルートが用意されることになる。そして、基礎法関係では、博士前期課程 博士後期課程のルールとが中心になる。そこで、実定法研究者養成の観点からすると、ルートにより法理論的研究者と法解釈学的研究者を、ルートでは法解釈学的研究者を養成することが可能ということで、実定法研究者養成については ルートが加わったことにより、より実務的な法解釈学的研究者を養成することができ望ましいパターンとみることができそうである。しかし、実際に、そのことが可能であろうか。

まず、法科大学院専任教員が博士前期課程の指導教員となることができない制度のなかで、既存の大学院において十分な指導教員を確保していくことができるかである。また、実定法研究者を志望する学生が、将来、法科大学院の教員となる者は法科大学院を経ていることが望ましいとされる状況の下で、敢えて ルートを選択するであろうかということである。そ

ここでは、研究指導力が低下し実定法研究に支障が生ずるであろうし、特に法理論的研究や比較法的研究が衰退することになる恐れが内包しているのではないかとと思われる。

修正併存形態 既存の研究者養成型大学院と法科大学院と併存させながら、実定法関係は、法科大学院 博士後期課程のルートのみとし、博士前期課程には実定法関係の研究者養成課程を設置しない。基礎法関係についてのみ、博士前期課程 博士後期課程のルートを設けるパターンである。このパターンには、単純併存形態をとりながら、実定法関係については、博士前期課程での研究指導を実質的に行わないか縮減するという運用のパターンを含めてもよいであろう。もしこのようにみると、前述の単純併存形態のうちの多くが実質的にはこのパターンになると推測されよう。このパターンでは、実定法研究者養成としては、法解釈学的研究者養成は望めるとして法理論的研究者や比較法的研究者の養成は制度的に困難となろう。

その他 研究者養成型大学院のみとし法科大学院を設置しない形態や、法科大学院で研究者養成に徹する形態なども、理念形態としては考えられる。ただ、アンケートにはみられなかった。

おわりに

現在、法科大学院の設置にあたっては、法曹養成教育に腐心するのみであり、法科大学院後において、実定法研究はどうなるのか、あるいは実定法研究者の養成をどのうよにするのかにつき、真剣に検討されているとは思われない。法科大学院をまず作ってみることのみに関心が向けられているだけであるといっても過言ではない。われわれ研究者コミュニティとしては、もっと早急に、研究及び研究者養成にかかわる問題につき取り組み、その方向性を示すとともに、それを法科大学院の設計図のなかに入れ込みことが重要ではないかと思われる。ここで、対応するのでなければ、実定法研究及び実定法研究者は枯渇し、人類社会に貢献するための法曹養成教育にさえ支障が生じかねないことになるのではないかと嘆かすにはいられない状況にあるのではないかとと思われる。

3. 法科大学院の方向と研究者養成 基礎法学の視点から

和田 仁孝（基礎法学研究連絡委員会委員、九州大学大学院法学研究院教授）

はじめに

法科大学院設置後の研究者養成制度のあり方を考えるに際して、まず、法科大学院において目指される実務型教育がいかなるものとして具現化されようとしているのかという問題を考える必要がある。今後、研究者が同時に法科大学院教育をも担うことになる以上、この両者を切り離して考えることはできないからである。とりわけ、実務型教育とは、距離が遠いと認識されてきた基礎法学の領域にとって、この問題はより先鋭化して表れる。

ここでは、まず、法科大学院における実務教育の定義をめぐって、その理念と現実の動向を検討したうえで、法科大学院設置後の研究者養成について、考えられるふたつの基礎的モデルを、その功罪の評価も含めて順次検討していくことにしたい。

1. 法科大学院の理念と現実

(1) 法科大学院教育の理念 実務教育の定義をめぐって

法科大学院が、従来の法学教育と比べ、法曹の育成に特化した実務的教育を目指すことについては、まったく異論を差し挟む余地はない。しかし、では、その実務的教育とは何を目標とし、どのような内容のものとして構築されるべきものなのかということになると、必ずしもその中身は明確ではない。

しかしながら、司法改革制度審議会の基本的な方向づけを見る限り、そこからひとつの方向性を抽出することができる。法科大学院において養成すべき法曹像、すなわち法科大学院教育の目標として考えられているのは、「人間性への深い洞察力」「問題発見・解決創造能力」「総合的分析力」などを有した人材であり、決して法に関する知識を目一杯詰め込まれ、実務的なマニュアル的技法を習得したような人材ではない。それは、たとえば議論の初期における学部段階でのリベラルアーツ教育の必要性の指摘や、現在の法学部以外から学生を一定比率以上入学させるべきといった方向づけの、根底に存する視角といていいだろう。

法曹が社会において果たすべき役割が拡大すればするほど、狭義の法専門性の枠を超えた多元的、総合的、創造的問題処理能力が必要となるのは当然であり、司法制度改革審議会の視点は、こうしたわが国における司法の機能拡大と機能的に連関した法曹養成制度を求めるとな方向を示していたと評価できる。

そこでは法科大学院で行われるべき教育は、従来型の法知識の体系的教授でもなければ、的確な法的推論・運用能力の練磨ですらない。そうした知識や推論・運用能力をさらに一段高いレベルで方向づけ、総合的に問題に対処できるような、より高度の法曹能力の鍛錬だったのではないだろうか。

こうしたものこそが、実務的教育であるとすれば、基礎法学諸領域にとって、それはま

さに積極的にそこに関与すべき教育であるということになる。なぜなら、基礎法学諸領域こそは、より総合的、多元的な問題対応能力の涵養にかかわる学際的な分析の視角やツールを提供できる分野にほかならないからである。実際、法社会学の紛争研究や法心理学は、ある意味では実定法学以上にこれまでも実務との接点を有してきているし、環境、生命などをめぐる近年の新しい社会現象は法哲学的思考や歴史分析によって得られる視角を必須のものとしてきている。アメリカのロー・スクールでも、有力校であるほど、単なる実務型教育機関に留まっているのではなく、むしろこうした学際的な科目がふんだんに選択科目として用意されている。

しかしながら、法科大学院をめぐる議論のなかから生まれてきた、実務的教育とその目標をめぐるこうした定義は、法科大学院設置への動きが具体化するにつれ、表面的にはタテマエとして言及されながら、実際には次第に換骨奪胎され色褪せていったように思われる。次にこの点のみておくことにする。

(2) 法科大学院編成の動向と問題点

法科大学院設置をめぐる議論が成熟するにつれ、こうした理念の実務教育観念も、次第に現実との妥協を余儀なくされてきている。日本型ロー・スクールということが指摘され、カリキュラム案が提示されるにつれ、そうした傾向は強まってきたように思われる。

現在、ほとんどの法科大学院のカリキュラムを見ればわかるように、そこでの教育課程は、実定法の基本科目および、その上に多様な実定法科目を置く形で構成され、そこに若干の実務基礎教育が加えられているに過ぎない。基礎法学科目や学際的隣接領域は、多くの場合、選択科目としてかろうじて存在しているに過ぎない。しかも、3年間の課程を通じて、多くは必修によってがんじがらめに拘束されている。いわば、実定法教育課程としての法科大学院、換言すれば、狭義の法専門的能力の養成としての実務的教育の定義が優勢となっているのである。

「人間性への深い洞察力」「問題発見・解決創造能力」「総合的分析力」などの法科大学院が養成すべき人材の能力とは、結局のところ、多くの実定法領域に関する知識と、せいぜいその推論・運用能力をもつことと同定されてしまっているのである。学部レベルでも法学を中心に修め、法科大学院レベルでも実定法をほぼ排他的に学習することで、そうした能力養成の視野の狭さは倍加される。

そこでは、リップサービスは別として、実際には法科大学院は、まずもって実定法専攻者の問題であり、基礎法学専攻者にはかかわりがないことと認識されているといってもよいであろう。しかも、基礎法学専攻者の側にも、法科大学院は対岸の火事であり、せいぜい学部教育でのバックアップを担うという役割しか考えないという傾向も存在する。

しかしながら、法科大学院をめぐる議論が、従来の法曹養成制度や法学教育への批判的意義を含んで展開されてきたこと、そのなかから先に見た理念的な実務教育観念が生成してきたことを思えば、現実の動きは、厳しい言い方をすれば退行であるといえなくもない。問題は、基礎法学固有の問題ではなく、法科大学院と法曹養成制度の根幹に関わるものであるというべきである。

以下では、こうした問題意識を背景に、研究者養成にかかわるふたつの基本的モデルを示し、検討していくことにしよう。

2. 実務教育と基礎法学研究者養成の分離モデル

第一のモデルは、研究者養成課程を実務的教育機関である法科大学院とは分離して設置し、従来の伝統的な修士・博士課程による養成システムを維持しようとする見方である。とりわけ、基礎法学諸領域は、法科大学院ではほとんど教育上の位置を与えられていないため、研究者としての基本的トレーニングをそこで施すことは不可能であり、これが唯一現実的に可能な選択肢であるということになる。法科大学院出身者が基礎法学領域を専攻し研究者となることは、皆無ではないにしてもきわめて稀なケースであり、また、その分、相当の年限を必要とすることになる。

基礎法学研究の諸領域にあっては、そもそもその学際的特性から、法に関する一定の知識のみならず、社会学、心理学、歴史学、哲学など他領域の理論動向の勉強や、ツールとなる各種の外国語、統計学などの習得も必須である。法科大学院が、先に見たように実定法学教育課程として具体化される以上、こうした分野の研究能力養成は、当然に従来型の大学院研究者養成課程に抛らざるを得なくなるのである。実定法研究の一部も、この点で同様の問題を抱えることになる。

この基礎法学研究者養成に関する分離型モデル 換言すれば、法科大学院教育を実定法教育として定義するモデル は、実際に多くの大学で、現実的な対応として採用されることになるだろう。しかし、このことは、次のような効果をもつことになる。

第一に、法科大学院教育において基礎法学諸領域が果たし得る役割はほとんどないという現在進行中の観念を温存、固定化し、強化していくことになる。

第二に、その結果、法科大学院における実務型教育とは何かの定義をめぐって、それを実定法教育と同定し固定化していく結果を導く、すなわち法科大学院が当初目指したはずの法学教育改革理念のなし崩し現象を導くことになる。

第三に、その結果、わが国において養成される法曹の質が、狭義の法専門能力においてきわめて高度な能力を有しながら、その臨機応変で柔軟な対応能力や総合的、創造的視野からの活用能力に欠けるきらいがあるという、従来からの特徴をあまり超え出ることにはならないであろうことが予想される。いわば、今次司法制度改革が大きな視野から必要と認めたような法曹の養成機能を、法科大学院は果たせないことになるかもしれない。

第四に、基礎法学諸領域にとって、従来の基礎法学教育を変えようとするインセンティブが働かず、変化があまり生じないことになる。

第五に、その結果として、また法学教育における必要ポストに算入されないことで、基礎法学研究自体が衰退していくことになるであろう。

このように、分離型モデルは、法科大学院教育にとっても、基礎法学研究者養成にとっても、ペシミスティックな展望しかもたらさないように思われる。

3. 実務教育と基礎法学研究者養成の融合モデル

第二のモデルは、法科大学院を実定法学と同様に基礎法学研究者養成の課程として融合的に位置づけていくモデルである。もちろん、すべてを融合型にすることは非現実的でも、分離型とは異なり、法科大学院課程と研究者養成課程の垣根を弱め、法科大学院出身者を

稀な例外としてでなく、積極的に基礎法学研究課程（博士課程）へとリクルートし採用していくような方向である。

分離型モデルの発想では、学際的な基礎法学的研究者養成においては隣接諸分野や語学能力の鍛錬が必須であり、実務型教育からの転進は困難であるということになるが、しかし、ここに状況を変えるひとつの重要なファクターがある。それは法科大学院学生の給源の多元化である。

司法制度改革審議会の方向づけとして、法科大学院には一定の割合で他学部出身者を入学させることになっているが、このことは、法科大学院入学者のうち、一定の割合で隣接諸分野のトレーニングを受けた経験のある学生が入学してくることを意味している。その割合は、おそらく、現在の大学法学部で、基礎法学分野のゼミを選択している学生の数を超えるレベルになると思われる。

これら他分野の知識を有する学生は、法科大学院での実定法教育とそもそも専門領域の融合的知識を生かした特色ある法曹に育っていく可能性がある一方、基礎法学的研究者養成の観点から見ても、その有力な給源であると考えられる。

学部レベルで法学部の存在しないアメリカのロー・スクールは、すべての学生がこうした他分野の知識を有しており、そのことが、アメリカの弁護士の多様性や活力、ロー・スクールにおける基礎法学的教育・研究の活性化をもたらしていると考えられる。わが国でも、この他学部出身者の入学による給源の多様化が、同様の効果を一定程度もたらすのではないかと考えられる。

こうした観点からみると、法科大学院と基礎法学的研究者養成課程の相互交通を活発化し、融合型を積極的に推進していくことは、決して非現実的な提案というわけではない。ただし、そのためにはいくつかの条件が整わなければならない。

第一に、法科大学院カリキュラムの中で、基礎法学科目や隣接領域科目の位置を可能な限り拡張していくことである。ただし、これは単に、法哲学、法史学、法社会学などの個別科目をそのまま設置せよといっているのではない。この点は第二野条件とつながってくる。

第二に、基礎法学的教育それ自体が変わらなければならないということである。単に個々の専門領域の知識を教授していただくだけでは、知識偏重教育として法科大学院での教育ニーズを満たすことはできない。基礎法学的専攻者自身、「人間性への深い洞察力」「問題発見・解決創造能力」「総合的分析力」の養成といった理念的な目標を念頭において、現代的な諸問題とのかかわりの中で、個々の専門領域のアプローチを生かしつつ、新たな視角や実定法学とは一味違った思考の枠組みを提供できるような教育内容を考えていかなければならない。

第三に、さらに実定法研究者と協力して環境、生命など、現代の先端的課題を総合的に扱うような領域横断的な科目を構成していく必要がある。これこそ、基礎法学的諸領域がもっとも適した位置にある学問として、積極的に考えて提案していくべき課題であると思われる。

第四に、他学部出身者を一定程度入学させるという方向づけを、実際にもできる限り強く推進していくことが重要である。これは、研究者養成のみならず、わが国法曹の多様性と活性化を図る点でも重要な条件である。

さて、このような形で、たとえ選択科目としてでも、基礎法学諸領域が貢献する科目群を、他学部出身者を含む学生に提供することは、次のような効果を生むことになる。

第一に、基礎法学研究と法科大学院教育との交通が活性化することにより、また、隣接分野の知識をすでに有する学生の存在も刺激となって、法科大学院から基礎法学分野の教育研究を志す人材が現れてくることである。また、法科大学院でのそうした教育実践が定着すれば、基礎法学分野のポストも法科大学院に必須のものと考えられていくことになる。また、基礎法学研究は、一方で、法科大学院の実務教育と融合する形で新たな発展を遂げる一方、その存在意義が増すことを通じて、従来の伝統的基礎法学研究も基礎研究として一定の地歩を占めることが可能になると思われる。

第二に、基礎法学諸領域に関して、それを固定的な観念で捉えるのではなく、応用的・領域横断的な科目の必須の基盤として取り込むことにより、法科大学院教育自体が、その理念的意義を取り戻す方向に動く可能性がある。法科大学院の実務的教育とは、そもそも、単なる実定法の実務教育ではなく、より高次の能力養成に関わるものであったはずである。「人間性への深い洞察力」「問題発見・解決創造能力」「総合的分析力」といった本来求められた能力養成への貢献を考えると、こうした基礎法学諸領域の知見と実定法学ないし実務教育との融合は必須というべきなのである。

おわりに

ここまで、基礎法学の観点から、法科大学院教育と研究者養成過程との関係について論じてきた。分離型モデルは、法科大学院どのものにとっても、基礎法学にとってもペシミスティックな展望を与えるものでしかなく、融合型モデルの方向を推進すべきであることは指摘するまでもないであろう。

そしてまた、個々で論じたことの大半は、実は、基礎法学諸領域のみならず、実定法学を含めた法学のすべての分野にもあてはまることである。

それは、法学における研究者養成の帰趨に関わる問題であると同時に、まさにわが国の法科大学院制度の成否にも大きく影響する問題であると思われる。

4. 法科大学院設置後の法学・政治学研究者養成 政治学の分野から

毛里 和子（第2部会員、早稲田大学政治経済学部教授）

1. 再編迫られる社会科学系大学院 法科大学院だけではない

来年度に法科大学院がさまざまな問題を抱えながらスタートする。今回の法学部再編は新状況に合った法曹をどう育てるかという直接的要請から迫られた改革であるが、じつは現在の社会科学系大学院の教育・研究のあり方全体に突きつけられた問題でもある。大げさに言えば、明治以来の日本の高等教育体系、とくに戦後50年あまりの「研究・教育」体系全体がじつはさまざまな問題を内包したまま変えられずに来たことへの一つの「反動」でもあるように思う。

私見によれば、特に戦後50年来の社会科学分野の高等教育および研究をめぐる環境や社会的要請は次のような変化を遂げていたのである。

第一に、大学や大学院の「教育」のあり方をめぐってである。つまり、どういう人材を育てるのか、である。法学・政治学も、原理的ディシプリンとしてのそれと、社会の現実的問題を認識し解決するための「適用と実用の学」としてのその二つの内実をもつ。これまで、法学・政治学も、とくに学部教育では、教養としての法学・政治学が主流であった。「健全な市民」、「リーガル・マインドをもつ教養人」を育てることが第一にめざされた。その間、実学としての法学・政治学よりも、ディシプリン、思想としての法学・政治学を教育することに主力を注いできたのではなかったか。だが、社会が複雑化するにつれ、現実の社会は、実学としての法学・政治学、それを備えた人材をより強く求め始めた。

第二に、諸社会事象の複雑な絡み合いが進むなかで、学問の境界がとみに曖昧になってきたことがある。現象およびディシプリン間の「越境」である。たとえば政治学の場合、これまで政治学の「発展」のおもなメルクマールはその分業化にあったように思う。政策過程論、政治体制論、投票行動論などなど細分化がどんどん進み、また分析ツールの開発が精力的に行われた。だが、政治学を巡る状況はじつは学際化、国際化、政策志向化を求めている。最近になって、政治経済学、国際政治経済学、公共経営学など、政治学の、経済学、国際関係学などとの「融合」や接合がはかられている所以である。

第三が、考察し研究する対象そのものが変容してきていることである。かつては、政治学も国際関係学も「国家」を認識と研究の出発点および対象にしていればよかった。だが、いまや、社会事象のアクターは国家から国際へ、民際へ、集団へ、そして個人へとじつに多様化してきている。

第四は、進学率の高まりで大学教育が大衆化、普通教育化するなかで、大学院教育の果たす役割も変わってきた。これまでは大学院は研究者を養成するところ、が自明だったと言ってもよい。だが、一方で研究者養成をする役割を持ちながら、専門職業人を育てるといった新たな役割も求められるようになってきている。

以上のような、大学および大学院をめぐる客観状況、あるいは政治学という伝統的ディシプリンが求められるものなどが変化する中で、教育・研究は転換期を迎えていたのである。だが、肝心の大学・大学院がこうした状況から切り離された状況で今日まで来た。し

たがって、再編や変革を求められているのは、法曹養成の分野だけではなく、大学院教育、政治学などの伝統的学問それ自体なのかも知れない。法科大学院問題は他の社会科学の研究と教育にとって「対岸の火事」ではないのである。

2. 法科大学院が育てる人材

さて新設の法科大学院は法曹(法律専門職)を育てるのを主な任務にしているが、それだけではなるまい。法科大学院設置に積極的に動いている6大学(東京大学、一橋大学、早稲田大学・慶應義塾大学、学習院大学、中央大学)の設置推進責任者が本年初めに開いた座談会からそのめざすところを見てみたい。

注:「特集:座談会-法科大学院への招待」『法学教室』270号、2003年3月。

それぞれ、法科大学院が養成しようとする人材を次のようにイメージしている。

a 大学: いわゆる「法曹」だけではなく、これからの日本の社会が要求する法曹資格をもった法律専門職、たとえば、国際公務員、国家公務員、企業法務担当者、法学研究者の養成をめざしており、「アジア諸国の企業や市民を相手に法律サービスの提供」なども視野に入れた、かなり広い視点からの法科大学院が計画されている。

b 大学: 社会生活上の医師としての法曹、ボーダレス時代のビジネスニーズに応えられるような国際ビジネスロイヤー、公共政策の立案や形成に貢献できるような法曹、とこれも比較的広い人材養成をめざしている。

c 大学: 実務法曹、および「国際性、学際性、先端性を備えた、あらたな時代の要請に応じた、社会の先導者、21世紀の先導者たる法曹」の養成。

d 大学: ビジネス法務に精通した法曹、国際的な視野を持った法曹、人権感覚に富んだ法曹、の養成。

以上のわずかな情報から言えることは、少なくとも今のところ法科大学院は、狭い意味の「法曹」だけでなく、法律的思考を身につけたより広い意味の国際的、実務的な人材の養成を狙っていることである。となれば、ここで行われるべき教育は、法律の実務だけではなく、広く、法にかかわる知識、思考、政治にかかわる知識・思考もなければならないということになる。その意味で、法科大学院におけるカリキュラムは、実務一辺倒ではなく、基礎法学、思想、歴史、そして政治学も含みこんだものになるべきだろう。

3. 「法学部政治学科における新しい試み 迫られた改革

さて、日本の大学では政治学部を単独に持っているところはない。政治学はほとんどの場合法学部の中の政治学科で教えられ、研究されている。従って、法科大学院の設置によって法学部そのものが揺らいでいる中で、多くの政治学科はそれ以上に揺らいでいるに違いない。一つ不思議に思うのは、そうした苦境のなかでも「政治学部」を立ち上げる動きがない、という点である。大学および大学院における法学から離れた政治学は、独立ではなく、他の学問領域と結びつくことで再生を図っているようである。具体的には、行政学分野と結合した公共政策系大学院、経営学・経済学と接近しての公共経営大学院、あるいは国際関係学と協働した国際政治経済大学院などである。

以下に、A 大学(国立)がめざしている公共政策系大学院、B 大学(私立)が新設した公共経営研究科(B-1)と前からある政治学研究科(B-2)のカリキュラム概要を紹介しておきたい。

A-1 (公共政策系)	B-1 (公共経営系)	B-2 (政治学研究系)
[基幹科目]	[ステージ]	政治学領域
政治学基礎教育	公共哲学	政治学原論
政策過程	公共経営	コミュニケーション学
行政管理	基礎経済学	政治思想領域
地方自治	計量行政学	政治思想
国際政治	憲法
[展開科目]		比較政治領域
日本政治(史)	[ステージ]	比較政治・地域研究
政治分析	行政	各国政治史
比較政治	公共経済	国際関係領域
政党論	共通(メディア・世論)	国際政治
都市行政	国際法
[学際・融合領域]		国際政治思想
.....		公共政策領域
[実践科目]	[ステージ 3]	行政学
.....	演習	公法・制度
[事例研究]	
.....		

ごく少ないこの事例からでも、法学から分かれた政治学がどこに行くのか、まだ移行期のさなかにあるらしいと言うことが言えよう。特に、研究者養成を主要な職務する大学院博士後期課程ではまだ見取り図はないのではない。おそらくは、学際化と国際化が進んでいる状況で、政治学・経済学・国際関係学などの接合がいつそう進むに違いない。

4 . 混迷期の政治学とその将来

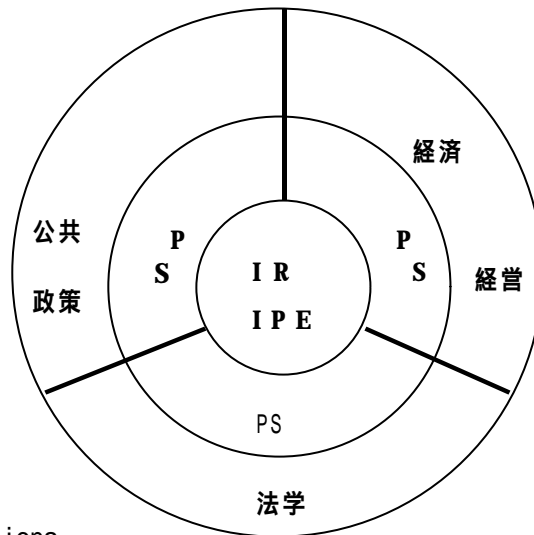
政治学はいま混迷の中にあるといわれる。かつては一つのディシプリンとして体系をなしていたし、教育の手順もはっきりしていた。まず政治思想史の学習、ついで政治史の勉強、それらをふまえて政治学原論で主権とは何か、権力とは何かを学ぶ。さらにそれを補完するものとして「統治の学」としての行政学があった。体系的、ディシプリンとしての政治学(そのめざすところは、「政治人」としての啓蒙的学問だった)は、だが、さまざまな政治事象を分析する「適用の学としての政治学」からの挑戦を受けている。また独自のトレーニングや手法を制度化していないことからくる混乱もある。

注 以上、大嶽秀夫・鴨武彦・曾根泰教著『政治学』有斐閣 S シリーズ、1996 年、

参 照

こうした政治学自体の混迷に加えて、上述したような、社会諸事象の学際化が政治学をますます不確かなものになっている。社会諸事象は(自然科学においてもそうだろうが) 既存の学問や学問体系をどんどん超えているのである。そこで政治学において、経済学・法学・国際関係学などの隣接諸科学との協働がどうしても不可欠となる。

その間の関係を図で示してみよう。



PS Political Science
IR International Relations
IPE International Political Economy

政治学を含む社会諸科学は現実からさまざまな挑戦を受けている。その中で、次のような二つのジレンマに悩まされることになる。

まず第一に、境界がますます曖昧になっていく学問、だが曖昧ではすまない制度、きっちりしていなければならない研究教育の組織、この3つの間の調整に悩まざるを得ない。

第二に、理論と実践(実用、適用)の間の調整と往還である。実践の学としての社会科学においては研究面もそうだが、とくに教育面で理論と実践の間の往還を保障するシステム、カリキュラム作りが必要になる。

法科大学院や昨今の大学再編の動きが投げかけている問題はじつはかなり広く深い。既存の学問体系自身の意味が問われているのである。だが当面考えられるのは、とくに教育領域での専門や研究科を超えた相互乗り入れ、カリキュラムの柔軟化、人材の流動性を高めること、研究領域での大学内(研究科間)、大学間、そして各専門学会間の協力と協働作業がとりわけ必要になっていると思われる。

5 . アメリカにおける研究者養成制度

藤倉 皓一郎（同志社大学法学部教授）

1 . 法学教育の目的

アメリカのロー・スクールにおいて、法学研究者の養成を目的とした組織的なプログラムを置くところはない。しかし、2003 年秋から、ハーヴァード・ロー・スクールが法学教授を目指す者のために Kennedy School of Government との joint degree program を開設したことが注目される。ロー・スクールの学生はこのプログラムを履修することで、J.D. 学位に加えて Ph.D. を取得できる。ハーヴァード大学の経済、政治、歴史の大学院との間にも同様なプログラムを検討中とのことである。他のロー・スクールがこれに倣うかどうか。おそらく同様の研究者養成コースを設置できるのは、資力のある大学のロー・スクールに限られるのではなかろうか。

これまでアメリカのロー・スクールは法律家の養成を目的として、大学院レベルでの三年間の教育を行っている。ロー・スクールが「法曹実務」を教えるところであるという考えはない。カリキュラムの要点は、基礎的な法律科目と幅広い関連科目を履修させて「法律家的思考」を訓練することにある。比較的余裕のあるロー・スクールが提供しているクリニカル・リーガル・スタディーズは、学生に依頼人との面接や対話を経験させて、具体的紛争事例に対する判断力を養うことが目的で、法曹実務を修習するためではない。ロー・スクール卒業生は大多数が各州の司法試験に合格して、まず弁護士資格を取得し、弁護士、公務員、検察官などになる。裁判官はこうした法曹実務の経験を積んだ者のなかから選ばれる。

2 . 専門法曹の養成

アメリカの法曹養成の歴史は、弁護士に付いて弁護士業を習得する徒弟制度から始まった。やがて、そのための私塾が開かれ、法律を教える実業学校が増える。法律学校が営利事業として成り立つようになると、これを大学の傘下に入れる動きが生まれた。大学には実業教育のコースが収入源となり、法律学校には社会的信用が得られたからである。しかし、他方で、19 世紀の後半に法学教育の目的をよき公民の養成においた大学があったことは注目に値する。弁護士になるための実業教育ではなく、社会の負託を受けてデモクラシーを支える公民のリーダーの養成を目的として、公開、自由、無償を原則とした法学教育を提供したミシガン大学ロー・スクールである。（Paul D. Carrington, *Stewards of Democracy*, 1999）

伝統的な学問の府である大学が職種学校（trade school）である法律学校を受け入れることについては、当初、大学側に違和感や批判が強かった。しかし、1870 にハーヴァード・ロー・スクールが新設され、大学院レベルでの法律教育の口火を切る。やがて他の大学ロー・スクールもこれに倣った。ハーヴァード・ロー・スクールは大学卒業を入学資格の要件として、三年間カリキュラムを定め、ケース・メソッドによる科学としての法を教え、法の専門

家を養成することを目的とした。20世紀の半ばにはアメリカのロー・スクールの大学院への格上げは完了した。またロー・スクールで教える法学教授 (professor of law, legal academics) が法曹の中で一つのサブ・グループを構成すようになった。

3. ロー・スクールにおける研究者養成

はじめに述べたように、アメリカのロー・スクールにはこれまで法学研究者養成を目的とするコースはなかった。それでは法学教授にはどのようなコースを踏み、どのような資格、経歴を有する者が就任しているのか。

アメリカの法学分野の学位には次のものがある。法学博士 J.D. (Juris Doctor, Doctor of Jurisprudence, Doctor of Laws) はロー・スクールを卒業した者に授与される。1960年代までは法学士 LL.B. (Bachelor of Laws) であったのが改称された。学士から博士への実質的な格上げであったが、社会的にあまり大きな議論もなく行われた。法学修士 LL.M. (Master of Laws) は、J.D. をもつ者がさらにロー・スクールのいくつかの科目を学び、通常は修士論文を提出して得る学位である。教職を目指す者の学位 (teaching degree) としての側面をもつが、税法など専門化した分野のコースを履修した者にも与えられる。法学博士 J.S.D. (Juris Scientiae = Doctor of Juridical Science, Doctor of the Science of Law, S.J.D. と表示することもある) は、J.D. および、通例 LL.M. を得たのち、さらに一年以上の課程を経て、博士論文の審査に合格した者に授与される学位である。ほぼわが国の法学博士に相当する。なお、法学博士 LL.D. があるが、名誉法学博士号として授与されるのが通例である。

ロー・スクールの教授、助教授は上記のどれかの学位を取得した者から選ばれる。学生時代、ロー・スクールが刊行する Law Review の編集委員 (editor) に選ばれたこと、卒業後、裁判官の調査官 (law clerk) を勤めたこと、また評価の高い法律事務所で実務を経験したことなどが、経歴として評価される。もちろん、すぐれた専門分野の論文など研究業績が求められる。ロー・スクールの教授の中には他の社会科学分野での博士号をもつ者が増えている。アメリカには、こうした各種の学位の資格や格付けについて全国統一の基準、体系が必要であるとか、そのために国が規制を行うという発想はみられない。大学が特定の学位の授与者の適性を判断して授与する。その評価は社会的に時間を掛けて定まる。その学位を受容し、どれだけの信用を与えるかは市場が決定すると考えるのである。

4. 現状

アメリカには190ほどのロー・スクールがある。その教育について全国統一基準を当てはめようとか、設置基準を定めて規制をしようという考え方はない。アメリカ・ロー・スクール協会 (Association of American Law Schools, AALS) とアメリカ法曹協会 (American Bar Association) がロー・スクールの満たすべき一定基準を示しているが、基本的には各ロー・スクールの自治と自主性に任されている。毎年、読者の多い一般週刊誌が全ロー・スクール

の一位から最下位までのランキングを報道する。上位に並ぶロー・スクールはほとんどが私学である。何種類ものガイド・ブックが出版されており、さまざまな情報やデータが公開されているので、進学しようとする学生は比較検討した上で、自分に合ったロー・スクールを選ぶことができる。

ロー・スクール間には激しい競争がある。とくに上位20から30のロー・スクールはさらに評価を高めるために、それぞれの教育内容を充実し特色を出そうとして熾烈な競争をしている。ロー・スクールには全国から学生が集まるところと、おもに所在する州内からの学生を教える学校がある。また研究を重視するロー・スクール (research university law school) と弁護士になるために必要な実定法科目の教育を主とする職種ロー・スクール (trade schools) とに分かれる。ランキングの上位を占めるのは全国校で研究重視校である。ここでは実定法基礎科目の教育が充実していることは勿論であるが、法が隣接社会科学と重なる領域や先端分野の法を取り上げ、多様な主題についての講義と演習が行われている。評価の高いロー・スクールは、J.D. Ph.D.をもつ教授を多く任用し、また先端領域で顕著な研究業績のある教授を擁している。法と経済学、法と医学、法と心理学、国際知的財産法といった学生の知的興味を惹く講義が開設され、また流行の先端領域のテーマをとりあげての「ブーク・セミナー」が並ぶ。

競争的で知的刺激のあるロー・スクールの環境が広い視野をもって法的課題と取り組む研究者を育て、また研究者にとっての市場となっている。

こうした研究重視の傾向には批判がある。実定法基礎科目とのバランスを欠き、法律実務との乖離が大きいというのである。しかし、より基本的な問題点は、研究重視の法学教育には莫大な費用がかかることである。評価の高いロー・スクールは授業料もきわめて高い。また実務重視の教育を行うためにクリニカル・リーガス・スタディズを充実するためには、個別指導、実習、プログラムの組織、実施の専門スタッフに大きな経費を要する。ローンも含めて学生の授業料負担の能力には限界がある。奨学金も資源に限りがある。ロー・スクールでの教育経費を抑制、節減するために、多くの非常勤講師 (adjunct professors) が任用されて、講義、セミナーを担当している。専任のロー・スクール教授が高給を取り、恵まれた研究条件を与えられているのは、はるかに少ない手当てで教える非常勤講師に支えられているからである。

こうした現状の中で、アメリカでも法曹養成の目的と養成すべき法曹像についての論議が盛んである。(Deborah L. Rhode, *In the Interests of Justice: Reforming the Legal Profession*, 2000)

5. 日本への示唆

法科大学院構想が実現する過程で、これから日本の法学研究者をどのように養成するかは大切な問題である。改めて法学研究の目的、誰のための研究教育かが問われるのである。従

来の法学部、さらに大学院法学研究科はこれからも維持される。新設の法科大学院の多くの担当者が学部、大学院に籍をおく併任であることは、この改革の日本的な底の浅さ、安上がり主義を露呈している。おなじ人間が教えて、そこに従来の法学研究、教育になかった新しい特色が発揮されるのだろうか。

改革の原点、理念に照らして、できるかぎり開放された、多様性をもつ研究者養成のコースを構想、実現しなければならない。いずれ法科大学院が年輪を重ねて充実すれば、そこでも独自の研究テーマをもつ研究者が生まれ育つであろう。この複線の研究者養成コース相互に緊張、競争、協調の関係が生じるかもしれない。それを祈りたいものである。

6. フランスにおける法学分野の研究者養成制度の現状

北村 一郎（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

研究者養成の問題は、もともと正面から論ぜられる機会の乏しい領域のように思われるが、事はフランスについても同様である。

まず、フランスにおける法学教育一般に関しては多くのことが語られ、日本でも多くの紹介がある¹。しかし、研究者養成の問題に限定すると、文字通り寡聞の限りではあるが、知識社会学一般のレベルではともかくとして²、法学分野ではなかなかまとまった形で扱われる機会に乏しく、学生の進路別の実用的ガイドの類では研究者の項目は見られず³、博士論文の書き方の指南書もまた⁴、その先の研究者養成の案内まで扱うことはない。特に隠されているわけではないとしても、日本におけると同様で、該当人口の相対的稀少性ゆえに社会的需要としては顕在化しないということではなかろうか。多くは当事者間の経験知の範囲にとどめられており、実体験に乏しい外国人としては知見は限られる。そのうえ今回は準備期間も短かったため雑駁な表面的印象にとどまる部分もあることにつき、予め御了承願いたい⁵。

他方、実は、そもそも、「研究者」の概念自体が、法学分野では必ずしもはっきりしないのである。chercheur という言葉は存在するとしても、教授 (professeur) とか弁護士 (avocat) とかのような確立した実体に乏しく、大学に残るといっても、それは最終的に教授になるということであり、日本の教授の一般的な自己認識とは異なって、研究者になるとは必ずしも観念されない。確かに、高等教育に関する基本的制度は、1984年1月26日の法律第52号によるもので（現在では、教育法典第3部および第4部第5篇に統合されている）、ここでは、enseignant（教員ないし教官）と chercheur（研究者）との概念が区別

¹ 差し当たり、北村一郎「フランスにおける法学教育」法律時報 67 巻 3 号（1995）52 頁以下、および同所掲の文献を参照。最近では時節柄法曹養成関係が多い。小粥太郎「フランス司法試験事情」司法研修所論集 100 号（1998）139 頁以下。川神裕「フランスにおける法曹養成制度について」判例時報 1680 号（1999）42 頁以下。セルジュ・ギャンシャール（金山直樹訳）「フランスにおける法曹養成の現状」法学志林・特別編集号（2001）25 頁以下。松川正毅「実践フランス法入門 大学と法曹養成教育 ～ 完」国際商事法務 28 巻 11 号（2000）～29 巻 10 号（2001）。サビーヌ・マゾー＝ルヴヌール（金山直樹訳）「良き法律家 フランス人の観念とその養成における大学の役割」ジュリスト 1203 号（2001）97 頁以下（およびコメント中田裕康）。今村与一「フランスにおける大学教育の実情について」岡山大学法学会雑誌 52 巻 4 号（2003）973 頁以下。

² 古典中の古典としての『職業としての学問』は言うまでもないが、最近では例えば、ピエール・ブルデュー（石崎晴己・東松秀雄訳）「ホモ・アカデミクス」藤原書店、1997。

³ 例えば、Courbe (Patrick) et Dijon-Gallais (Chantal), *Guide des études de droit*, Paris, Dalloz, 1991.

⁴ Dreyfus (Simone) et Nicolas-Vullierme (Laurence), *La thèse de doctorat et le mémoire : Etude méthodologique (Sciences juridiques et politiques)*, 3^e éd., Paris, Ed. Cujas, 2000.

⁵ いくつかの資料の入手に関して、リヨン第三大学講師ベアトリス・ジャリュゾ氏の御協力を得たことを誌して感謝する。

され、大学教授および講師は enseignant-chercheur（教官兼研究者）のカテゴリに属する。しかし、理系にせよ文系にせよ他の分野では教員と研究者との区別の実益もあろうが、法分野に関する限りは両者の区別には、さしたる意義は認められていない。というよりも、教授は、研究者でもあるが第一義的には教育者と考えられていると言うべきであろう。換言すれば、教授は研究を行うとしても、その場合の「研究」とは、主として実定法上の解釈論・判例評釈・立法論を念頭において観念されるのであり、古今東西の文献を駆使する如き研究は博士論文以降の業績としては稀なのである。

しかし、いずれにせよ研究者養成制度を語る場合には、大学制度を主軸として見ていくほかはない。フランスの大学制度は⁶、第一課程2年間（DEUG 大学一般履修免状）、第二課程2年間（3年次修了で法学士、4年次修了で法学修士）、第三課程（大学院）に区分されている。第三課程の1年目に学科（講義・演習）が集中しており、概ね研究者養成コースと専修コースとの区別に相当する DEA, DESS の二つのコースがあり、それぞれの免状を取得することになる⁷。教授志望者は、DEA 免状を二つ取得しておくことが必要である。その後、博士論文登録を行って、執筆に専念することになる。博士号取得後に、今度は教授資格試験（agrégation）を受けて、教授に就任することになる。

以上のような次第で、フランスにおいては研究者というよりもむしろ「教授」養成制度こそが中心なのであって、その反面として研究自体の振興の方策も必要になるのである。

・教授の養成

括弧つきの「研究者」としての教授の養成という観点から見ると、中心的な事柄は、博士論文と教授資格試験との二つである。博士論文についても、細かく見れば、論文指導の方法などいろいろ特徴もあろう。例えば、日本では比較法的考察が博士論文の大きな要素を占めているが、フランスではその要素には相対的に乏しく、むしろ国内の諸制度を縦横無尽に結びつけて体系化し一般理論化することへの評価が高い。しかし、論文指導は、結局のところ個別の実質的な問題である。比較法的に見た場合の制度的特色は、明らかに、教授資格試験に存する。しかも、法・政治・経済の分野の教授資格試験は、他の学問分野と共通の制度（大学単位での採用試験）以外に、独自の全国统一資格試験制度を有しているのであって、これが、フランスにおける法学の基本性格を決定づけていると言っても過言ではなく、そのことの光と影のなかでも、影は特に基礎法学分野に現れることになる。

1. 教授資格試験の決定的重要性

フランスの大学は原則としてすべて国立大学であり（私立の高等教育機関もないではないが、宗教系が主軸で、いずれにせよ例外的である）、教授資格試験も全国一律の試験と

⁶ 詳しくは、注1の文献参照。

⁷ 現在、この関係で改革が進行中であり（1999年8月30日のデクレ第747号参照）、新制度では、マスタア（master）の学位が新設され、学士課程3年、マスタア課程2年、博士課程3年、という形になる。マスタア課程は、名はアメリカ・モデルに借りつつ、実質はおそらく、現在の4年次（第2課程の2年め）のコース別の修士課程（maîtrise）と第3課程（博士課程）1年次の DEA とを統合した如きイメエジのものと考えられる。

して行われる。

agrégation とは、教授職団 (corps du professorat) に加入させることであり、認められれば、agrégé (教授資格者) の地位が得られる。フランスでは、大革命のイデオロギイにも拘わらず、現実には、なおも様様な職能身分が市民社会の構成要素としての重要性を保っており、教授身分もそのような職団 (corps) の一つを構成する。そして、大学教授の自由は、憲法院 1984 年 1 月 20 日判決により、憲法上の根本原理の一つとさえ認められているのである⁸。

この資格試験への合格が、長い間、教授になるための唯一の手段であり難関であった。近年、採用者は少数ながら二つのルウトが加わり、都合三つになった。即ち、従来のものが「第一(種)試験」(premier concours)となり、40歳以上で講師10年以上の者を対象として経験を評価する「第二(種)試験」(second concours)が設けられ(1984年6月6日のデクレ(政令)第431号第49条の2)、更に、国家試験でなく、かつ10年を待たなくとも大学単位の選考による教授採用も可能となったのである(同デクレ第42条、第46条を根拠とする)。採用に若干の柔軟性が加わったことは良いとして、ただ、そのこと自体により不可避免的に、従来のエリート・コオスのほかに、二等・三等コオスがある如き印象が生ずることも否めない。

以下、第一(種)試験の制度の概略を紹介しよう(1986年2月13日のアレテ(省令)による)。受験資格は、博士号(doctorat)または研究指導資格(habilitation à diriger des recherches)⁹の保有者に限られ、2年に1回、提供されるポスト数の定めのもとに試験が行われる。試験は、六つの部門(section) 私法・刑事学、公法、法制史、政治学、経済学、経営学 ごとに別別に行われ、試験委員会(jury)は、大臣任命の教授が委員長になり、委員長の推薦に基づいて大臣が任命する6名の委員のうち4名は当該部門の教授、2名は他の部門の教授または有識者(裁判官など)が加わる。第一(種)試験の場合、試験内容は、本質的に講義ないしは発表の仕方の試験である。

具体的な試験内容としては、まず業績審査に関する「第一試問」(première épreuve)があり、受験者ごとに二人の試験委員が報告書を作成し委員会内部での審査を経た後、面接により質疑応答(45分以内)が行われる。これにパスした者が本試験の段階に進むことができる。本試験は、第一次試験(admissibilité)と第二次試験(admission)とからなるが、これらを通じて、受験者は授業を3回(経済学・経営学では2回)行うことになる。即ち3回のうち2回は、与えられたテーマについて、試験室内で8時間準備した後に30分の授業を行い、(試験委員会の定め次第で)15分間の質疑がなされるという方式であり、経済の

⁸ 身分としての教授の独立の問題であるが、日本式に言えば、概ね大学(教授会)の自治に相当する実質を有する。Cons. const. déc. n° 83-165 DC du 20 janv. 1984, Rec. 30; D. 1984. chron 125., Y. Gaudemet et J. 593, note F. Luchaire; Gaz. Pal. 1984. 2. Doctr. 573, obs. Léo Hamon; Rev. dr. pub. 1984. 702, note Favoreu; AJDA 1984. 163, note Boulouis; Rev. adm., 1984. 702, note de Villiers.

⁹ 「研究指導資格」も国の学位の一つであり、特に大学外での研究成果を認証し、大学教授または就職への道を開くことを目的としている(フランスの研究およびテクノロジー発展のための方向づけおよびプログラム化に関する1982年7月15日の法律第610号、1984年6月6日の前記デクレ、高等教育国家免状に関する1984年7月5日のデクレ第573号)。

分野ではこの2回だけである。もう1回は、24時間の自由な準備の後に、45分間の授業を行い、(こちらの場合には必ず)15分間の質疑がなされる。

部門ごとの試験内容は別表に示す如くであるが、私法・刑事法部門の例によれば、第一次試験は、試験室内での準備の後の授業として、私法法源、私法における証拠の一般理論および債権債務法に関する文章または文書の注釈 (commentaire de texte ou de documents)

例えば判決の評釈 が課せられる。第二次試験においては、2つの授業のうち、一つは、私法および刑事学の一般理論に関して、自由な準備の後にを行う授業である。自由な準備とは、自宅を含めてどこで準備してもよく、ひとりでやっても仲間の協力を得てもよいということであり、これが最大の山場を構成する。もう一つは、試験場内準備の後の授業であり、7科目 商法・取引法、国際私法、刑法・刑事訴訟・刑事学、民事裁判法、社会法、法哲学、民法 のなかから事前選択した1科目を主題とする。こちらは、得意科目についての講義ということになる¹⁰。

ということは、つまり、民刑事法の範囲内で、どのような課題が出題されようとも、判例評釈は勿論として¹¹、オオルラウンドな見識をもった講義能力が問われるということである。中心的に問われるのは、問題の所在を的確に見抜き、かつ、分かりやすく説得的な表現によって説明する能力であり¹²、しかも、説明は一定の型(原則として本論二部構成)に従って非凡かつエレガントなプランによる必要がある¹³。そして、その準備は一定時間内に機敏に処理することが不可欠なのである。とりもなおさず、これらが教授に問われる中心的な資質ということになるが、何か月にも互る試験期間、この緊張を持続しなければならないのであるから、文字通り体力勝負でもある。

試験準備のためには、大学内で志望者を対象として受験対策の答練講評会 (conférences d'agrégation) が組織され、模擬試験形式の発表に対して担当教授が講評を

¹⁰ 因みに、第二(種)試験(講師10年以上の経験者向け)の態様は1998年4月3日のアレテの定めによるが、こちらは、業績審査に加えて、私法・刑事法では研究計画の説明および質疑、公法および法制史では博士課程用の演習の運営方法に関する説明および質疑、という風に簡略化されている。大学単位での採用(第三のルウト)については省令レヴェルの根拠条文を見出しかねているが、1984年デクレ第46条によれば、要件が煩瑣ながら簡略化して言えば、5年の高等教育経験(もしくは海外ミッション4年以上)プラス講師もしくは主任助手2年以上、または、10年の高等教育経験(うち講師5年)などが選考対象となる。こちらは、数は限られるもののポストが空いたときに内部選考によって特に比較法などの若手の専門家を登用するのに適しているようである。

¹¹ 判例評釈の訓練は、学部段階から既に、基本科目については講義とセットで必修の演習(travaux dirigés)において訓練がはじまる。北村・前掲参照。

¹² そのための訓練として最近特に重視されているのが、一つの主題に関する多くの基本文献を読破し、要点を総合して実定法および学説の状況を客観的に報告する note de synthèse (文献総括ないし総括報告)という方法である。教授についてもさることながら、特に裁判官については、後に、特に上訴審の事件審理において行う報告の訓練そのものである。例として、Fulchiron (Hugues) (sous la dir. de), *Travaux dirigés de droit international privé*, Paris, Litec, 2001, p. 241 et s. 松川・前掲 ~ , 国際商事法務 29巻2号240頁~6号766頁。

¹³ プラン(目次)の詳細については、北村一郎「フランスにおける法の明晰さについて」法曹時報48巻11号(1996)1頁以下、特に14~15頁。

行うことが行われている。そのほか、分野全体の立法・判例・学説のオオルラウンドな知識に関しては、場合により、何人かの共同チームで手分けして論文を読んで研究会を行うなど自前の共同対策がなされることも多い。一層広い教養と社会的見地との涵養のために、新書 特にクセジュ文庫（白水社から訳がでているものの原版） を乱読する者もあると聞く。

教育方法の訓練に関しては、そもそも博士課程の段階から既に、大学において、指導員（moniteur）、教育研究有期補助員（attaché temporaire d'enseignement et de recherche, ATER）、助手（assistant）、主任助手（maître-assistant）などの資格で主に演習を担当し、また、博士号取得後には、講師（maître de conférences）として講義も行うという形で具体化されている。

また、教授資格試験合格を待つ間に、弁護士事務所 とりわけ最高法院（破毀院およびコンセイユ・デタ）付き弁護士の においてアルバイトがてらの研修を受ける者もあり、これが、実務を知るのに非常に役に立つとも言われる。

最後に特筆すべきことは、教授資格試験に際する「24 時間の自由な準備」において、受験者どうしの中で講義準備を協力して行うという伝統があることである。即ち、試験日が一人一人別であって、前日に籤でテエマが決まると、翌日の受験者のために、皆で夜通し材料を揃え講義プランを議論し共同で内容を作成するのである。競争相手の試験に塩を送ることなど通常は考えにくいことであるが、皆真剣に協力するのであり、教授になって以降の同期の同僚への格別な友情をはぐくむとのことである。実はこれが自分自身にとっても恰好の練習の機会となるということでもあろうし、また、不得意なテエマのために、全部他人の作ったノオトのパッチワアクでしのごうとしても、試験官には見抜かれてしまうとのことである。驚くべきことに 1968 年以前には 4 回ともこの方式の講義であったが、今日では、業績問答・判例評釈・8 時間準備講義・24 時間準備講義というように分化してバランスがとられている¹⁴。

いずれにせよ、この教授団への加入試験は、試験官となる教授も含めて、答練講習会の段階から始まる一連のイニシエーションのプロセスということができるだろう。

しかし、以上のような教授養成制度は、教授就任以後の研究と学風とを少しく決定づけることになる。

2. 研究への影響と問題点

大学での教育科目は、少なくとも 3 年次の学士課程段階までは実定法が中心であり、

¹⁴ Jean Rivéro, Pour la leçon en équipe, D. 1976. chron. p. 137 et s. エピソードとして、人権法で有名なルネ・カサン（René Cassin）が、同期の受験者の当たったテエマについて未公開の講義をしたエチエンヌ・バルタン（Etienne Martin）が試験官に含まれているという状況で、自分だけがその講義を聴講していたので、当の受験者とは面識もなにもなかったが、自分のノオトを貸したとのことであり、この受験者は後に私法の大先生になるが、カサンに対するこの恩義を終生忘れなかったという。これと反対に、一般的に言って、この点で地方大学からの孤独な受験者が不利であることも事実のようであり、パリの同期受験者たちとの関係での不平等感が残るように見受けられる。

基礎法学としては法制史がほとんどである¹⁵。教授の役割も、従って、第一次的に実定法主要科目の体系と方法との教育が中心となり、研究ないし学風も、それに結びつけられる形で解釈論および立法論の範囲にとどまり、基本的には非常に法実証主義的なものとなる¹⁶。

教育以外の教授の仕事は、多くの場合、時評的論説、判例評釈、学会報告、講演などを積み重ねて、最後に概説書を書くということが中心となる。基礎研究やモノグラフィ研究が低調ということでは毛頭ないが、相対的に少数にとどまることは事実であって、大々的な研究は、ほとんどの実定法学者にとっては博士論文段階で済ませているということになる¹⁷。

研究のまなざしもまた、ほとんどの場合実務の現況に向けられる。弁護士との兼職は、法律上の禁止はなく、実際に非常に多い。パリ大学ではかつては内部規律で教授職への専念が謳われていたと聞かすが、現実には技術的分野では勿論、少なくとも弁護士事務所で共働したり、鑑定意見 (consultation) を書いたりすることは、今日一般的な現象のように見える。「とくに法においては、理論的な研究は実務の動きを考慮に入れた場合にだけ意味がある」¹⁸からであるが、同時にその反面として、比較法的考察が主たる考慮の埒外となるところは、日本とは大いに異なる点として留意に値する。

基礎法学の研究に関しては、法史学が独自の教授資格試験と学部本科でかなりのウエイトをもった教育体制とを有する点で特権的に恵まれていることは別として、それ以外の科目では、まず実定法の教授資格をとる必要との関係で養成の一貫性に欠けるため、相当不利な状況にある。

比較法は、少なくとも教育面では恵まれている方であろう。比較的最近までは、外国法・比較法は本科としてではなく、主要な大学に併設された比較法研究所 (Institut de droit comparé) でかなりシステムティックに科目が編成され、学部または DEA の学生が選択履修することが可能であるという状況にあった。ここ 10 年ほど来、大学の本科のカリキュラム自体にも EC 法、ドイツ法、イングランド法などの講義またはコースが取り入れられ始め、修士 (4 年次) 課程で 2 ~ 3 ヶ月程度の海外研修が組み込まれることもある。更に、イングランドの大学との提携による「両法修士」課程 (パリ第一大学) や、DEA の比較法コース (パリ第二大学) の設置など、国際化の影響による急展開はめざましいとすら言い得る¹⁹。

しかし、研究者養成の観点からは致命的な問題がある。教授資格試験 (第 1 種) においては比較法科目は存在せず特別な考慮も加えられないので、比較法的なテーマの博士論文で何年間か外国に行っていると、教授試験の準備の点で決定的に不利になるのである。さ

¹⁵ 北村・前掲。

¹⁶ 但し参照、野田良之「フランスにおける最近の法思想」法哲学年報 (1960) 113 頁以下。北村一郎「民法 (および法一般) の分野の概説書について」比較法研究 47 (1985) 253 頁以下。

¹⁷ 教授就任後は大学の図書館に足を踏み入れたことがない、と聞くことも一再ならずである。もっとも、図書館は常に満員であり利用制限がきびしいので、博士論文執筆中でも、大病院の薬待ちの如くに 30 分待って 1 回 3 冊 1 週間以内というような待遇であるため、教授は別待遇とはいえ、どうしても「あの悪い記憶」がつきまとうのかもしれない。

¹⁸ サビーヌ・マゾー=ルヴヌール・前掲 97 頁。

¹⁹ 北村・前掲 (注 1)。

りとして、教授就任後は留学ないし在外研究の発想も制度も一般的ではないので、特別なミッション フランス法の教育または行政的役職 による派遣の機会を活用するのでもない限り、本格的な外国法または比較法の専門家が、なかなか育たないのである²⁰。

法哲学・法思想史については、最近若干の改善が見られるものの、基本的には厳しい状況が続いている。1980年代においても、ミシェル・ヴィレエ教授は、「わが国は、法哲学が最も敵視される国に属する。・・・わが同僚法律家の大多数は、(法哲学)に対していかなる共感をも抱いていない。フランスの法律家は、法哲学に対して特別にアレルギーを有するものとみなされている」と書いていたほどなのである²¹。

法哲学の教育は、この言の当時は博士課程(DEA)のコオスとして少数の大学に存在した程度であったが、しかし90年代になると、学部レベルで科目を設ける大学も増え始め、また、判検事の養成に加味する試みも現れており²²、なによりも私法や公法の部門で教授資格試験の試験科目に取り込まれるようになったことは、大きな変化であろう。ただ、たとえば法哲学のテーマで博士論文を書いても、公法部門で教授になれば、最初の赴任先で租税法の講義に回されることがあり得る状況には変わりない。

法社会学は、この点では、なおほとんど闇のなかと言うべきであろう。かつての法哲学と同様の状況であり、しかも、法社会学は、その性格上、実態としての法のむしろ不実効の側面の批判を大きな要素として含むので尚更、上記のヴィレエの言が一層当てはまることになる。法社会学は、大学ではDEAレベルに科目としては存在するものの、ジャン・カルボニエ(Jean Carbonnier)、フランソワ・テレ(François Terré)といった巨匠の衣鉢を継ぐべき人材に関しては、多士済済とは到底言いかねる状況にある。研究の主力は、勢い大学外の研究機関(特に後述のCNRS)に委ねられることになる。

とはいえ、フランスは、もともと哲学の国、社会学の国である。モラリストの伝統からして、社会の現実に対する批判的視座は多くの教授が共有していると言ってもよい。実定法学者のもとでも多かれ少なかれ自然法的発想も法社会学的現実直視の姿勢も遍在しているように見えるのであり、問題があれば立法・判例はすばやい対応を見せるのであって、この点ではバランスが取れている。

しかし、いずれにせよ、法史学以外の基礎法学については一貫した専門的養成のシステムに欠け、実定法教授の個人的な補助的教養に依存するほかないため、実定法分野の専門

²⁰ かつては植民地の大学への最初の赴任という仕方が辛うじて欠を補っていたのであるが、これに代わるものとして、グザヴィエ・ブラン=ジュヴァン(大村敦志訳)「比較法研究と異文化」日仏法学20号(1997)97-98頁は、教授就任後1年間の外国滞在の義務づけを提案している。何人かの日本法研究者の不如意に関しては、ジャック・ロベール(北村一郎訳)「比較法研究と異文化 日仏共同研究の課題」同誌79頁。

²¹ Michel Villey, *Philosophie du droit*, t. 1, 4^e éd., Paris, Dalloz, 1986, p. 3. ヴィレエ教授自身、教室では、カントやヘゲルの法哲学といえども、法を知らない哲学者の法哲学であって、法律家には役に立たないと、厳しい評価を口にされていた。

²² Troper (Michel) et Michaut (Françoise), *L'enseignement de la philosophie du droit*, Paris, L.G.D.J., Bruxelles, Bruylant, 1997.判検事養成といっても、その正規の機関たる国立司法学院自体ではなく、それに付設された司法問題高等研究所(Institut des Hautes Etudes sur la Justice)が熱心に連続講演シリーズを毎年開催しているということである(*op. cit.*, pp. 19-20)。

技術的進歩が進めば進むほど一層困難さの度合いを増すことになる。

以上のような状況のもとで、研究それ自体を振興する方策はないのか。

・ 研究自体の振興

研究振興の方策については、大学の枠組内部での方策と、大学外の研究専門機関の設置とに分けて検討しよう。

1. 大学の枠組における研究の振興

平凡なことではあるが、研究会ないし特に講演会の開催は定期的に行われており、研究を刺激する機会となる。その枠組として特に機能するのが、司法演習所、比較法研究所、法社会学実験研究所などを始めとして、いろいろな分野ごとに併設されている研究教育施設 (institut) ないし実験研究所 (laboratoire) である。これらは、どちらかと言えば教育目的が主で、特定分野の補助的教育を行い独自の免状を出すことが中心であるが、同時に、講演会を組織し、また学生を組織してテーマ研究を行うこともある。

また、博士課程の学生のためには、大学内部で分野ごとに基本書や判例集を揃えた勉強室 (salled 'études) が用意されており、これが、日本の「共同研究室」のような雰囲気醸成している。

研究者一般にとっては、研究発表の媒体としての雑誌出版の発展が挙げられよう。全国規模の雑誌は主要な法分野をそれぞれカヴァしており (例えば民法については *Revue trimestrielle de droit civil*)、煩雑になるので省略するが、基礎法学に限っても、伝統的などころでは、比較法の *Revue internationale de droit comparé*、法史学の *Revue historique de droit français et étranger*、法哲学の *Archives de philosophie du droit* があり、ここ 20~30 年ほど来加わったものとして、法理論一般の *Droits : Revue française de théorie, de philosophie et de culture juridiques*、*Revue de la recherche juridique : Droit prospectif*、法社会学の *Droit et société* があり、また 2000 年代に入って休止中ではあるが、法学教育史に関する *Revue d'histoire des Facultés de droit et de la science juridique*、法文化・法人類学の *Droit et cultures*、などがある。

教授にとっての一層特定の研究推進の機会は、言うまでもなくサバティカル期間の取得であろう。ただ、これは、仄間の限りではあるが、あまり活発に機能しているようには見えない。

その代わり、特筆に値するのは、ここ 10 年来、少数の優れた研究者を「フランス大学学士院」(Institut universitaire de France) 会員に任命するという制度ができてきていることである (1991 年 8 月 26 日のデクレ第 819 号)。これによって、研究予算つき 5 年間の準サバティカル期間に相当する特権が与えられるからである。

フランス大学学士院とは、言うまでもなくフランス学士院 (Institut de France) の名をなぞっており、言わばその現役向けかつ地方分散型のヴァージョンということである。実質的には center of excellence の発想とも共通するものがあるが、こちらは機関全体ではなく個人の単位で認められるものである。

制度趣旨は、国際的にも著名な活動を行っている教官=研究者 (教授または講師) を毎年全学問分野を通して 40 名、フランス大学学士院会員に採用し、高水準の研究の遂行を助成

することを国の役務として行うというものである。しかし、大学学士院という組織の実体はパリに置かれた事務局だけであり、会員として採用された者は、所属大学にとどまったまま、教育負担の3分の2を免除されて(その代わり大学に対しては補 措置がとられる)、研究に専念できる。このための研究予算が所属大学に交付され、会員は、これをどのように使っても良く(例えば、外国での調査研究、国際会議開催など)、パリ事務局の研究室・会議室等の設備を利用することもできる。そして5年後に成果を報告することになる。

所属大学にとどまるという点は、通常優れた教授は最終的にパリの大学への任命によって報いられることに対して、一種の地方分権システムにより全土にネットを張る趣旨と説明されている。そのため、選考は、3分の2が地方大学所属者に、8分の5が40才以下の者になるように行われている。年少会員は再選不能であるが、年長会員は1回だけ再選可能とされる。会員として選出された者は、2002年9月現在273名であるが、年長会員(membre senior)のカテゴリイが152名、40才以下の年少会員(membre junior)121名である。

選考委員は、年長会員部門23名(うち11名が外国人)、年少会員部門12名(全員フランス人)である。応募者が付すべき推薦状の過半数は外国の有識者のものでなければならないという点では、外国での評価と知名度がものを言う。

全学問分野が、7つの部門 数学・情報学、物理・工学、地球・宇宙、化学、生物学・医学・保健、人文、社会 に分けられるが、理系と文系とのバランスの確保が顧慮される。その結果として、人文部門と社会部門との人数合計が全体の43.2%に達している点は見識であり、今日、文系の研究促進を重視するものとして注目に値する。法学分野では毎年1~2名が選ばれ、合計18名に達している²³。

2. 大学外での研究の振興

大学外での一般的な研究の振興は、いくつかの高等研究機関の形で実現されているが、つい最近のメセナ立法に期待されるところも大きい。

大学の外で法学分野の特に理論的な研究を続ける者は、寡聞の限りながら、全体としての数は限られているのではないかと思われる。公務員養成の分野の教育機関としての国立行政学院(Ecole nationale d'administration, ENA)および政治学院(Institut d'études politiques, IEP) パリのそれは特にシアンスポ(Sciences-po)と俗称する²⁴ を別

²³ 大学学長会議のホームページ(www.cpu.fr)によると顔触れは以下の如くである。Olivier Beaud(1993, パリ2, 憲法), Mireille Delmas-Marty(1992, パリ1, 刑法), Muriel Fabre-Magnan(1999, ナント, 民法), Frédérique Ferrand(1999, リヨン3, 比較法), Jean-Louis Halpérin(1994, デイジョン, 法史学), Carlos Miguel Herrera(2001, セルジ・ポントウワズ講師, 法哲学), Christophe Jamin(1995, リル2, 民法), Philippe Jestaz(1994, パリ12, 民法), Olivier Jouanjan(1996, ストラスブウル3, 公法), Xavier Lagarde(1998, セルジ・ポントウワズ, 私法), Eric Millard(1998, パリ11, 公法・法理論), Joël Rideau(1995, ニイス, 公法・ヨオロッパ法), Norbert Rouland(1999, エクス・マルセイユ3, 法人類学), Dominique Rousseau(1998, モンプリエ1, 憲法), Hélène Ruiz Fabri(1999, パリ1, 国際法), Philippe Simler(1997, ストラスブウル3, 民法), Alain Supiot(2001, ナント, 社会法), Michel Troper(1993, パリ10, 憲法・法理論)。

²⁴ 教授資格者であってもシアンスポを活躍の基盤とする研究者もないではない。例えば、

とすると、主として、国立科学研究センター(Centre national de la recherche scientifique, CNRS)と社会科学高等研究院(Ecoles des hautes études en sciences sociales, EHESS)が挙げられるであろう。

国立科学研究センターは、自然・人文・社会科学分野の全体に関するフランスにおける中心かつ大規模な研究機関であり、余りにも有名なものである²⁵。法学・政治学の研究者は、人文社会科学分野の一角を占め、研究員(chargé de recherches)から始めて研究師範(directeur de recherches)へと進むことになる²⁶。しかし、全体として理科系が主力であるうえに、人文社会科学分野自体が更に10の部門に分かれ、法学・政治学は「政治・権力・組織」部門の小さな一角を占めるだけのため、競争が激しく、採用されるのもなかなか難しいようである。

社会科学高等研究院は、これも高等教育・研究のための独立法人としての学校であり、「研究による研究の教育」を謳い文句としている(社会科学高等研究院に関する1985年4月12日のデクレ第427号、研究師範および講師の地位に関しては1989年9月28日のデクレ第709号)。

教員は研究師範および講師の合計260名であるが、外国人教員を数多く(年間160名以上)招聘していることが特徴である。教育面では、大学進学可能者以外の研究志望者を受け入れ(外国人を含めて2500名の学生を擁する)、固有の免状(diplôme de l'EHESS)を授与するほか、固有の大学院(Ecole doctorale)としてDEA・博士課程を有し(毎年の博士論文は200件にのぼる)、また研究指導資格の学位を交付し得る。主要分野として、歴史、社会学、経済学、人類学、人口統計学、地理学、考古学、心理学、言語学、哲学、法学、数学をカヴァーし、教育内容は演習が中心であって、教員が現在行っている研究を提示することが眼目とされる。研究チームが80構成されており、成果の出版活動も多彩である。

法学分野でも何人かの教員がおり、中には大学教授が兼務している例もあり、実際、「法と社会」分野の主任の研究師範は、アントワヌ・リヨン=カアン教授(パリ第10大学、労働法)である。演習科目には、「科学と法治国家」「ロオマ法・西洋法学史」「行政規範の歴史」「法規範理論」「イスラームにおける規範構造と歴史」「アラブ社会の法人類学」「社会理論における法・習俗・政治」などが見られる。国際的な雰囲気の中かでインタディシプリナリな研究が厚遇されることは確かのように見える。

これらの研究機関は、大学の法学の不可避免的に保守的な性格と教授資格試験コオスとの

国際取引法・法哲学の故ブリュノ・オプティ(Bruno Oppetit)教授はパリ第二大学と兼務していたし、現在では専任教官として、例えば民法・法社会学のアヌ=マリ・フリゾン=ロシュ(Anne-Marie Frison-Roche)教授、政治学(選挙分析)のパスカル・ペリノオ(Pascal Perrineau)教授が挙げられる。政治学に関しては、政治学院には独自の大学院(Ecole doctorale)が存し、研究機関としての役割も相当に大きい。

²⁵ 石野利和「フランスの学術研究制度について 特にCNRSの活動を中心として」学術月報(日本学術振興会)40巻11号(1987)828頁以下。今井裕一「フランス国立科学研究センターの概要及び近年の活動状況について」同55巻9号(2002)840頁以下。

²⁶ わが国と馴染み深いのは、リヨンにある附属東アジア研究所(Institut d'Asie orientale)の研究師範で日本憲法の専門家エリック・セズレ(Eric Seizelet)氏であろう。法社会学のジャック・コマアユ(Jacques Commaille)氏(現在では高等師範学校(Ecole normale supérieure)に所属)、アヌ・ブワジョル(Anne Boigeol)氏も勿論である。

外で研究者に自由な研究の天地を確保するものであるが、その反面で、法学関係者の余地は限られており、特に CNRS の場合には研究に専念できる代わりに法実務とも学生とも接触が乏しいために、研究が自閉的になりやすいという問題も指摘されている。スタッフのなかには優れた研究者もいるものの、一般に大学との交流が密ではなく、相互理解にも乏しいために互いに相手に対して批判的になる場合もなしとしないようである。そのようなわけで、例えば政治学については、大学の公法・政治学の教授による実定法制度に即した政治学とシアンスポや CNRS の理論的・実証的な政治学との分裂、法社会学については、実定法学者の言わば余技としての法社会学と CNRS の批判的または実験的な法社会学との確執といったような現象を指摘することができるのである。

政府の側でも、1980 年代以降顕著な形で、高度な研究・テクノロジーの振興を重要な政策の一環としている。その皮切りが、フランスの研究およびテクノロジー発展のための方向づけおよびプログラム化に関する 1982 年 7 月 15 日の法律第 610 号であった。面白いことに、フランスでは内閣組閣に際する省庁再編が自由自在であるので、この分野に関して言えば、文部省に相当する国民教育省 (ministère de l'éducation nationale) に国民教育大臣と並んで研究問題担当大臣代行 (ministre délégué) を付設したり、それどころか研究省 (ministère de la recherche) を独自に設置したこともあり、また大学人を大臣に抜擢することも多い。独自のポストである以上は成果を挙げる必要があり、研究環境の発展に資すること大であるが、逆に時には研究者や学生が政策に翻弄されることもないではない²⁷。

この関係でとりわけ最近注目、ないし (比較法関係者としては不可避免的に) 瞠目されるのが、比較法振興のための財団の設置である (比較研究財団の創設に関する 2002 年 2 月 28 日の法律第 282 号)。これは、当時のレモン・フォルニ (Raymond Forni) 国民議会議長 (弁護士) 自身が議員立法提案として提出し、とんとん拍子で成立したものである。

比較法分野では、主要大学に前述の比較法研究所があり、それらを束ねる連絡調整機関としてフランス比較法センター (Centre français de droit comparé 現所長はジャック・ロベエル名誉学長) があり、更に比較法研究振興のための財団として比較立法協会 (Société de législation comparée 1869 年創立、現会長ギィ・キャニヴェ破毀院院長) がある。比較立法協会は、雑誌『比較法国際雑誌』 (Revue internationale de droit comparé) を刊行するとともに、多くの国との間での二国間学会の定期的開催を中心として活発に活動しているが²⁸、国際交流が主軸であり、他方、比較法研究所は主に教育施設 (教員は外国人の招聘教授が多い) であって、一般的に言って、フランス人研究者自身による積極的な比較法的研究の点では前述の脈絡ゆえに立ち遅れが現在では目立っている。フランスは、19 世紀後半以降比較立法協会の設立を始めとして、サレイユらの努力により比較法学そのものの確立を主導した国であるにも拘わらず、今日では指導的な比較法学者に乏しい状況にさえ立ち至ってしまったのである。しかし、時代はまさに「実用的比較法」の時代であるの

²⁷ 俗に、大臣が変わるたびに大学基本法が変わるとも言われるが、大臣の見識次第で、大きな改善になることもあれば、改革案に対する一大抗議デモを誘発することもある。

²⁸ その一つが、日仏法学会との共催による日仏法学共同研究集会である。参照、日仏法学会編『日本とフランスの契約観』『日本とフランスの裁判観』『日本とフランスの家族観』

で²⁹、立法者は、国を挙げて研究振興のための大々的な支援体制を築こうとしたのである。

創設された「比較研究財団」(Fondation pour les études comparatives)は、私法上の非営利・公益財団法人であって(第1条)、法・制度・社会に関する学術的比較研究の振興、参照資料蔵書の設定と活用、国際協力の発展(特に外国の制度の鑑定とレファレンス・サアヴィス)、高度養成政策の実施を目的とする(第2条)。管理は、評議会(conseil)の監視のもとに執行役員会(directoire)が担当する。評議会は、元老院および国民議会の代表、関係大臣・裁判所・高等教育研究機関の代表、出資提供者の代表、資産寄贈者の代表、および有識者からなり、執行役員会は、評議会が外部から任命した2~5名の者からなる(第3条)。出資や資産提供・援助の態様に関しては、国・地方公共団体からのものも含めてデクレで定められることになっている(第4条~第6条、第9条)。

この財団の具体化は今後の問題であるが、目下、2003年4月現在、更に一般的に、メセナ(文化学術支援)および財団に関する法律案が国会審議中であり、一層の法整備が期待される場所である³⁰。

*

以上の如く、フランスにおける「研究者」の養成は、大筋において教授の養成を主軸としており、大学は実定法の理論的体系の教育が中心であって、教授の行う研究もまた主として実務を睨んだ実定法研究であり、学風は法実証主義が基調となる。もとより基礎法学的な理論研究も、個々の教授の個人的資質と努力とによって支えられており、赫赫たる成果が輩出していることは確かであるとしても、少なくとも制度的レベルでは、法史学以外については、これを好遇する条件には乏しいことも否めないのである。

この状況は、日本の法科大学院のもとで予想される事態を奇妙に先取りしているとは言えないだろうか。法科大学院構想が、理論(大学)と実務(裁判所)との乖離、司法試験と予備校との弊害などの克服を目的としていることは確かであるとしても、架け橋としての法科大学院は、研究者と実務家との共通の養成母体となることが予定されているとすれば、法科大学院における基礎法学教育の確保の問題もさることながら³¹、まさに研究者養成の方途をいかに確保するかが深刻な問題となるわけである。

端的に言えば、まずは、比較法研究の失速が最も憂慮される場所である³²。この点では、

(有斐閣)

²⁹ 北村一郎「外国法教育の課題」比較法研究 57号(1995)23頁以下。

³⁰ Documents parlementaires, Assemblée nationale : projet de loi n° 678, rapport n° 690 (2003) ; Sénat : projet de loi n° 234, rapport n° 278 (2002-2003)。

³¹ こちらの問題には多くの議論がある。例えば、特集「法学教育と基礎法学の役割」法律時報 72巻4号(2000)、「法曹養成のための法社会学」同 74巻3号(2002)、「法曹養成と基礎法学」同 74巻9号(2002)。ミニ・シンポジウム「法科大学院構想と比較法・外国法研究の課題」比較法研究 63号(2001)、「法科大学院と比較法・外国法教育」同 64号(2002)。神原和宏「久留米大学法科大学院における基礎法学教育について——法哲学の観点から」久留米大学法学 44号(2002)55頁以下。笹倉秀夫「法科大学院と基礎法学」UP 366号(2003)36頁以下など。

³² 特に参照、鈴木賢「法科大学院後の比較法研究・教育——あるアジア法専攻者の焦燥」比較法研究 64号(2002)104頁以下。関連して、シンポジウム「法学における歴史的思考の意味」法制史研究 51号(2001)125頁以下。

アメリカ法は法科大学院教育の目玉の一つでもあり得るから別段としても（アメリカ法の実定法化？）、その他の外国法研究に関しては、日本法学全体がまなざしを内に収斂させることの反面として、極端に言えば比較法研究大国日本にとって「遣唐使の廃止」にも似た帰結が恐れられるのである。実際、教授は、少なくとも当面は実務を踏まえた実定法教育に忙殺されることになるだろう。外国法の状況を検討する時間を確保できるであろうか？院生レベルでは、実定法学の博士論文が従来外国法研究を大きな要素としてきたのに対して、研究志望者も修士課程レベルを理論的研究の手習いでなく法科大学院の履修にあてる必要上、少なくとも2年分の研鑽の余地が奪われることになるので、比較法への目配りが手薄になるおそれが明らかに生ずるのである。修士課程に入ってから習い始めた第3外国語を論文に生かすことも、もはや難しくなるだろう。

この事情は、基礎法学一般にも共通しているだろう。基礎法学にとっても実定法の知識が不可欠であり、従って、分野にもよろうが法科大学院を経由することがしばしば望ましいとすれば、5年以上かけていた研究を3年プラスアルファで仕上げなければならないのである。実務的知識の精通によって理論的研究の精度が高まる余地はあるとしても、時間をかけて納得を積み重ねていくプロセスが一体充分確保されるだろうか？

この状況においては、実務的知識の補強によって失われる時間は、学部段階で、言葉の真の意味での「教養法学」の増強によって確保せざるを得ないのではなかろうか³³。或る意味では、皮肉にもここでもアメリカ的なアンダア・グラデュエイトの教育が参照可能ということかもしれないが、一層積極的に、言わば「法学部6年制」の戦略に基づいて研究者養成制度をも立て直す必要があるように思われる。

教員に関しては、いろいろな形でのサバティカル研究制度を充実させる必要があるだろう。更に独立の、しかし大学および裁判所との十分な連携を備えた研究機関を創設することも考慮に値するであろう。フランスの例は、この点でもヒントに富んでいるように思われる。

「つぶしがきく」だけでなく使い物になる法律家の養成が狙われる時代には、研究者養成にも腰を据えてとりかかる必要があるのである。

³³ 学部段階の教育として、私見では、一方では、民法・刑法・公法のような法学基本科目の基礎的理解を徹底する（演習を活用する）とともに、他方では、外国語は勿論として古今東西の法の知識（外国法、法制史）、法との有機的な連関における人文社会科学（歴史学、哲学、心理学、社会学、経済学など）、社会科学方法論（ないし、それ以前の読解・発表・議論の方法）などを確保することが考えられる。法科大学院は不可避免的に技術科目・応用科目が中心になるので、そのこととの関係において、法学基本科目をしっかりと理解させることは当然として、同時に、基礎法学・政治学その他を増強し、学部卒業で就職する学生にも面白く、かつ法科大学院の教育とも有機的に連結するような法学部をめざすことが必要なのではないかと思われる。

付表：教授資格試験第一種試験の第一次試験・第二次試験の部門別内容
(1986年2月13日のアレテ第10条以下，経済学および経営学は省略)

私法・刑事学部門

- 第一次試験 試験場内準備(8時間)の後の授業：文章または文書の注釈(私法法源，私法における証拠の一般理論および債権債務法に関する)
- 第二次試験 a) 自由な準備(24時間)の後の授業(私法・刑事学の一般理論)
- b) 試験場内準備(8時間)の後の授業：7科目中から1科目事前選択(商法・取引法，国際私法，刑法・刑事訴訟・刑事学，民事裁判法，社会法，法哲学，民法)

公法部門

- 第一次試験 試験場内準備(8時間)の後の授業：文章または文書の注釈(以下の3科目 憲法・政治制度・政治過程，行政法・行政学，公財政・租税法 または2科目群 国際公法および国際関係論もしくはヨオロッパ共同体法，法理論または法思想史 から1科目(群)事前選択)
- 第二次試験 a) 自由な準備(24時間)の後の授業(上記科目(群)のうち未選択の1科目(群)事前選択)
- b) 試験場内準備(8時間)の後の授業(上記科目(群)のうち未選択の1科目(群)事前選択)

第一次試験及び第二次試験の講義の主題は，たとえ選択していなくても，ヨオロッパ共同体法を利用し得る。また，科目群選択の場合には，受験者は質問を受ける科目を明示する。

法制社会経済史部門

- 第一次試験 試験場内準備(8時間)の後の授業(以下の3科目 ロオマ公私法，ゲルマン侵入から20世紀初頭までのフランス公法史，ゲルマン侵入から20世紀初頭までのフランス民商刑法史のうち，前回試験の試験委員会が籤引きした1科目)
- 第二次試験 a) 自由な準備(24時間)の後の授業(以下の4科目 第一次試験において籤引きされなかった2科目中の1科目，元初から20世紀初頭までの教会法史，古代から20世紀初頭までの政治思想史，古代から20世紀初頭までの経済史のうち1科目事前選択)
- b) 試験場内準備(8時間)の後の授業：文章または文書の注釈(第一次試験の3科目のうち籤引きおよび第二次試験a)の事前選択の対象とならなかった科目)

政治学部門

- 第一次試験 試験場内準備(8時間)の後の授業(以下の5科目 政治思想史，政治社会学，国際組織・国際関係論，行政・公共経営・公共政策，社会科学方法論のうち1科目事前選択)
- 第二次試験 a) 自由な準備(24時間)の後の授業(19世紀初頭以来の自国・比較の政治制度・政治過程論)
- b) 試験場内準備(8時間)の後の授業：試験委員会が作成した資料の分析(第一次試験の5科目中未選択の1科目事前選択)

7. ドイツにおける法学研究者の養成

新井 誠（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

1. 養成システム

(1) 既存システム

ここでは現代ドイツの民法学を代表するメディクス（Dieter Medicus）の学問的軌跡を通じて、ドイツにおける法学研究者養成の典型例を振り返ってみたい。

1929年生まれのメディクスは、ヴュルツブルグとミュンスターで法学を学び、第一次国家試験(erste juristische Staatsprüfung)に合格した後の1956年にミュンスターで博士号を取得し(Promotion)、1959年に第二次国家試験(zweite juristische Staatsprüfung)に合格後、ミュンスターとハンブルグで助手を務め、1961年にハンブルグで教授資格を取得している(Habilitation)。ハンブルグではカーザー(Max Kaser)に師事し、学問的薫陶を受け、その教授資格論文もカーザーの学問を承継するものであった。キール(1962年)、チュービンゲン(1966年)、レーゲンスブルグ(1969年)そしてミュンヘンの正教授(1978年)を経て、ミュンヘンにて名誉教授となった(1999年)。その間、数多くの後進の博士論文、教授資格論文の指導を行い、門下からいくたの有能な研究者を輩出してきている。このメディクスの例からも看取されるように、ドイツにおける法学研究者の養成には、Staatsprüfung Promotion Habilitation というシステムが厳存している。まず、第一次 Staatsprüfung の成績優秀者のみが博士論文執筆を許され、第二次 Staatsprüfung の成績を加味して優秀な博士論文を提出したと認定された者のみが教授資格論文執筆を許されるのである。これは徹底した選抜のシステムである。とりわけ指導教官との人間関係は強く、このシステムにあつては指導教官の学問的影響が効率的に承継されることになる。

メディクスは32歳で教授資格を取得しているが、これは例外であつて、平均的には約40歳が教授資格取得年齢であるといわれている。かの哲学者ヘーゲルが1801年に教授資格を取得したとき彼は31歳であり、教授資格論文はわずか32頁であつた。メディクスもヘーゲル並みの天才ということであろうか。

(2) 既存システムのメリットと弊害

メリットの第1は、研究者の質を確保できることである。記述のように、現行システムは徹底した選抜のシステムでもあるので、教授資格取得者が一定のレベルに達していることは疑いの余地はない。第2は、一定の業績をあげた者でなければ選抜されないことである。少なくとも教授資格論文 多くの場合、大著 という実績がなければ、教授資格取得者にはなれない。第3は、学問の承継が容易になされることである。博士論文では Doktorvater という指導教官がテーマの選定から執筆の作法に至るまで指導力を発揮するが、教授資格論文では指導教官の指導力はさらに強固である。ここに Schule が形成される所以がある。

弊害の第1は、システムの硬直性である。原則としてこのシステム以外からは法学研究者は誕生しない。多様なバックグラウンドを持つ研究者が養成される素地は存在しないのである。第2は、濃密な人間関係である。徒弟関係といってもよいであろう。

新しい社会に対応した新しい研究が育ち難い。第3は、実務との断絶である。最新の実務動向に配慮した研究者養成システムとは評価しえないのではないか。

(3) 既存システムの全体的評価

以上に既存システムのメリットと弊害を対比してみたが、それは全体としてはネガティブに評価されているのが実状である。その最大の理由は、教授資格取得時の平均年齢が40歳ということで、教授資格取得に莫大な時間を要することにある。テンポの速い現代社会において、40歳までの年月を費やして法学研究者になろうという有為の学生が一体どの位いるのであろうか。実際、Staatsprüfungの結果が最も優れた学生は研究者ではなく、公証人になっている。また博士論文、教授資格論文のテーマも硬直化する嫌いがあり、国際的な視点も欠如しており、国際競争に対抗しうる人材の養成が難しいと評価されているのである。

2. 取り巻く環境

ドイツにおける法学研究者の養成は、国際競争と国内格差という2つの試練にさらされている。

先ず、アメリカ法との競争がある。アメリカの法律事務所がその豊富な資金にものをいわせて、ドイツの法律事務所を買収するケースが相次いでおり、アメリカ法との折り合いをどのようにつけるかが問われている。また国益上の問題でもあるが、東欧やロシアの立法支援に際してはアメリカ法ではなく、ドイツ法に基づく立法支援をしたいという地政学的要請も顕著である。具体的には、法律英語をマスターし、ドイツ法にも知悉した研究者の養成が焦眉の課題である。

次に、国内格差の問題がある。旧東独と旧西独との格差は依然として存在しており、また最近のOECDの調査によれば、旧西独内でも教育格差のあることが指摘されている。国内格差の問題は直接的には法学研究者の養成に繋がるわけではないが、国内格差の是正もまた法学研究者の養成に不可欠の根本的な課題である。

3. 新しい試み

既存システムが全体としては否定的に評価され、しかも2つの大きな課題に直面している現状において、既存システムを見直そうとする動きが顕著である。

(1) ジュニア教授制度

最も注目すべき動きがジュニア教授制度である。これは、教授資格を取得していない新進研究者にも若いうちから独立して研究・教育に携わる機会を与え、6年以内に正教授の資格を与えようとする制度である。従来の教授資格制度は、2010年までの猶予期間において廃止されることになっている。

現在では教授資格を取得するのは平均40歳で、「若手研究者」という呼び名はほとんど皮肉に等しい。また、教授資格を取得してもすぐに教授になれるわけではない。正規職ではない「私講師」になれるだけである。出身校以外の大学が手間のかかる手続をいとわずに招聘してくれなければ、多くの若手研究者が待ち望んではいないが、実現するのはわずかである。このような状況を変革しようとするのがジュニア教授制度である。2002年の初めからこ

の試みが始まり、用意された 667 のポストのうち 85 ポストで既にジュニア教授が誕生し、その 3 分の 1 を女性が占めた。ゲッチンゲン大学の場合、ジュニア教授の授業時間は連邦教育学術研究技術省の勧告通り各学期とも週 4 時間に制限し、雑務も免除しているのである。(Deutschland J No.6/2002 12/2003 1 55,56 頁に依拠)。

ジュニア教授制度が法学部において定着するかどうかは予断を許さない。明確にこれを拒絶する法学部も多いと聞く。しかし、ジュニア教授制度が法学研究者の養成にとっても看過しえない動きであることは間違いないであろう。

(2) マックス・プランク研究所

マックス・プランク協会は 1948 年にカイザー・ヴィルヘルム協会の後継者として設立された。マックス・プランク協会は傘下に 80 の研究所を擁しており、各研究所は科学の先端分野における革新的、学際的研究を志向し、優秀な研究者に最良の研究環境を提供することを目的として研究活動を行っており、大学の研究を補完する機能を営んでいる。年間予算は約 13 億ユーロ、全体で 1 万 1600 名が雇用されており、そのうち 3,200 名が研究者である。

法学分野においては、ハンブルグの私法、フランクフルトの法制史、フライブルグの刑法、ミュンヘンの知的財産法の各研究所が知られている。マックス・プランク研究所の研究者は研究に専念するのみで、授業負担の全くない点が大きな魅力である。マックス・プランク研究所で博士論文を執筆する者も多い。大学とは異なる、自由で充実した研究環境の中で論文を完成したいと考えるからである。

法学研究者の養成にとってもマックス・プランク研究所の果す役割は大きい。マックス・プランク研究所自身もそのことを自覚してきており、近時ではとりわけ若手研究者の養成に意を用いている。それがインターナショナル・マックス・プランク・スクールである。そこではドイツと海外の学生が博士論文を執筆する機会が与えられている。法学分野ではハンブルグのマックス・プランク研究所にスクールが付置されている。

このようなマックス・プランク研究所の取り組みが既存システムを打破する可能性も秘めている。問題は、マックス・プランク研究所には学位を授与する権利 (Promotionsrecht) が付与されていないことである。改革の行く末は、大学が独占している学位授与権の帰趨に係わっている。

(3) 大学の法曹養成制度の改革

ドイツにおいて法曹となるには、大学の卒業資格に相当する第一次国家試験に合格し、実務研修を受けた後、第二次国家試験に合格することが必要である。わが国の司法修習のモデルでもある二段階の法曹養成制度である。このプロセスの中で大学は、必然的に、制度の前半の課程と位置づけられてきた。しかし、近時の大学のマスプロ化とともに、伝統的法曹養成制度は修正を迫られている。

これを受けて、1971 年には、大学と第一次国家試験合格後の実務研修を大学内で結合させる一段階の法曹養成制度が導入されたが、1984 年には廃止された。大学の勉学期間の短縮 (3 年半 → 2 年)、実務研修期間の短縮 (3 年半 → 2 年半) なども行われているが、現実には却って大学の勉強期間が長期化している (実質、6 年間)。EU の市場統合 (弁護士統合) の観点からも、この長期化が問題とされているのである。

解決策の 1 つとして注目されるのが、専門大学 (Fachhochschule) における経済法専修コ

ースの導入である。ドイツの法学部教育を受けた法律家は、完全法律家（Volljurist）として法曹三者のみならず、行政官、一般私企業の法務担当者として指導的役割を果たしてきている。しかし、現在では完全法律家といえども就職先の確保が困難である。雇用機会が最も高いと思われる私企業の求める法律家の資質は、完全法律家のそれではない。完全法律家のモデルは裁判官であったが、企業における法律家モデルはもっと経済活動に密着したものでなければならない。かくて経済人向けに特化した法学教育が行われ始め、経済専修法律家が誕生するに至っているのである（小野秀誠『大学と法曹養成制度』2001年、信山社 174～180頁に依拠）。

将来、経済専修法律家から研究者を志す人々が登場することになれば、法学研究者養成の既存システムにも少なからざる影響を及ぼすこととなる。

4．わが国法科大学院構想への示唆

ドイツの法学研究者養成システムをめぐる問題は、わが国の法科大学院構想にも示唆的であるように思われる。

第1に、法曹教育における目的と法学研究者養成における手続では日独の違いが大きい。ドイツにおける法曹教育における目的は裁判官がそのモデルである。近時はこの目的それ自体が揺らいでいるのは事実である。しかしながら、わが国の法科大学院が志向するモデル法律家像は必ずしも定かではないのも事実である。ドイツ流の完全法律家を志向するの一案であろうか。

法学研究者養成における手続もドイツでは明確である。2つの国家試験と博士の学位取得の後に教授資格を取得することがその手続である。わが国法科大学院は従来の大学院といかなる関係に立つかは不透明であるように思われる。ドイツを参考にして、法学研究者養成のルールを明確にしておく必要があるのではなからうか。

第2に教授資格取得制度がドイツには存在しているが、わが国には存在していない。ドイツでは法学部教育、法学研究者養成を担うには原則として教授資格取得者に限定されている。記述のように、現在ではこれが批判にさらされているのも事実ではある。しかし、教育・養成の担い手に明確な基準が設けられているというメリットもある。これに対してわが国法科大学院における教員資格の基準はあまりにも曖昧ではないか。

私見は、ドイツに倣って、大学法学部および法科大学院の教員資格として教授資格制度の導入を提唱するものである。現行の設置審の判定内容（MまたはDの別、O合、合、可等の別）をルール化して明確な基準を設け、それを公表することによって、教授資格制度の導入はさほど困難ではあるまい。この教授資格制度は理論への偏重を押し、実務を志向した内容とする。実務を顧みない法学には存在意義は認められないからである。実務に精通した者も教授資格取得者に迎えることによって、ドイツ型とは異なる制度とするべきであろうか。

第3にマックス・プランク研究所のような組織の創設も必要ではないだろうか。現代社会における先端的法律問題に特化した研究所を全国各地に配置して、研究とともに研究者養成を行ってはどうか。マックス・プランク研究所のような大規模な仕掛けが望めないのであれば、いくつかの法学部・法科大学院が共同して付設のマックス・プランク研究所型の組織を立ち上げて、研究者養成の拠点とすることも一案であろうか。

7. ドイツにおける法学研究者の養成

新井 誠（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

1. 養成システム

(1) 既存システム

ここでは現代ドイツの民法学を代表するメディクス（Dieter Medicus）の学問的軌跡を通じて、ドイツにおける法学研究者養成の典型例を振り返ってみたい。

1929 年生まれのメディクスは、ヴュルツブルグとミュンスターで法学を学び、第一次国家試験(erste juristische Staatsprüfung)に合格した後の 1956 年にミュンスターで博士号を取得し（Promotion）、1959 年に第二次国家試験（zweite juristische Staatsprüfung）に合格後、ミュンスターとハンブルグで助手を務め、1961 年にハンブルグで教授資格を取得している（Habilitation）。ハンブルグではカーザー（Max Kaser）に師事し、学問的薫陶を受け、その教授資格論文もカーザーの学問を承継するものであった。キール(1962 年)、チュービンゲン(1966 年)、レーゲンスブルグ(1969 年)そしてミュンヘンの正教授(1978 年)を経て、ミュンヘンにて名誉教授となった(1999 年)。その間、数多くの後進の博士論文、教授資格論文の指導を行い、門下からいくたの有能な研究者を輩出してきている。このメディクスの例からも看取されるように、ドイツにおける法学研究者の養成には、Staatsprüfung Promotion Habilitation というシステムが厳存している。まず、第一次 Staatsprüfungの成績優秀者のみが博士論文執筆を許され、第二次 Staatsprüfungの成績を加味して優秀な博士論文を提出したと認定された者のみが教授資格論文執筆を許されるのである。これは徹底した選抜のシステムである。とりわけ指導教官との人間関係は強く、このシステムにあっては指導教官の学問的影響が効率的に承継されることになる。

メディクスは 32 歳で教授資格を取得しているが、これは例外であって、平均的には約 40 歳が教授資格取得年齢であるといわれている。かの哲学者ヘーゲルが 1801 年に教授資格を取得したとき彼は 31 歳であり、教授資格論文はわずか 32 頁であった。メディクスもヘーゲル並みの天才ということであろうか。

(2) 既存システムのメリットと弊害

メリットの第 1 は、研究者の質を確保できることである。記述のように、現行システムは徹底した選抜のシステムでもあるので、教授資格取得者が一定のレベルに達していることは疑いの余地はない。第 2 は、一定の業績をあげた者でなければ選抜されないことである。少なくとも教授資格論文 多くの場合、大著 という実績がなければ、教授資格取得者にはなれない。第 3 は、学問の承継が容易になされることである。博士論文では Doktorvater という指導教官がテーマの選定から執筆の作法に至るまで指導力を発揮するが、教授資格論文では指導教官の指導力はさらに強固である。ここに Schule が形成される所以がある。

弊害の第1は、システムの硬直性である。原則としてこのシステム以外からは法学研究者は誕生しない。多様なバックグラウンドを持つ研究者が養成される素地は存在しないのである。第2は、濃密な人間関係である。徒弟関係といってもよいであろう。

新しい社会に対応した新しい研究が育ち難い。第3は、実務との断絶である。最新の実務動向に配慮した研究者養成システムとは評価しえないのではないか。

(3) 既存システムの全体的評価

以上に既存システムのメリットと弊害を対比してみたが、それは全体としてはネガティブに評価されているのが実状である。その最大の理由は、教授資格取得時の平均年齢が40歳ということで、教授資格取得に莫大な時間を要することにある。テンポの速い現代社会において、40歳までの年月を費やして法学研究者になろうという有為の学生が一体どの位いるのであろうか。実際、Staatsprüfungの結果が最も優れた学生は研究者ではなく、公証人になっている。また博士論文、教授資格論文のテーマも硬直化する嫌いがあり、国際的な視点が欠如しており、国際競争に対抗しうる人材の養成が難しいと評価されているのである。

2. 取り巻く環境

ドイツにおける法学研究者の養成は、国際競争と国内格差という2つの試練にさらされている。

まず、アメリカ法との競争がある。アメリカの法律事務所がその豊富な資金にものを使わせて、ドイツの法律事務所を買収するケースが相次いでおり、アメリカ法との折り合いをどのようにつけるかが問われている。また国益上の問題でもあるが、東欧やロシアの立法支援に際してはアメリカ法ではなく、ドイツ法に基づく立法支援をしたいという地政学的要請も顕著である。具体的には、法律英語をマスターし、ドイツ法にも知悉した研究者の養成が焦眉の課題である。

次に、国内格差の問題がある。旧東独と旧西独との格差は依然として存在しており、また最近のOECDの調査によれば、旧西独内でも教育格差のあることが指摘されている。国内格差の問題は直接的には法学研究者の養成に繋がるわけではないが、国内格差の是正もまた法学研究者の養成に不可欠の根本的な課題である。

3. 新しい試み

既存システムが全体としては否定的に評価され、しかも2つの大きな課題に直面している現状において、既存システムを見直そうとする動きが顕著である。

(1) ジュニア教授制度

最も注目すべき動きがジュニア教授制度である。これは、教授資格を取得していない新進研究者にも若いうちから独立して研究・教育に携わる機会を与え、6年以内に正教授の

資格を与えようとする制度である。従来の教授資格制度は、2010年までの猶予期間をおいて廃止されることになっている。

現在では教授資格を取得するのは平均40歳で、「若手研究者」という呼び名はほとんど皮肉に等しい。また、教授資格を取得してもすぐに教授になれるわけではない。正規職ではない「私講師」になれるだけである。出身校以外の大学が手間のかかる手続きをいとわずに招聘してくれなければ、多くの若手研究者が待ち望んではいるが、実現するのはわずかである。このような状況を変革しようとするのがジュニア教授制度である。2002年の初めからこの試みが始まり、用意された667のポストのうち85ポストで既にジュニア教授が誕生し、その3分の1を女性が占めた。ゲッチンゲン大学の場合、ジュニア教授の授業時間は連邦教育学術研究技術省の勧告通り各学期とも週4時間に制限し、雑務も免除しているのである。(Deutschland J No.6/2002 12/2003 1 55,56 頁に依拠)。

ジュニア教授制度が法学部において定着するかどうかは予断を許さない。明確にこれを拒絶する法学部も多いと聞く。しかし、ジュニア教授制度が法学研究者の養成にとっても看過しえない動きであることは間違いないであろう。

(2) マックス・プランク研究所

マックス・プランク協会は1948年にカイザー・ヴィルヘルム協会の後継者として設立された。マックス・プランク協会は傘下に80の研究所を擁しており、各研究所は科学の先端分野における革新的、学際的研究を志向し、優秀な研究者に最良の研究環境を提供することを目的として研究活動を行っており、大学の研究を補完する機能を営んでいる。年間予算は約13億ユーロ、全体で1万1600名が雇用されており、そのうち3,200名が研究者である。

法学分野においては、ハンブルグの私法、フランクフルトの法制史、フライブルグの刑法、ミュンヘンの知的財産法の各研究所が知られている。マックス・プランク研究所の研究者は研究に専念するのみで、授業負担の全くない点が大きな魅力である。マックス・プランク研究所で博士論文を執筆する者も多い。大学とは異なる、自由で充実した研究環境の中で論文を完成したいと考えるからである。

法学研究者の養成にとってもマックス・プランク研究所の果す役割は大きい。マックス・プランク研究所自身もそのことを自覚してきており、近時ではとりわけ若手研究者の養成に意を用いている。それがインターナショナル・マックス・プランク・スクールである。そこではドイツと海外の学生が博士論文を執筆する機会が与えられている。法学分野ではハンブルグのマックス・プランク研究所にスクールが付置されている。

このようなマックス・プランク研究所の取り組みが既存システムを打破する可能性も秘めている。問題は、マックス・プランク研究所には学位を授与する権利(Promotionsrecht)が付与されていないことである。改革の行く末は、大学が独占している学位授与権の帰趨に係わっている。

(3) 大学の法曹養成制度の改革

ドイツにおいて法曹となるには、大学の卒業資格に相当する第一次国家試験に合格し、実

務研修を受けた後、第二次国家試験に合格することが必要である。わが国の司法修習のモデルでもある二段階の法曹養成制度である。このプロセスの中で大学は、必然的に、制度の前半の課程と位置づけられてきた。しかし、近時の大学のマスプロ化とともに、伝統的
法曹養成制度は修正を迫られている。

これを受けて、1971年には、大学と第一次国家試験合格後の実務研修を大学内で結合させる一段階の法曹養成制度が導入されたが、1984年には廃止された。大学の勉学期間の短縮（3年半→2年）、実務研修期間の短縮（3年半→2年半）なども行われているが、現実には却って大学の勉強期間が長期化している（実質、6年間）。EUの市場統合（弁護士統合）の観点からも、この長期化が問題とされているのである。

解決策の1つとして注目されるのが、専門大学（Fachhochschule）における経済法専修コースの導入である。ドイツの法学部教育を受けた法律家は、完全法律家（Volljurist）として法曹三者のみならず、行政官、一般私企業の法務担当者として指導的役割を果たしてきている。しかし、現在では完全法律家といえども就職先の確保が困難である。雇用機会が最も高いと思われる私企業の求める法律家の資質は、完全法律家のそれではない。完全法律家のモデルは裁判官であったが、企業における法律家モデルはもっと経済活動に密着したものでなければならない。かくて経済人向けに特化した法学教育が行われ始め、経済専修法律家が誕生するに至っているのである（小野秀誠『大学と法曹養成制度』2001年、信山社174～180頁に依拠）。

将来、経済専修法律家から研究者を志す人々が登場することになれば、法学研究者養成の既存システムにも少なからざる影響を及ぼすこととなる。

4. わが国法科大学院構想への示唆

ドイツの法学研究者養成システムをめぐる問題は、わが国の法科大学院構想にも示唆的であるように思われる。

第1に、法曹教育における目的と法学研究者養成における手続では日独の違いが大きい。ドイツにおける法曹教育における目的は裁判官がそのモデルである。近時はこの目的自体が揺らいでいるのは事実である。しかしながら、わが国の法科大学院が志向するモデル法律家像は必ずしも定かではないのも事実である。ドイツ流の完全法律家を志向するの
も一案であろうか。

法学研究者養成における手続もドイツでは明確である。2つの国家試験と博士の学位取得の後に教授資格を取得することがその手続である。わが国法科大学院は従来の大学院といかなる関係に立つかは不透明であるように思われる。ドイツを参考にして、法学研究者養成のルールを明確にしておく必要があるのではなかろうか。

第2に教授資格取得制度がドイツには存在しているが、わが国には存在していない。ドイツでは法学部教育、法学研究者養成を担うには原則として教授資格取得者に限定されている。記述のように、現在ではこれが批判にさらされているのも事実ではある。しかし、

教育・養成の担い手に明確な基準が設けられているというメリットもある。これに対してわが国法科大学院における教員資格の基準はあまりにも曖昧ではないか。

私見は、ドイツに倣って、大学法学部および法科大学院の教員資格として教授資格制度の導入を提唱するものである。現行の設置審の判定内容（MまたはDの別、O合、合、可等の別）をルール化して明確な基準を設け、それを公表することによって、教授資格制度の導入はさほど困難ではあるまい。この教授資格制度は理論への偏重を排し、実務を志向した内容とする。実務を顧みない法学には存在意義は認められないからである。実務に精通した者も教授資格取得者に迎えることによって、ドイツ型とは異なる制度とするべきであろうか。

第3にマックス・プランク研究所のような組織の創設も必要ではないだろうか。現代社会における先端的法律問題に特化した研究所を全国各地に配置して、研究とともに研究者養成を行ってはどうか。マックス・プランク研究所のような大規模な仕掛けが望めないのであれば、いくつかの法学部・法科大学院が共同して付設のマックス・プランク研究所型の組織を立ち上げて、研究者養成の拠点とすることも一案であろうか。